

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件公表書
【案件名：つくば市国土強靱化地域計画[改定版]（案）】

令和8年（2026年）8月
つくば市市長公室危機管理課

案件名	つくば市国土強靱化地域計画[改定版]（案）
募集期間	令和8年(2026年)8月1日 ～ 令和8年(2026年)8月27日
担当課	市長公室危機管理課
問合せ	TEL 029-883-1111（内線）2533

■ 意見募集の趣旨

現行計画の改定を行うに当たって市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施します。

■ 資料

- ・つくば市国土強靱化地域計画[改定版]（案）
- ・つくば市国土強靱化地域計画[改定版]（案）の背景・概要版

■ 提出方法

- 直接持参 市長公室危機管理課（本庁舎2階）
※施設閉庁日を除く。
- 郵便 〒305-8555
つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市市長公室危機管理課
- ファクシミリ 029-868-7582
- 電子メール ctz073@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所（法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市国土強靱化地域計画[改定版]の最終決定を行います。
- ・提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、

個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。）については、公表しません。

- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 令和8年10月頃を予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、危機管理課、情報コーナー（庁舎1階）、各窓口センター、各地域交流センター、つくば市民センター



つくば市 国土強靱化 地域計画(素案)

令和8年(2026 年) 月

〔対象期間〕

令和8年度(2026 年度)から

令和 13 年度(2031 年度)まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

目 次

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
第2章 本市の地域特性	3
1 本市の位置と地勢等	3
2 人口	4
3 産業特性	6
4 社会資本の老朽化	8
5 本市における災害リスク(想定災害)	10
第3章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方	23
1 国土強靱化の基本目標	23
2 計画で対象とする災害	23
第4章 脆弱性の分析及びリスクへの対応方策の考え方	25
1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定	25
2 脆弱性の分析の考え方	26
3 施策分野の設定(個別施策分野・横断的分野)	28
4 脆弱性の分析【実施】	28
5 脆弱性の分析【結果】	28
6 リスクへの対応方策	28
7 重点化するリスクシナリオの選定	29
第5章 脆弱性の分析及びリスクへの対応方策	31
第6章 計画の進捗と進捗管理	32
1 市の各種計画の見直し	32
2 計画の推進期間及び見直し	32
3 施策の進捗管理と PDCA サイクル	32
別紙1:脆弱性の分析及び対応方策	33
別紙2:個別施策の指標	111
別紙3:事業の個別内容一覧	118
別紙4:用語集	127

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では、平成 23 年(2011 年)3月の東日本大震災や平成 28 年(2016 年)4月の熊本地震、令和6年(2024 年)1月の能登半島地震のほか、毎年のように台風・豪雨災害等の大規模災害が発生しており、予想外の事態に対する社会の脆弱さが明らかとなっている。

国においては、近年の大規模災害から得られた教訓を踏まえ、災害発生後に事後対策を行うことの繰り返しを避け、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 25 年(2013 年)12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「基本法」という。)」が公布・施行された。また、平成 26 年(2014 年)6月には、同法に基づく計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下、「基本計画」という。)」が策定され、平成 30 年(2018 年)12 月、令和5年(2023 年)7月に変更が行われている。

茨城県においては、市町村や関係機関相互の連携の下、県の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進し、安心して暮らし続けられる社会を実現するため、平成 29 年(2017 年)2月に「茨城県国土強靱化計画(以下、「県計画」という。)」が策定された。その後、県計画は令和4年(2022 年)3月の改定を経て、さらに、基本計画の改定(令和5年(2023 年)7月)、茨城県総合計画の改定(令和8年(2026 年)3月)、また能登半島地震など直近の大規模災害における課題等を踏まえ、令和8年(2026 年)3月に改定が行われた。

こうした経緯のもと、本市においても、東日本大震災以降、平成 24 年(2012 年)5月の竜巻や、平成 27 年(2015 年)9月の関東・東北豪雨、令和元年(2019 年)10 月の台風第 19 号、令和7年(2025 年)9月の竜巻等の災害により被害が発生している。

つくば市国土強靱化地域計画は、基本計画及び県計画に基づき、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、事前の防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するものである。本計画の当初の推進期間は令和3年度(2021 年度)から概ね5年間であった。今般、つくば市未来構想・第3期つくば市戦略プランとの整合を図りつつ、基本計画及び県計画の改定を踏まえ、本計画を見直すこととする。

2 計画の位置づけ

(1)国及び県の計画との関係

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、国の基本計画及び県計画と調和を保つものとする。

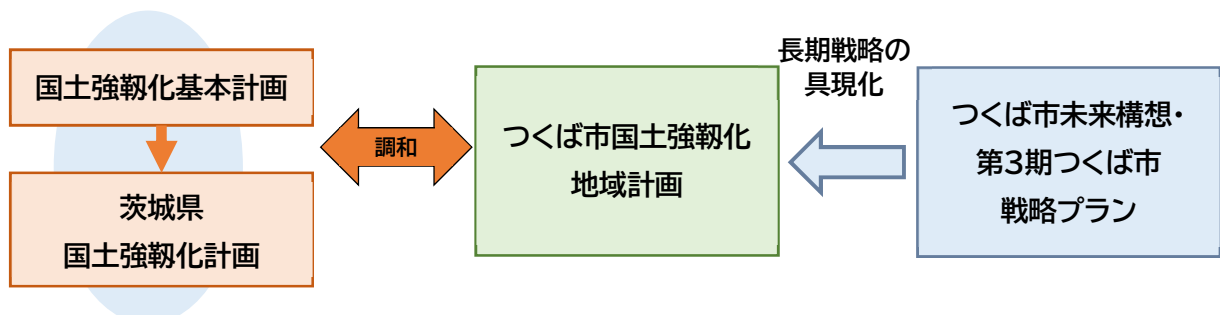


図1 基本計画及び県計画との関係

(2)市の各種計画との関係

本計画は、「つくば市未来構想・第3期つくば市戦略プラン」との調和を図り、「つくば市地域防災計画」をはじめとする分野別計画を傘下とするアンブレラ計画として策定する。

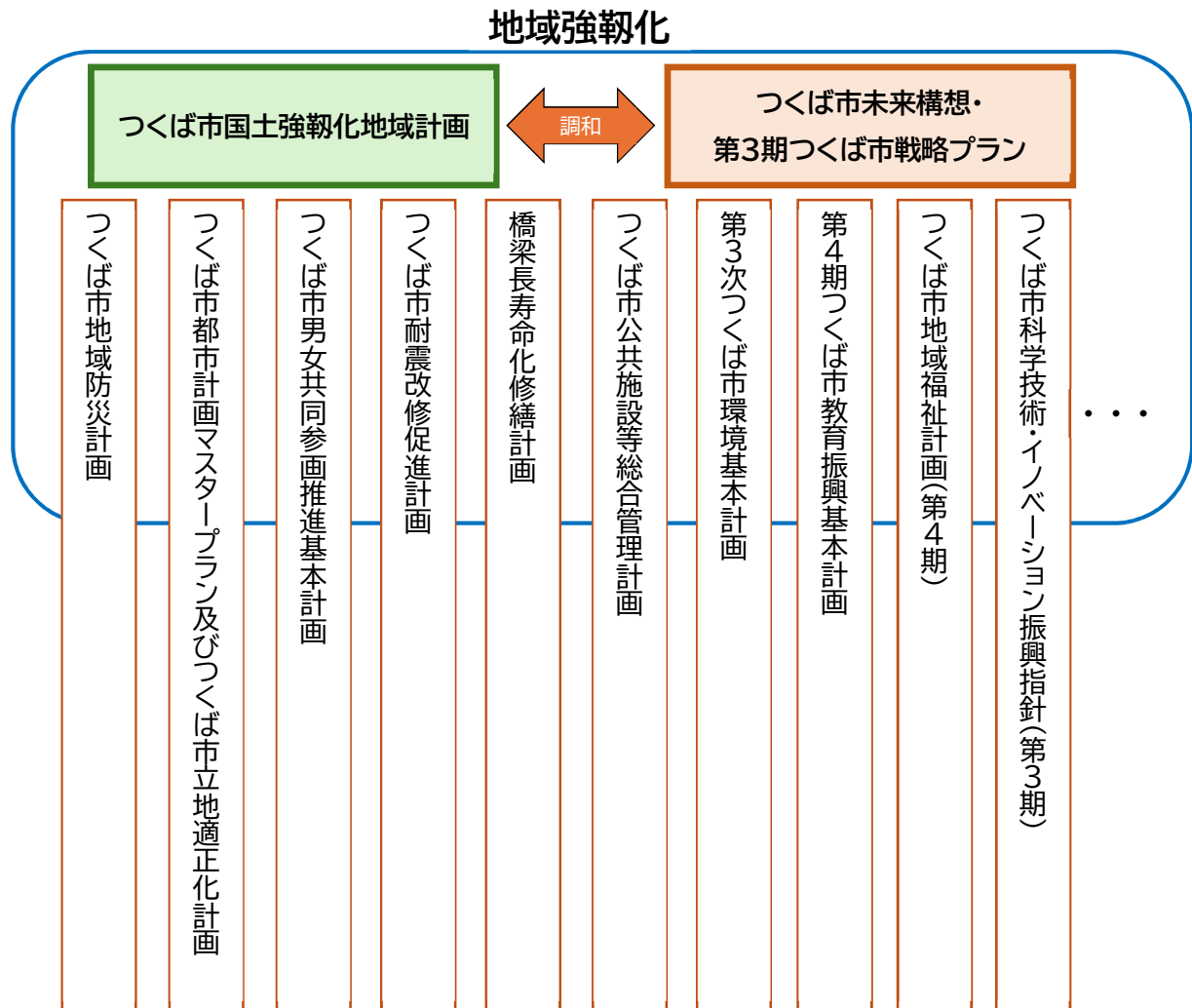


図2 本計画の位置づけ

第2章 本市の地域特性

1 本市の位置と地勢等

(1)位置・地勢

本市は、茨城県の南西部に位置し、東西 14.9 km、南北 30.4 kmと南北に長い形状となっており、北端に標高 877m の筑波山、南端に牛久沼(谷田川の一部)を望み、市全体として、筑波山、筑波・稲敷台地、桜川低地で構成されている。市域の多くの部分は関東ローム層に覆われた標高 20m～30m の台地で、ほぼ平坦な地形をしている。

市の西を流れる小貝川、東を流れる桜川等をはじめとする大小さまざまな河川が流域の水田や畑地を潤し、落ち着いた田園風景を形成している。

また、市内には約 160 の国・民間等の研究機関が立地しており、科学のまち・研究学園都市となっている。市民の安全・安心の確保、良好な生活環境が確保された地域社会の持続的な発展のため、市は研究機関と互いの活動に関して相互協力を図っている。



図3 本市の地形

出典(図 3):つくば市『つくば市都市計画マスタープラン及びつくば市立地適正化計画』(令和7年(2025年))

(2)道路・鉄道

常磐自動車道、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の2つの高速道路が走り、市内に5箇所のインターチェンジがあるほか、国道6号、125号、354号、408号の国道や学園東大通り、土浦学園線などの主要県道を有している。市道の管理延長は県内で最も長く、約3,762 kmに及ぶ。

鉄道については、市内につくばエクスプレス(TX)の4駅(みどりの、万博記念公園、研究学園、つくば)があり、つくば駅から東京の秋葉原駅まで最速45分で結ばれている。

(3)気候

本市の気候は太平洋岸気候に属し、年間平均気温が14.3度と温暖な地域であり、年間降水量は、1,326 mmである※注1。冬季における降雪は2～3回程度である。1日の最高気温と最低気温の差は冬季で大きく、これは、日差しのある日中と放射冷却によって気温が下がる夜間の差によるものとされる。

台地の畑地が多い地域では、晴れた冬の朝には放射冷却による気温の逆転現象(地表の気温が上空の気温よりも低くなる現象)が起こり、牛久沼や谷田川の水面から濃い霧が発生する。また、冬季には「筑波おろし」とも呼ばれる北西から西北西の乾いた冷たい季節風が吹き、筑波山南部地域では空気が乾燥する。

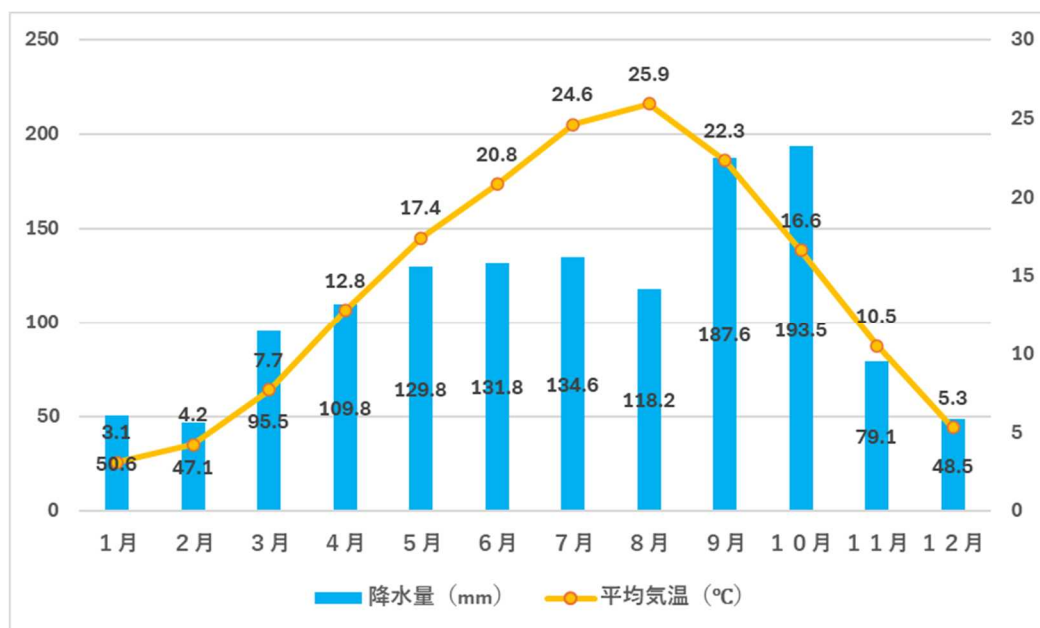


図4 本市の月別の平均降水量・平均気温

出典:気象庁『過去の気象データ(つくば(館野))』をもとに作成(※注1)

※注1:令和8年(2026年)5月時点で気象庁が利用している「2020年平年値(第5版)」(平成3年(1991年)から令和2年(2020年)までの平年値)に基づく

2 人口

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)の「令和5年(2023年)推計」によれば、令和22年(2040年)まで増加し、その後減少に転じる予測となっている。令和22年(2040年)までの間に、高齢人口が増加するなど年齢構成が変化し、地域間の人口バランスも変化することが予想される。

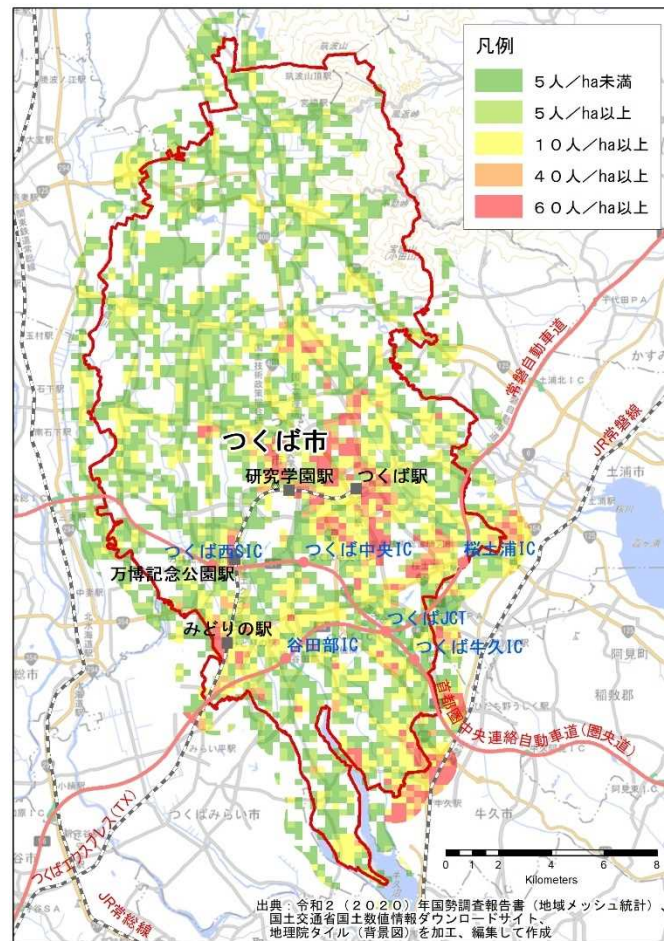


図5 本市における250mメッシュの人口密度(令和2年(2020年)国勢調査)

出典：令和2年(2020年)国勢調査報告書(メッシュ統計)、国土交通省国土数値情報ダウンロードサイトをもとに作成(背景地図：国土地理院「地理院地図」)



図6 つくば市未来構想における将来人口の予測

出典：つくば市『つくば市都市計画マスタープラン及びつくば市立地適正化計画』(令和7年(2025年))、国立社会保障・人口問題研究所『令和5年(2023年)推計』をもとに作成

3 産業特性

本市の産業構造は、第3次産業の割合が高く、就業者割合において、令和2年(2020年)には75%を超え、第1次産業従事者の減少とともに第3次産業従事者の割合が増加している。農業については、本市の総面積 283.72km²のうち、農地の占める割合は約38%(統計つくば 2024: 地目別土地利用)であるが、農業従事者の高齢化や他産業への流出等に伴う後継者不足、都市化進行による農村環境変化などの課題を抱えている。

表1 産業3部門就業者の割合(国勢調査結果(総務省統計局))

年		総数 (人)	第1次産業		第2次産業		第3次産業		産業分類不能	
			総数 (人)	割合 (%)	総数 (人)	割合 (%)	総数 (人)	割合 (%)	総数 (人)	割合 (%)
昭和55年	1980年	60,648	15,862	26.2	13,149	21.7	31,566	52.0	71	0.1
昭和60年	1985年	70,194	12,124	17.3	16,275	23.2	41,679	59.4	116	0.2
平成2年	1990年	81,513	9,294	11.4	20,188	24.8	51,798	63.5	233	0.3
平成7年	1995年	90,328	7,227	8.0	20,955	23.2	61,506	68.1	640	0.7
平成12年	2000年	92,615	5,388	5.8	20,170	21.8	64,972	70.2	2,085	2.3
平成17年	2005年	94,455	4,290	4.5	17,809	18.9	68,602	72.6	3,754	4.0
平成22年	2010年	99,865	3,133	3.1	17,268	17.3	69,190	69.3	10,274	10.3
平成27年	2015年	104,770	3,122	3.0	20,412	19.5	74,784	71.4	6,452	6.2
令和2年	2020年	114,767	2,807	2.4	21,400	18.6	86,814	75.6	3,746	3.3

出典:つくば市『統計つくば 2024(国勢調査結果報告書)』をもとに作成

(1)農業の状況

令和2年(2020年)の販売農家数(主業+準主業+副業的農家)は、2,137戸で、平成12年(2000年)と比較すると約3割に減少している。経営耕地面積も減少しており、平成12年(2000年)と比較すると令和2年(2020年)は約2/3に減少している。

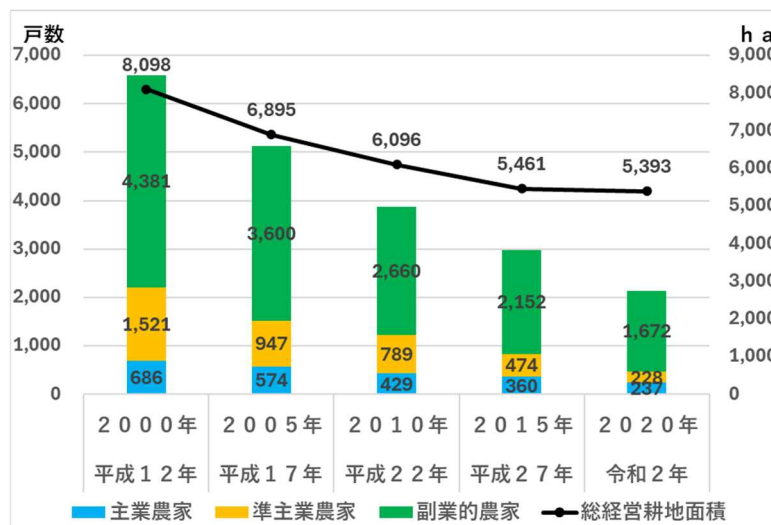


図7 販売農家数と経営耕地面積の推移

出典:つくば市『統計つくば 2024(農林業センサス結果報告書及び茨城農林業基本調査結果報告書)』をもとに作成

(2)工業の状況

事業所数及び従業者数は減少傾向の時期もあったが、近年、増加に転じている。製造品出荷額等や従業者1人あたり製造品出荷額等も令和3年(2021年)には増加傾向にある。

表 2 工業の事業所数・製造品出荷額等の推移

年		従業者 4 人以上			
		事業者数	従業者数	製造品出荷額等 (万円)	従業者 1 人あたり製造 品出荷額等(万円)
平成 23 年	2011 年	185	8,651	29,093,700	3,363
平成 24 年	2012 年	169	8,313	28,073,887	3,377
平成 25 年	2013 年	158	8,076	26,812,172	3,320
平成 26 年	2014 年	155	8,287	27,470,693	3,315
平成 27 年	2015 年	183	9,158	33,726,019	3,683
平成 29 年	2017 年	160	9,332	31,003,373	3,322
平成 30 年	2018 年	162	9,969	34,106,723	3,421
令和元年	2019 年	169	10,134	35,658,325	3,519
令和 2 年	2020 年	174	10,421	34,620,608	3,322
令和 3 年	2021 年	193	10,995	37,601,590	3,420

出典：つくば市『統計つくば 2024(工業統計調査結果報告書「茨城の工業」、経済センサス活動調査)』をもとに作成

(3)商業の状況

令和3年(2021年)の卸売業の状況を見ると、事業所数は 442 件で、年間販売額は約 3,065 億円となっている。平成 28 年(2016 年)と比較すると、事業所数においては増加傾向にあるが、年間販売額においては減少傾向が続いている。

令和3年(2021年)の小売業の状況を見ると、事業所数は 1,352 件で、年間販売額は約 2,841 億円となっている。平成 28 年(2016 年)と比較すると、事業所数・年間販売額ともに減少が見られる。

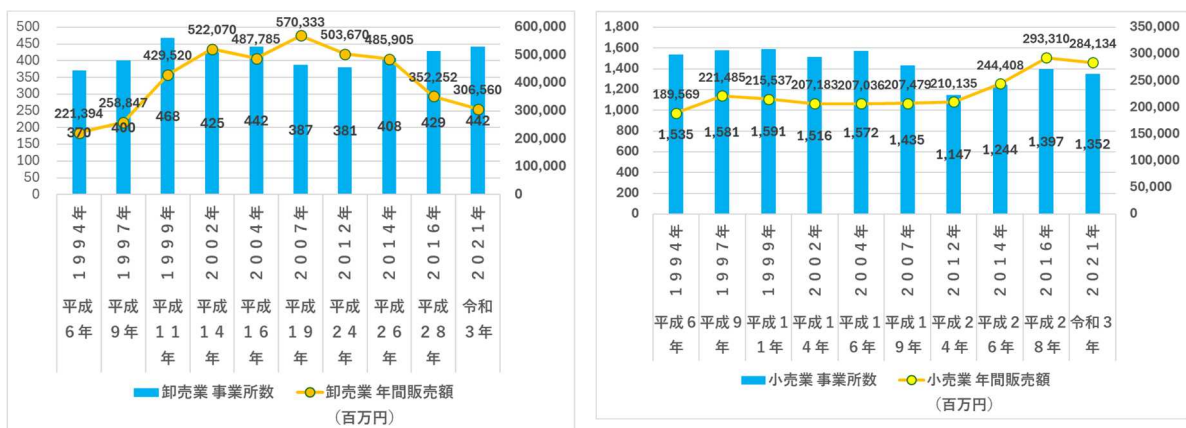


図 8 商業の事業所数と年間販売額の推移(左:卸売業、右:小売業)

出典：つくば市『統計つくば 2024(工業統計調査結果報告書「茨城の工業」、経済センサス活動調査、商業統計調査)』をもとに作成

4 社会資本の老朽化

昭和 38 年(1963 年)に筑波研究学園都市の建設が閣議了解され、昭和 49 年(1974 年)には研究学園地区で初の学校施設が整備された。その後も、昭和 50 年代(1975 年～1984 年)にかけ、多くの公共建築物が整備されてきた。特に、昭和 49 年度(1974 年度)から昭和 59 年度(1984 年度)までの 11 年間に整備のピークを迎えて、公共建築物の約 44%が整備された。平成 17 年(2005 年)のつくばエクスプレスの開業等に伴い、近年においても施設整備を行ってきた。

公共建築物の建築後の経過年数は、

図 10 のとおり、令和 7 年(2015 年)3 月時点で公共建築物の約 70%が建築後 30 年を経過しており、建築後 20 年以上 29 年以下の公共建築物が約 5%であることから、10 年後には、建築後 30 年を経過する公共建築物が約 75%になる。

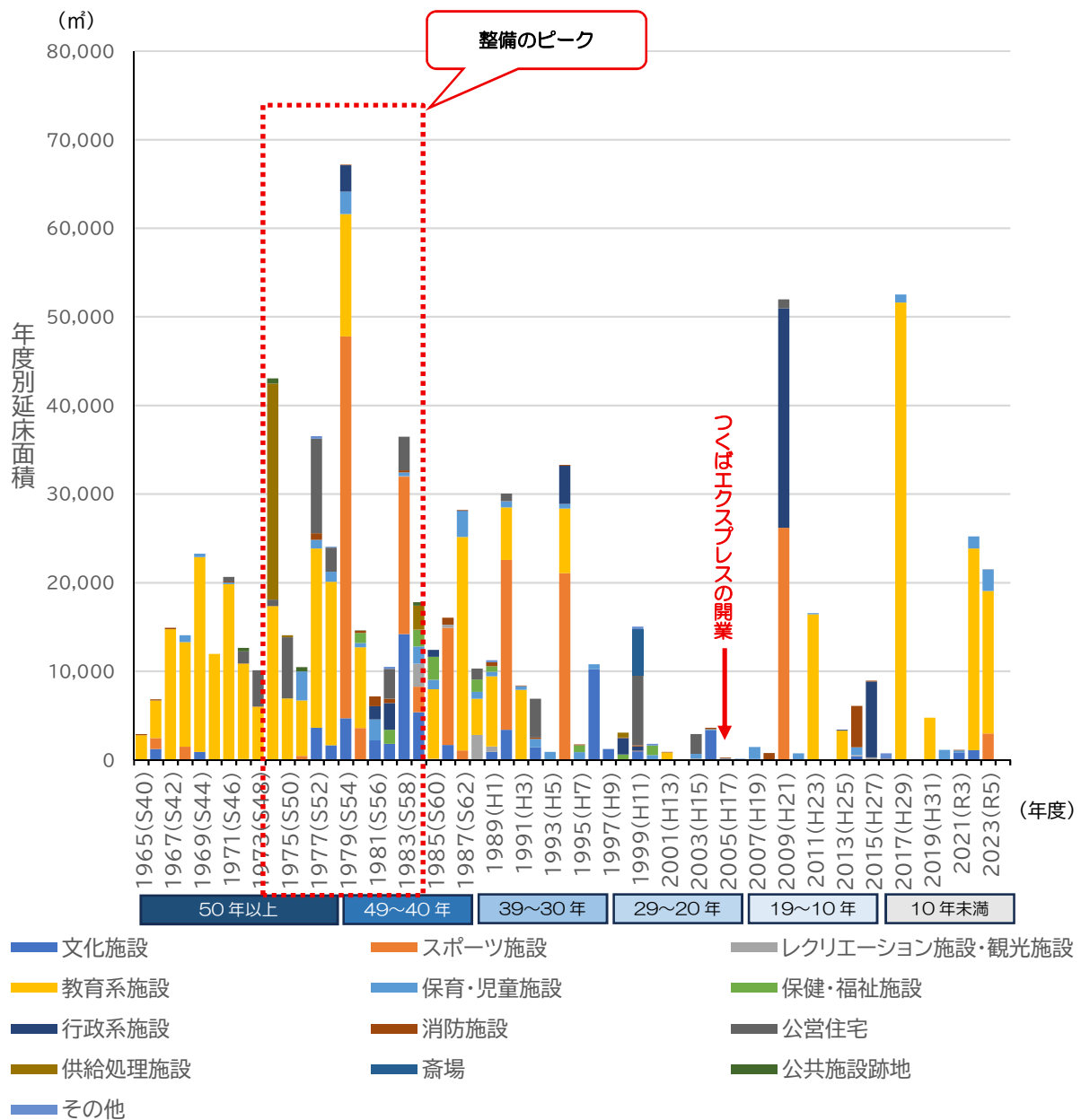


図 9 公共建築物の建築年度別整備状況

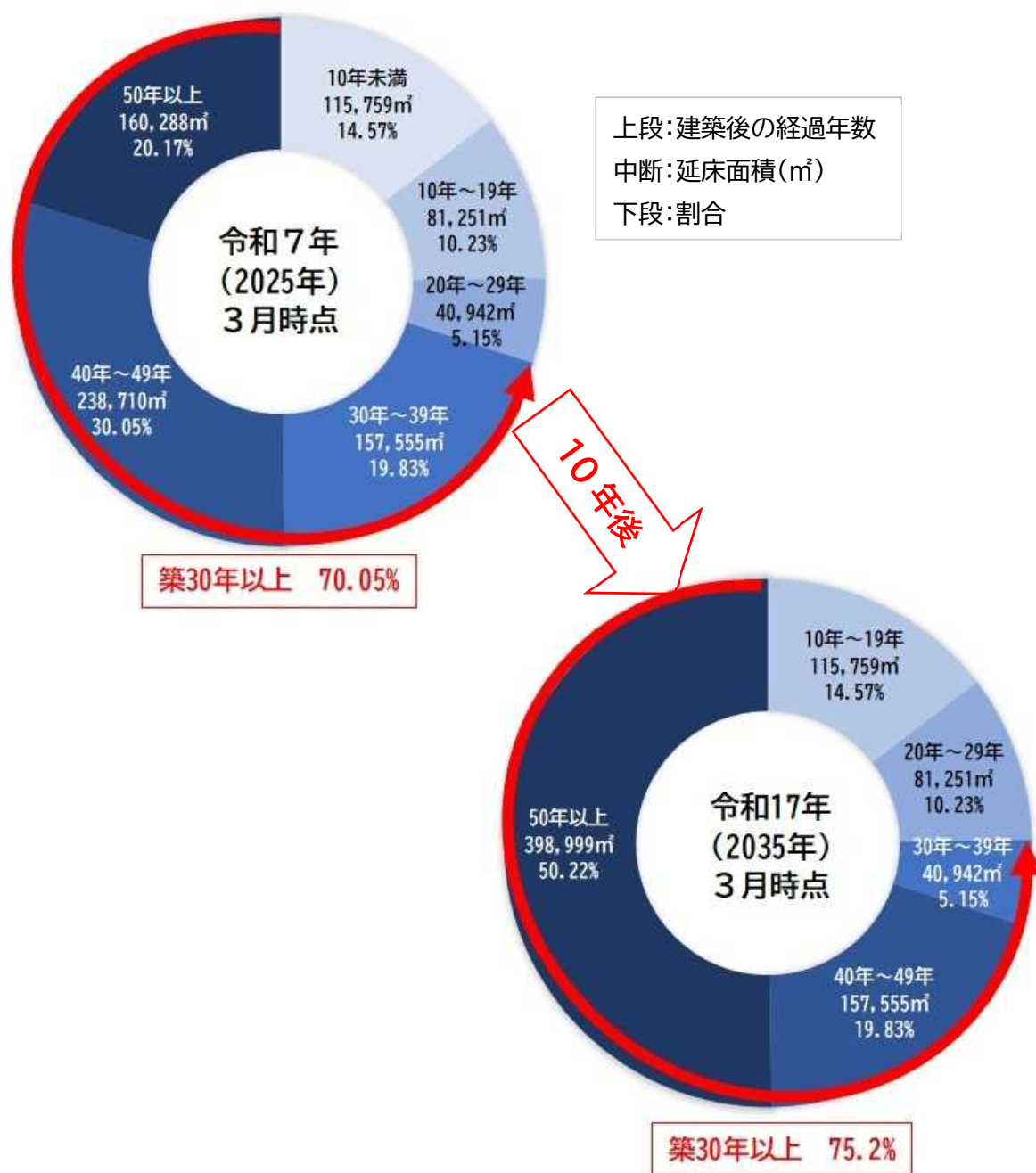


図 10 公共建築物の建築後の経過年数と延床面積の割合

5 本市における災害リスク(想定災害)

(1)地震災害

1)本市における想定地震

平成 30 年(2018 年)12 月に茨城県が公表した「茨城県地震被害調査詳細報告書」では、茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの想定地震を設定しており、本市における最大震度は表 3 のとおり想定されている。

「茨城県地震被害想定調査詳細報告書」によれば、本市では「茨城県南部の地震」により、最も被害が大きくなると想定されている。次いで「茨城・埼玉県境の地震」が想定されている。

「茨城県南部の地震」による建物被害は、冬 18 時に発生した場合が最も大きく、全壊・焼失棟数 786 棟と想定されている。また、人的被害は冬深夜に発生した場合が最も大きく、死者数は 19 人、負傷者数は 443 人と想定されている。

表 3 茨城県地震被害想定における想定地震と本市の震度

想定地震	想定規模	本市の 最大震度
① 茨城県南部の地震	Mw7.3	6 強
② 茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3	6 強
③ F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	4
④ 棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0	5 弱
⑤ 太平洋プレート内の地震(北部)	Mw7.5	6 弱
⑥ 太平洋プレート内の地震(南部)	Mw7.5	6 弱
⑦ 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw 8.4	6 強

※Mw(モーメントマグニチュード):「震源における断層運動の大きさ」を反映した指標。地震の規模を表す。

出典:茨城県『茨城県地震被害想定調査詳細報告書』(平成30年(2018年)12月)をもとに作成

表 4 茨城県地震被害想定結果(本市)

想定地震	想定規模	本市の 最大震度	建物被害	人的被害		
			全壊・焼失	死者	負傷者	重傷者
① 茨城県南部の地震	Mw7.3	6 強	786 棟 (冬 18 時)	19 人 (冬深夜)	443 人 (冬深夜)	25 人 (冬深夜)
② 茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3	6 強	102 棟 (冬 18 時)	5 人 (冬深夜)	239 人 (冬深夜)	21 人 (冬深夜)

出典:茨城県『茨城県地震被害想定調査詳細報告書』(平成30年(2018年)12月)をもとに作成

表 5 想定地震別被害想定結果(建物被害:本市)

単位:(棟)

想定地震	時間帯	液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
① 茨城県南部の地震	冬深夜	4	35	292	2,941	*	*	15	311	2,977
	夏 12 時	4	35	292	2,941	*	*	5	301	2,977
	冬 18 時	4	35	292	2,941	*	*	490	786	2,977
② 茨城・埼玉県境の地震	冬深夜	3	33	83	1,649	*	*	10	97	1,683
	夏 12 時	3	33	83	1,649	*	*	5	92	1,683
	冬 18 時	3	33	83	1,649	*	*	15	102	1,683

「*」…わずかという意味である。

出典:茨城県『茨城県地震被害想定調査 別冊資料 市町村別の主な被害一覧』(平成31年(2019年)2月)をもとに作成

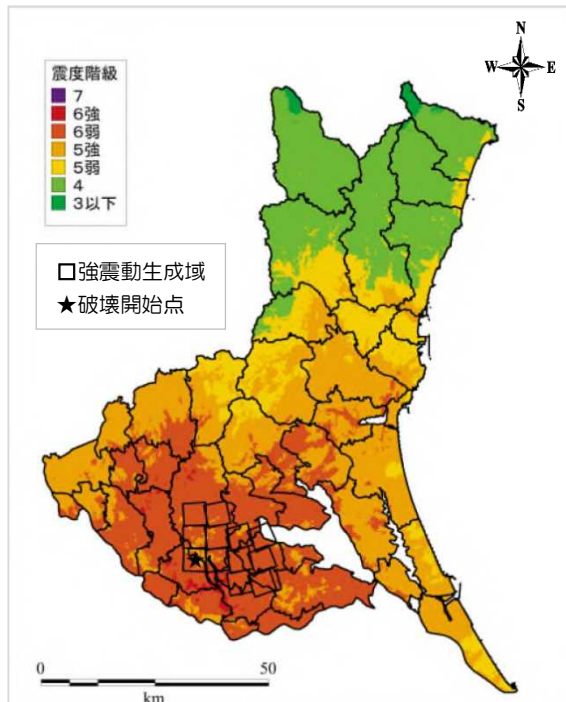
表 6 想定地震別被害想定結果(人的被害:本市)

単位:(人)

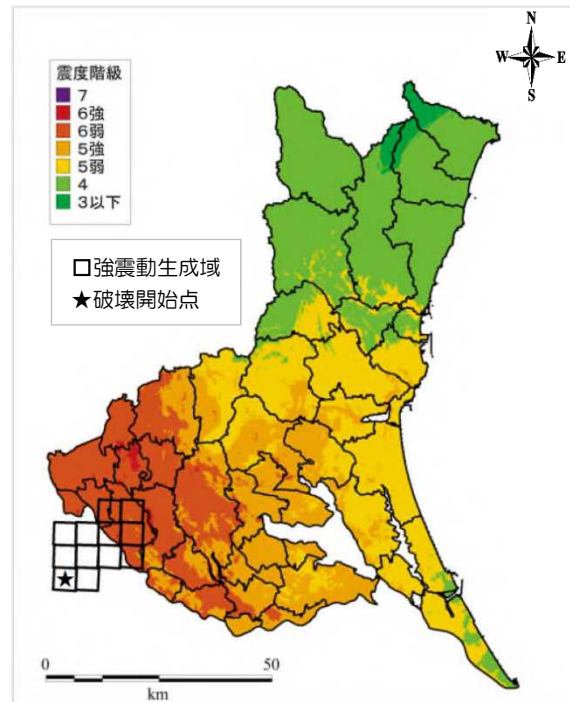
想定地震	時間帯	死者						負傷者					
		建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
		うち屋内収容物等						うち屋内収容物等					
① 茨城県南部の地震	冬深夜	18	4	*	*	*	19	442	131	*	1	*	443
	夏 12 時	10	2	*	*	*	11	274	107	*	1	2	276
	冬 18 時	15	2	*	*	*	16	323	100	*	29	8	360
② 茨城・埼玉県境の地震	冬深夜	5	3	*	*	*	5	238	109	*	1	*	239
	夏 12 時	3	1	*	*	*	3	152	95	*	*	1	154
	冬 18 時	4	2	*	*	*	5	175	86	*	2	6	183

「*」…わずかという意味である。

出典:茨城県『茨城県地震被害想定調査 別冊資料 市町村別の主な被害一覧』(平成31年(2019年)2月)をもとに作成

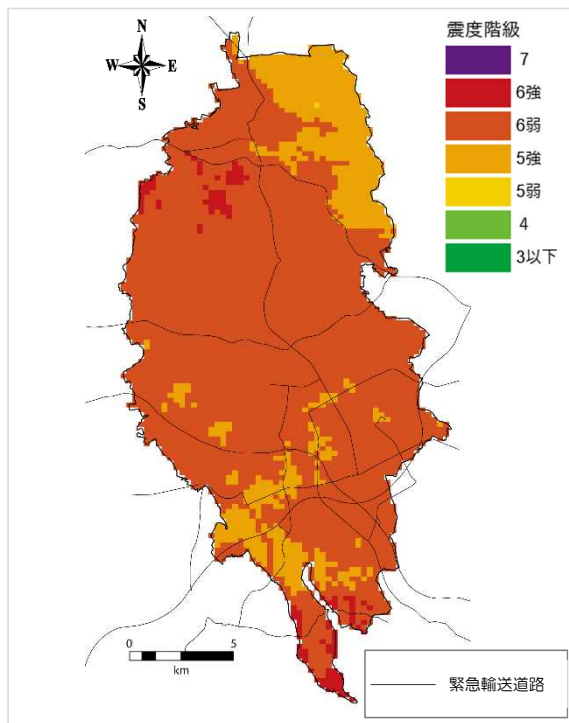


【茨城県南部の地震】

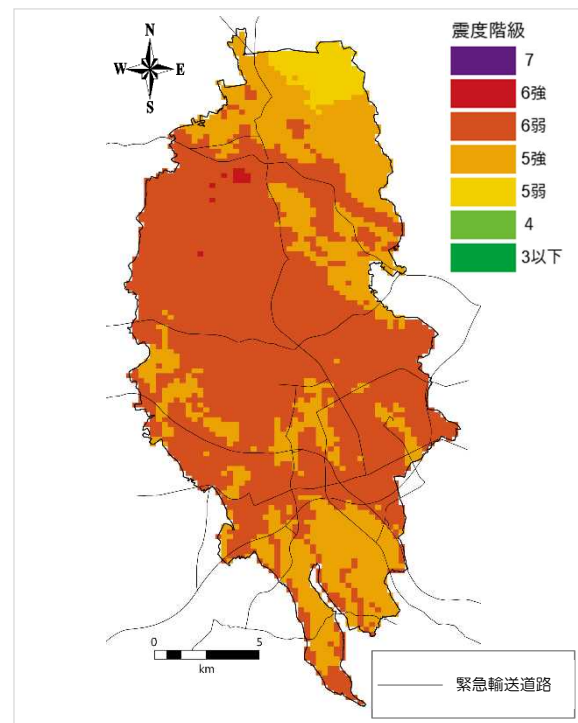


【茨城・埼玉県境の地震】

図 11 茨城県南部の地震及び茨城・埼玉県境の地震における震源断層モデルと震度分布図
出典：茨城県『茨城県地震被害調査詳細報告書』（平成 30 年(2018 年)12 月)



【茨城県南部の地震】



【茨城・埼玉県境の地震】

図 12 茨城県南部の地震及び茨城・埼玉県境の地震における震度分布図(本市拡大図)
出典：茨城県『茨城県地震被害調査詳細報告書』（平成 30 年(2018 年)12 月)

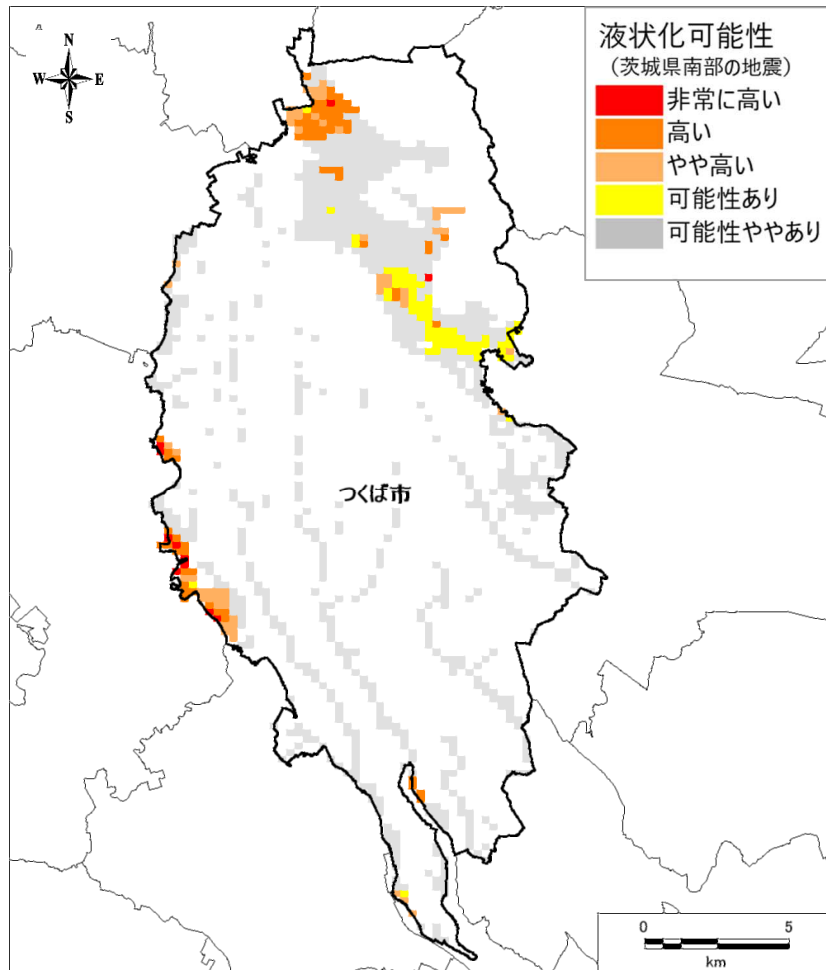


図 13 茨城県南部の地震の液状化可能性図

出典:茨城県『茨城県地震被害調査詳細報告書』(平成 30 年(2018 年)12 月)

2)地震災害の履歴

これまでに発生した本市における地震災害の履歴を表7に示す。平成 23 年(2011 年)の東日本大震災において、本市では死者1名、負傷者 13 名(うち重傷者3名)の人的被害が発生した。また、道路・交通機関、ライフライン等においても被害が発生し、市民の生活に影響を及ぼした。今後は、茨城県沖で発生する地震及び茨城県南部の地震の発生も懸念されることから、より一層十分に備える必要がある。

表 7 本市の地震災害の履歴

発生年月日	地域 (名称)	マグニ チュード	推定 震度	被害の概要
1855.11.11 (安政 2 年)	安政江戸地震	6.9	V	江戸及び付近を震源とする地震。 茨城県南部が広く震度Vとなっており、ところにより震度VIもみられる。県内では死傷者の記録はないが、家屋や蔵に被害が出ている。

発生年月日	地域 (名称)	マグニ チュード	推定 震度	被害の概要
1895.1.18 (明治 28 年)	霞ヶ浦付近	7.2	V	霞ヶ浦付近を震源とする地震。 推定震度は、茨城県南東部で震度 V であり、局部的被害はそれほど大きくないが、被災範囲が広い。
1922.5.9 (大正 11 年)	谷田部付近	6.1		土浦で電話線切断、館野の高層気象台で壁に亀裂を生じた。
1923.9.1 (大正 12 年)	関東地震	7.9	V	相模トラフを震源とする地震。 推定震度は茨城県南部で震度 V。東京や神奈川県で大きな被害をもたらした地震だが、県内でも死者 5 人、負傷者 40 人、家屋の被害も全壊 517 棟、半壊 681 棟に達した。
1983.2.27 (昭和 58 年)	茨城県南部	6.0		茨城県南部を震源とする地震。 藤代、取手、牛久、船橋などでガス管の破損などの被害が発生、藤代町では壁に亀裂や剥落があった。
2000.7.21 (平成 12 年)	茨城県沖	6.4	4	水戸市などで震度 5 弱、つくば市周辺で震度 4 を観測した。県内の被害は、水道管の漏れによる断水(阿見町)や住家一部破損(屋根瓦の被害:那珂町、岩瀬町)が見られた。
2002.2.12 (平成 14 年)	茨城県沖	5.7	4	茨城県東茨城郡桂村、久慈郡金砂郷町で震度 5 弱、その他県内の広い範囲で震度 4 を観測した。地震による負傷者は軽傷 1 名、また文教施設 12 棟に被害が生じた。
2002.6.14 (平成 14 年)	茨城県南部	5.1	4	つくば市を含め県内の広い範囲で震度 4 を観測した。地震による負傷者は軽傷 1 名、またブロック塀 8 箇所が倒壊した。
2004.10.6 (平成 16 年)	茨城県南部	5.7	5 弱	つくば市小荃、関城町舟生の震度 5 弱を最大に、つくば市谷田部や牛久市中央など県南部の広い範囲で震度 4 を観測した。県内で被害の報告はなかった。
2005.2.16 (平成 17 年)	茨城県南部	5.4	5 弱	つくば市、玉里村、土浦市で震度 5 弱を観測した。この地震により、負傷者 4 人、水道管破裂等の被害が発生した。

発生年月日	地域 (名称)	マグニ チュード	推定 震度	被害の概要
2008.5.8 (平成 20 年)	茨城県沖	7.0	4	水戸市で震度 5 弱を記録。常総市で軽傷者 1 名、下妻市で 6 棟、土浦市で 1 棟が住家一部破損。
2011.3.11 (平成 23 年)	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	9.0	6 弱	三陸沖を震源とし、県内 8 市で震度 6 強、21 市町村で震度 6 弱を観測。同日茨城県沖で最大余震(M7.7)発生、本市で震度 6 弱を観測。本市においては、死者 1 名、負傷者 13 名(うち重傷者 3 名)の人的被害が発生した。つくばエクスプレス・常磐線・高速バスが運休し、多数の帰宅困難者が発生した。電気は一部地域で停電。上水道は茨城県企業局霞ヶ浦浄水場の施設損傷及び停電により断水となり、下水道は多数の下水道施設が破損した。また、液状化被害は下水道施設・道路・水田までに及んだ。

出典：つくば市『つくば市地域防災計画(本編)第 1 編総則』(平成 31 年(2019 年)1月)をもとに作成

(2)首都直下地震発生時の帰宅困難者

通勤・通学等による近隣地域との人の流動状況においては、県内を除くと東京都への流出が最も多い(令和2年(2020 年)国勢調査)。東京都との移動は、流入に比べ、流出が多いのが特徴である。つくばエクスプレスの市内の駅からの乗車人員数は、令和6年度(2024 年度)は1日あたり合計約 35,000 人であり、首都直下地震が発生した場合は帰宅困難者が多数発生する可能性がある。常磐自動車道、つくばエクスプレスをはじめとする広域交通ネットワークを活用して、首都圏内に取り残された帰宅困難者への対策を準備していく必要がある。

また、流入においては、県内を除くと特に東京都・千葉県からの流入人口が多く、市内に帰宅困難者が多数発生する可能性がある。つくばエクスプレス沿線市の昼夜間人口を比較すると(図 15 参照)、本市の昼夜間人口率は 105.5%となっており、唯一昼間人口が夜間人口を上回る自治体となっている。さらに、茨城県地域防災計画(令和8年(2026 年)3月)では、帰宅困難者の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のうえ、事業所等内に一定期間滞在できるように平常時からの備蓄準備が必要であると言われている。本市には多数の事業所や学校、研究施設、集客施設等が立地しており、事前に帰宅困難者への対策を整理しておく必要がある。



図 14 つくば市と茨城県内外との通勤・通学の流動人口

出典: つくば市『統計つくば 2024(国勢調査結果報告書)』、国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト(行政界)を加工して作成

表 8 つくばエクスプレスの1日平均乗車人員(年度別) 単位:(人)

年度 駅名	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
つくば	18,817	17,980	17,273
研究学園	8,092	7,877	7,491
万博記念公園	3,750	3,575	3,546
みどりの	5,892	5,537	5,331

出典: 首都圏新都市鉄道株式会社『1日平均乗車人員(年度別)』をもとに作成

※令和7年度(2025 年度)の数値は速報値

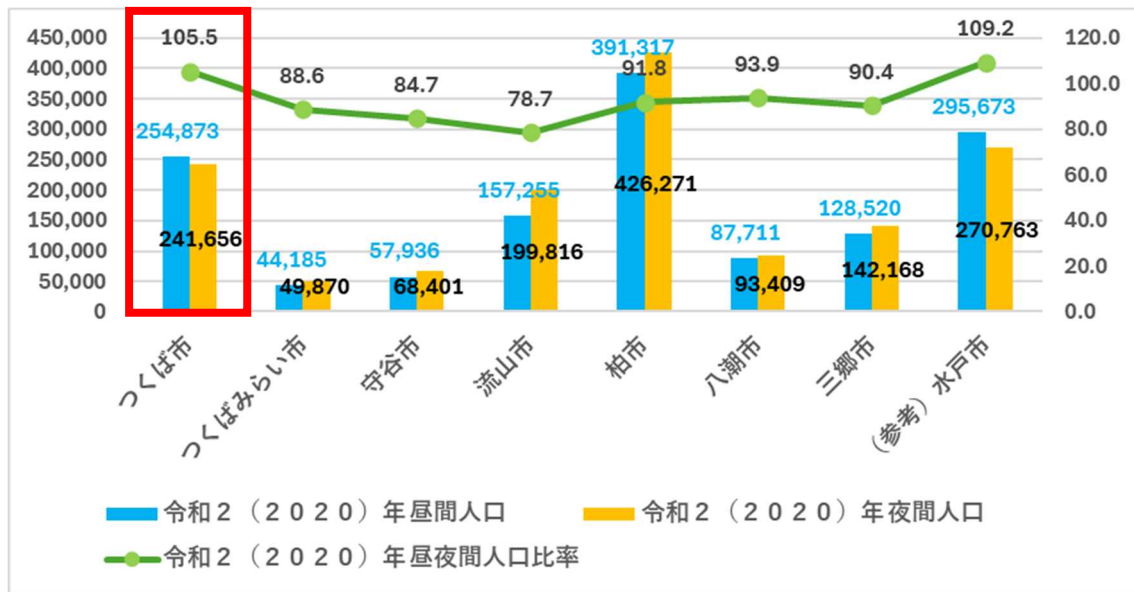


図 15 つくばエクスプレス沿線市における昼夜間人口

出典：つくば市『統計つくば 2024(総務省統計局 令和2年(2020 年)国勢調査)』をもとに作成

(3)首都直下地震発生時の首都圏への広域的バックアップ体制

地震調査研究推進本部は、相模トラフ沿いの地震活動の長期評価を行っており、南関東地域において今後 30 年以内に約 70 パーセントの確率で M7クラスの地震が発生するとしている。首都直下地震に係る最新の被害想定は、令和7年(2025 年)12 月に中央防災会議 防災対策実行会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループが公表した「報告書」と「被害想定」である。複数ケースを検討した結果、都心南部直下で発生する地震(都心南部直下地震)が、首都圏中枢機能への影響が最も大きいとしている。

都心南部直下地震発生時の本市の予測震度は震度5弱～5強であり、本市における被害はほとんど想定されていない。しかしながら、首都圏では広域的に震度6弱以上の揺れに見舞われることから、医療機関においては建物被害やライフライン機能支障等による対応力の低下や、物資においては建物倒壊や焼失等により道路が閉鎖され、供給機能が低下すると想定されている。

被災した都心部へのバックアップとして、職員の派遣や物資の提供が期待されている。また、自衛隊やインフラ関係機関をはじめとする様々な支援部隊の後方拠点や応援物資の集配拠点が必要とされている。

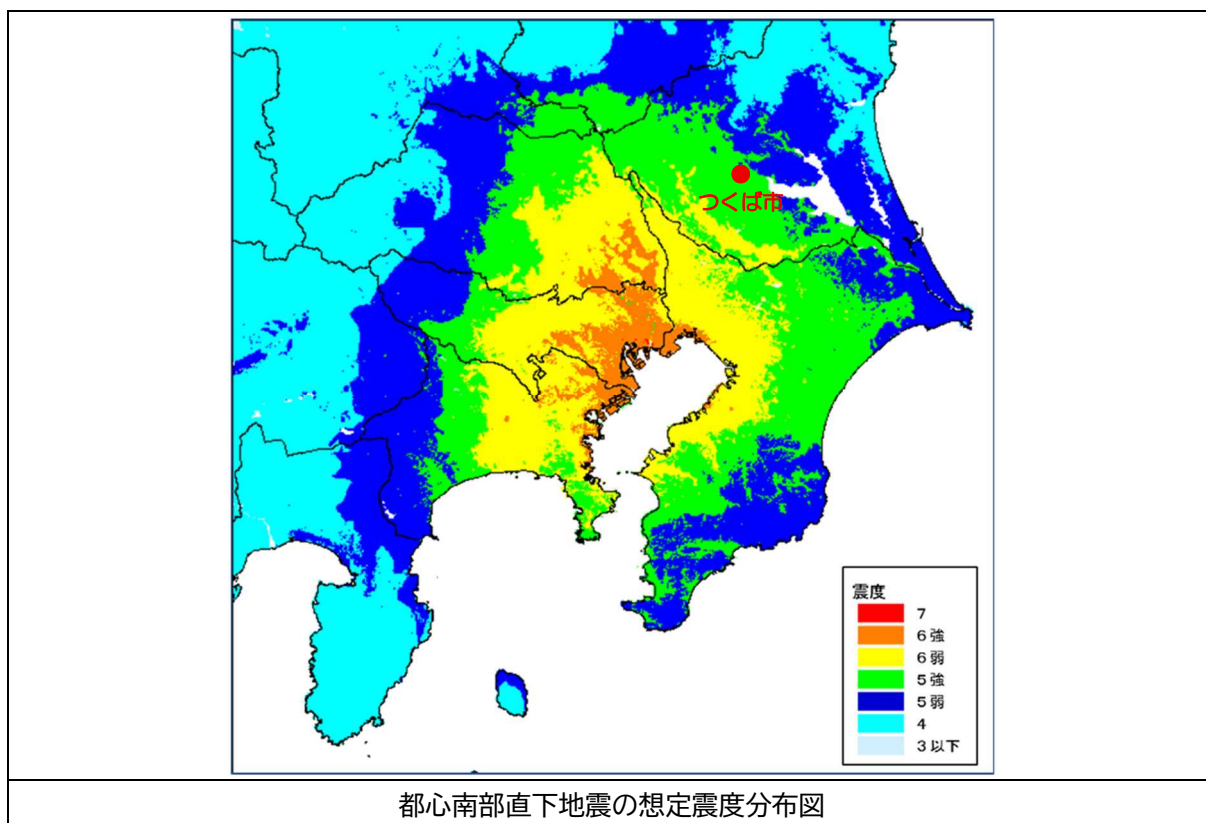


図 16 首都直下地震における想定震度分布図

出典:中央防災会議 防災対策実行会議 首都直下地震対策ワーキンググループ『首都直下地震の被害想定と対策について(報告書)』(令和7年 12 月)

(4)風水害

1)洪水(洪水浸水想定区域)

本市は、市の西側市境に一級河川である小貝川、市の北側に一級河川である桜川、市の南側に一級河川である谷田川が流れており、大雨による氾濫により浸水するリスクがある。特に、桜川・谷田川沿いでは住宅地や団地等が形成されているため、水害に備える必要がある。

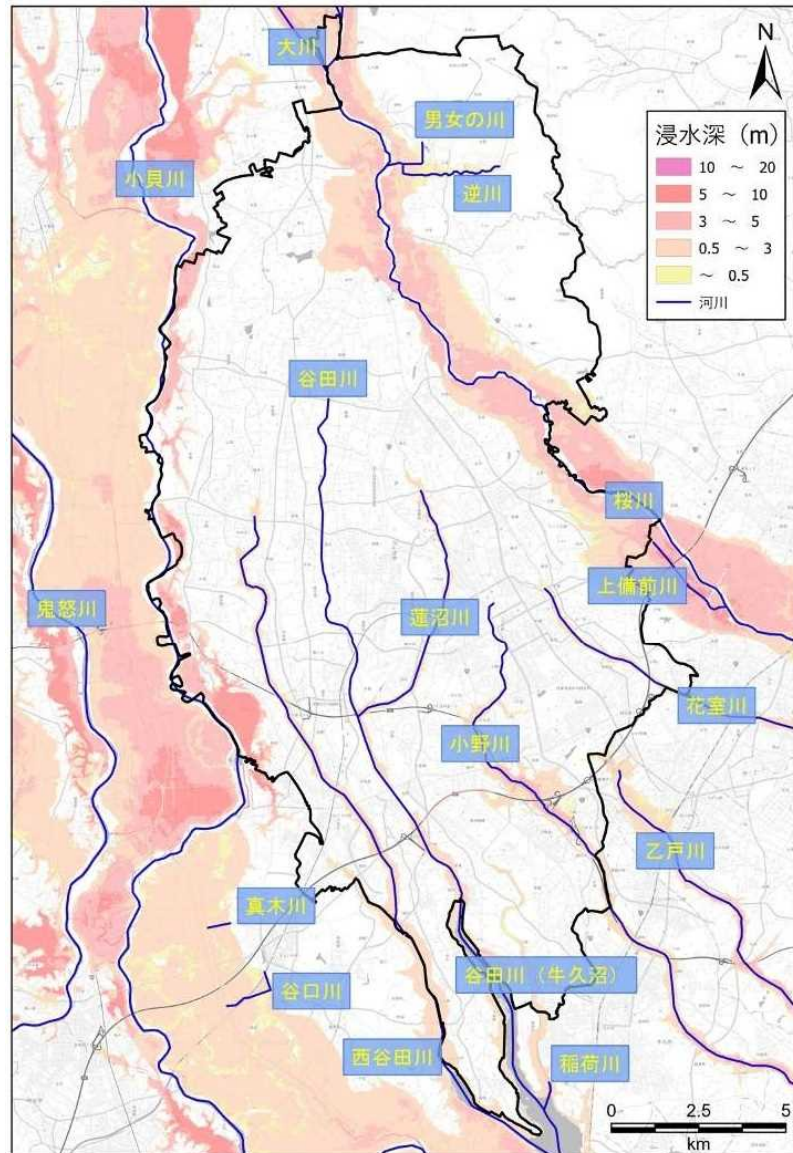


図 17 洪水浸水想定区域(本市)

出典:国土交通省関東地方整備局下館河川事務所及び茨城県提供の『洪水浸水想定区域図』をもとに作成(背景地図:国土地理院「地理院地図」)

2)土砂災害(土砂災害警戒区域等)

市域の土砂災害警戒区域は、令和8年(2026年)5月時点で、土石流 15 箇所、急傾斜地の崩壊 57 箇所、地滑り2箇所の合計 74 箇所が指定されている。筑波山の麓付近や、牛久沼付近の低地と台地との境に多く分布しており、土砂災害により道路閉塞や孤立集落が発生するおそれがある。

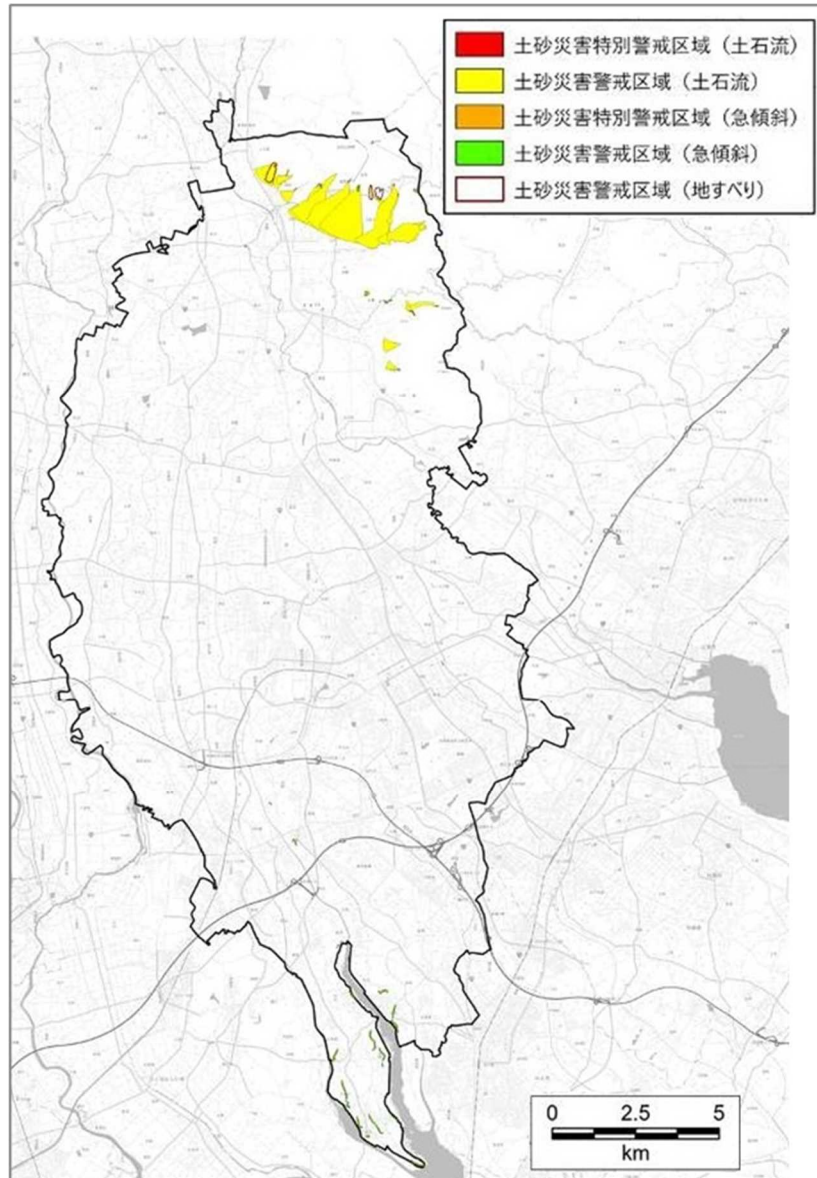


図 18 土砂災害警戒区域等の位置

出典:茨城県提供の『土砂災害警戒区域等』をもとに作成(背景地図:国土地理院「地理院地図」)

表 9 土砂災害警戒区域等の指定状況(令和8年(2026年)5月時点)

区分		箇所数(うち特別警戒区域)
土石流	警戒区域	15(14)
急傾斜	警戒区域	57(54)
地滑り	警戒区域	2(0)
合計	警戒区域	74(68)

出典:茨城県『土砂災害警戒区域等指定箇所【つくば市(土石流・急傾斜・地滑り)】』をもとに作成

3)風水害の履歴

これまでに発生した本市における風水害の履歴を表 10 に示す。市内を流れる小貝川、桜川では過去様々な洪水が記録されている。そのうち、昭和 13 年(1938 年)と昭和 61 年(1986 年)の洪水による被害が大きい。昭和 61 年(1986 年)の洪水では、土砂災害による被害も発生した。近年では、令和元年(2019 年)の台風第 19 号により、建物・ライフライン・交通に大きな被害が生じ、市民生活に大きな影響を与えた。

竜巻など激しい突風については、台風に比べ発生頻度は低いが、平成 24 年(2012 年)5 月の竜巻ではとりわけ大きな被害が生じた。

表 10 本市の風水害の履歴

災害	被害状況
昭和 13 年 (1938 年) 洪水	● 未曾有の大出水となった。 ● 小貝川では、大字吉沼の明戸地区にある横土手近くの本堤防が決壊。真瀬で床上浸水 107 戸、田畑の流失埋没 9.1ha の被害があった。 ● 谷田川が氾濫して田畑が冠水し、大字谷田部の台町、内町では床下浸水の被害があった。 ● 桜川では大字佐の堤防が数箇所が決壊して流域の水田の大部分が冠水した。
昭和 61 年(1986 年)8 月 洪水(台風第 10 号)	● 台風第 10 号から変わった温帯低気圧により下館市の中館観測所で降水量 380mm、時間最大 64mm の記録的な集中豪雨となった。 ● 4 日夜半から筑波、上大島、臼井、山口地区などで、山からの鉄砲水による家屋の浸水、土砂崩れ・山崩れなどの被害が起きた。 ● 5 日には桜川が増水し、上流の筑真橋付近の右岸(明野町東石田地区)、上菅間サイカチ堂裏の堤防が次々と決壊し、濁流はサイカチ堂、上菅間、中菅間を経て池田、安森地区を襲い、床上浸水 490 戸、床下浸水 268 戸をはじめ、農作物、道路等への大きな被害をもたらした。 ● 小貝川では、吉沼地区にある横土手が決壊し、昔からいかなる洪水にも冠水しなかったと伝えられる吉沼の字天神の畑も 1m70cm の水深となった。
平成 24 年(2012 年)5 月 竜巻	● 5 月 6 日 12 時 35 分頃に発生したと推定される突風により、常総市大沢新田からつくば市平沢付近にかけて、被害が発生した。この突風をもたらした現象は竜巻であると認められ、突風の強さは藤田スケールで F3 と推定された。 ● この竜巻により、常総市、つくば市で被害。つくば市内で死者 1 名、負傷者 37 名、全壊 76 棟、半壊 158 棟の被害が発生した。
令和元年(2019 年) 10 月 12 日 東日本台風(台風第 19 号)	● 茨城県内に大雨特別警報発令 ● つくば市の降雨量(主に 10 日 18 時から 13 日 9 時)163mm、最大 1 時間降水量 31.5mm となった。 ● 住家被害は一部損壊 38 棟が発生した。 ● つくばエクスプレスが全線運休となり、また道路の通行規制は合計 9 区間が通行止めとなった。

災害	被害状況
令和 7 年(2025 年)9 月 18 日 竜巻	● 9 月 18 日 14 時 53 分頃、花室から上広岡にかけて風速約 45m/s と推定される突風が発生した。この突風をもたらした現象は竜巻と認められ、日本版改良藤田スケールで JEF1 に該当すると評定された。 ● 家屋、建物、民地内への被害が 43 件、農業関連被害が 11 件、道路や公共施設内における倒木が 24 件発生した。

出典:つくば市『つくば市地域防災計画(本編)第1編総則』(平成 31 年(2019 年)1月)等をもとに作成

第3章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 国土強靱化の基本目標

本市は、平成 23 年(2011 年)3月の東日本大震災において被害を受けたほか、平成 24 年(2012 年)5月及び令和7年(2025 年)9月の竜巻や、令和元年(2019 年)台風第 19 号などの風水害による被害を受けている。

過去の災害から得られた教訓を踏まえ、本市では、災害対応に係るマニュアル等の見直しなど、様々な対策を進めている。今後は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要である。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく必要がある。

国の国土強靱化基本計画(令和5年(2023 年)7月)及び国土強靱化年次計画 2025(令和7年(2025 年6月))では、「国土強靱化政策の展開方向として、①「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、②「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、③「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、④「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」、⑤「地域における防災力の一層の強化」が示されている。本市においても、国土強靱化政策の展開方向を踏まえ、施策を推進していく必要がある。

このような背景に基づき、いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続けられる社会の形成を目指す。

<国土強靱化の基本目標>

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2 計画で対象とする災害

本市に影響を及ぼすリスクとして、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や風水害など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般(地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害、土砂災害等)とする。ただし、県計画において、比較的影響が少ないと想定される火山による降灰、大雪災害、林野火災等の自然災害は、国、県、周辺市町村との連携の中で考慮するとしている。

なお、単独での発生だけでなく、地震後に豪雨・台風等が発生するなど同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する必要がある。

ある。

本市においては、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であるが、国の基本計画や県計画の動向等を見ながら、今後の取扱いを検討するものとする。

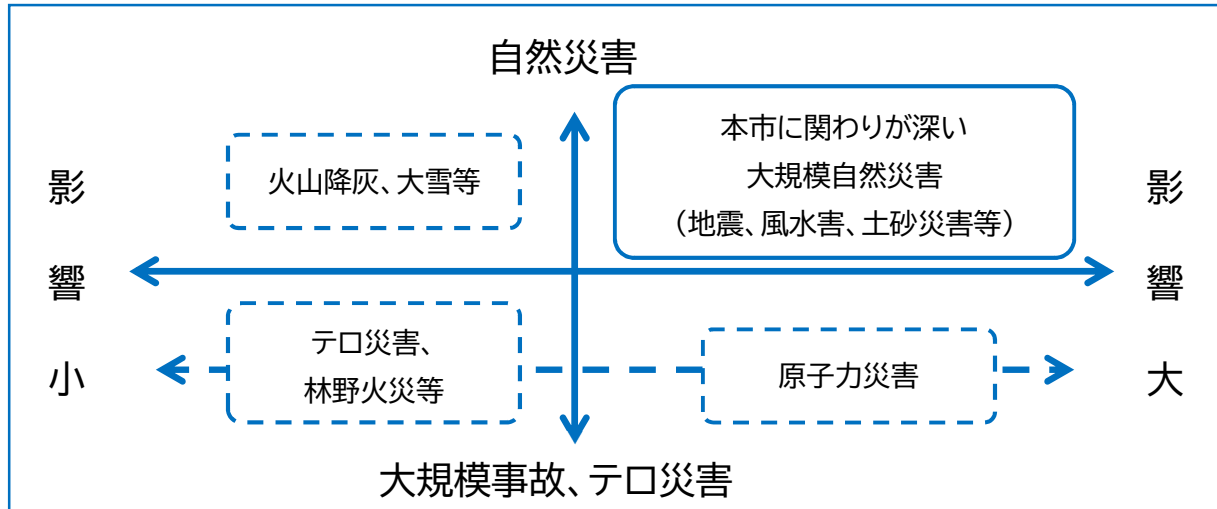


図 19 対象とする災害のイメージ

出典: 茨城県『茨城県国土強靱化計画』(令和8年(2026年)3月)をもとに作成

第4章 脆弱性の分析及びリスクへの対応方策の考え方

1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画においては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、35 の「リスクシナリオ」を設定して評価を行っている。県計画においては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、32 の「リスクシナリオ」を設定して評価を行っている。

本市においては、国の基本計画及び県計画を参考に、本市の特色等を勘案し、6つの「事前に備えるべき目標」と30 の「リスクシナリオ」を次のとおり設定した。

表 11 リスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標(6)	起きてはならない最悪の事態(30)	
(1)あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う建物の密集している地域の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水及び暴風・竜巻による多数の死傷者の発生(農業用ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
(2)救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
(3)必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4)経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力・経営執行力低下による社会活動の維持への甚大な影響
	4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

事前に備えるべき目標(6)	起きてはならない最悪の事態(30)	
	4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴うによる市土の荒廃・多面的機能の低下
(5)情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	鉄道や高速道路等の基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
(6)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

2 脆弱性の分析の考え方

本市における大規模自然災害等に対する脆弱性の分析は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするものである。施策の現状分析を行うことは、本市における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスである。脆弱性の分析は、国や県が実施した手法を参考に、図 20 に示すとおり、①～⑤の手順に沿って脆弱性の分析を行い、強靱化のための対応方策を策定する。

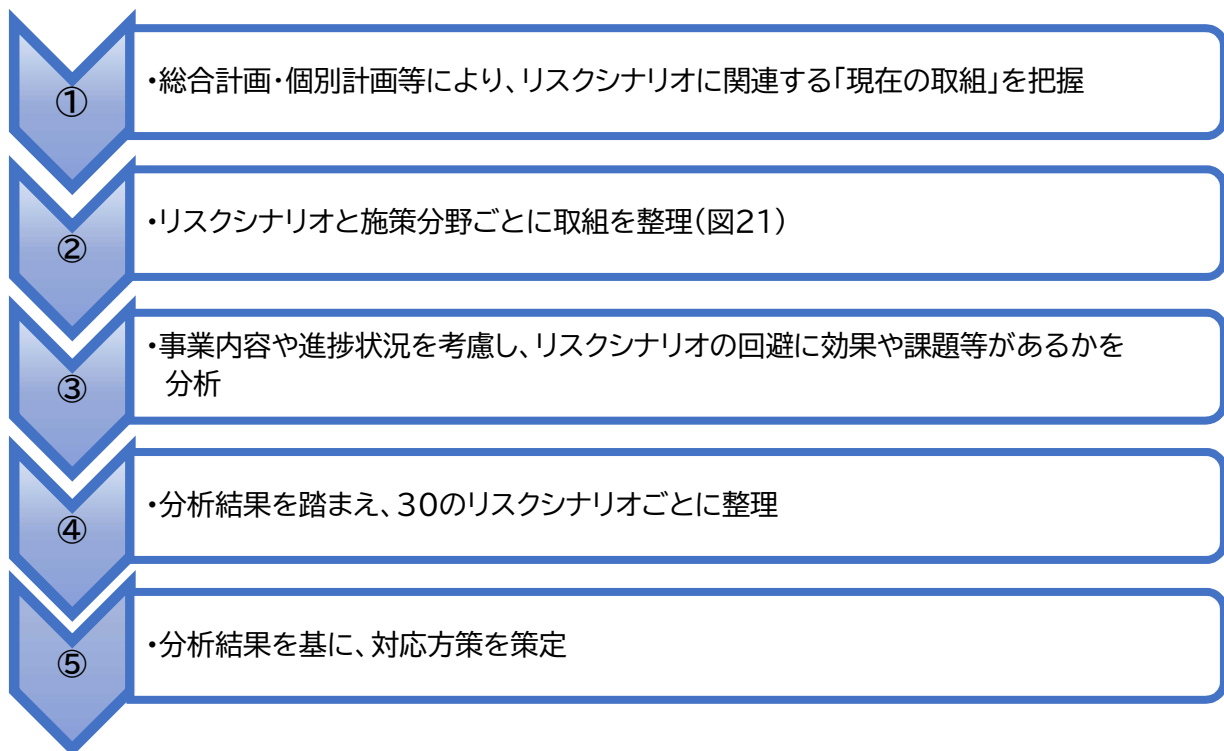


図 20 脆弱性の分析における検討の流れ

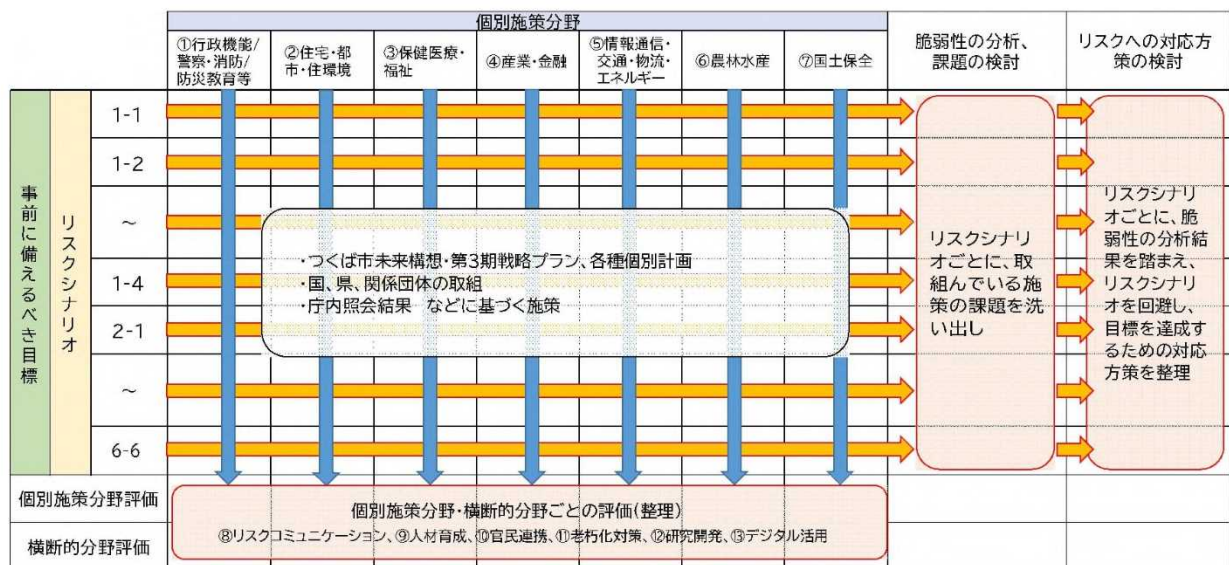


図 21 評価の実施手順のイメージ

3 施策分野の設定(個別施策分野・横断的分野)

本市においては、国の基本計画及び県計画をもとに、7つの個別施策分野と6つの横断的分野を設定した。

表 12 施策分野の設定

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防／防災教育等	⑧ リスクコミュニケーション
② 住宅・都市・住環境	⑨ 人材育成
③ 保健医療・福祉	⑩ 官民連携
④ 産業・金融	⑪ 老朽化対策
⑤ 情報通信・交通・物流・エネルギー	⑫ 研究開発
⑥ 農林水産	⑬ デジタル活用
⑦ 国土保全	

4 脆弱性の分析【実施】

「1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定」で定めた 30 のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組で対応が十分か、どのようなリスクが発生しうるかについて脆弱性の分析を実施した。

5 脆弱性の分析【結果】

(1)ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既に実施されているものもあるが、進捗状況等の観点から、未だ不十分な状況にある。

本計画に掲げる基本目標を達成し、強靱な地域づくりの実現のために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要がある。

(2)関係機関等との連携

強靱化に資する取組において、個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国や県、民間事業者・団体など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要がある。

(3)脆弱性の分析結果

脆弱性の分析結果は、「第5章 脆弱性の分析及びリスクへの対応方策の結果」に示す。

6 リスクへの対応方策

脆弱性の分析結果に基づき、リスクシナリオを回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、リスクへの対応方策として取りまとめた。リスクへの対応方策は、「第5章 脆弱性の分析及びリスクへの対応方策の結果」に示す。

7 重点化するリスクシナリオの選定

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要がある。

県計画では、32 のリスクシナリオに対応する施策群を構成する基本項目を対象に、12 の重点化すべき施策群(重点プログラム)を設定している。

本計画においては、国及び県のリスクシナリオを参考に、本市の特色等を勘案し、表 13 に示す視点を基に緊急性や優先度を総合的に判断し、13 の重点化すべき施策群(重点プログラム)を設定した。

この重点プログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、更なる重点化を含め、取組の一層の推進に努めるものとする。

表 13 重点化の視点

重点化の視点	説 明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか
施策の進捗	当該施策に係る指標(現状値又は目標値)等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか
国・県の強靱化への寄与	当該施策が首都直下地震や南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など市外における大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか

表 14 リスクシナリオごとの重点化すべき施策群(重点プログラム)

事前に備えるべき目標(6)	起きてはならない最悪の事態(13)	
(1)あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う建物の密集している地域の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水及び暴風・竜巻による多数の死傷者の発生(農業用ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
(2)救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
(3)必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4)経済活動を機能不全に陥らせない	4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

(5)情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-5	鉄道や高速道路等の基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
(6)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第5章 脆弱性の分析及びリスクへの対応方策

「第4章 脆弱性の分析及びリスクへの対応方策の考え方」に基づき、リスクシナリオを回避するために、脆弱性に対して本市で起こりうるリスクを分析し、リスクシナリオごとに対応方策として取りまとめる。とりまとめ結果は、「別紙 1: 脆弱性の分析及び対応方策」を参照のこと。

●リスクシナリオ別の脆弱性の分析及びリスクへの対応方策の取りまとめ表の記載例

事前に備えるべき目標

リスクシナリオ

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	施策分野	
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<対応方策>		
○ 避難確保計画の作成				該当施策分野		
【施策分野 ③】						
- 土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等が義務化されている。 - 市の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は100%(令和2年(2020年))となっている。なお、避難確保計画が未作成の場合、土砂災害時において円滑な避難ができず、逃げ遅れによる人的被害が生じるおそれがある。				土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設及び公共施設の管理者等は、土砂災害防止法に基づき、避難確保計画の作成や訓練の実施を行う。また、市は、新規に要配慮者利用施設が設置された場合は、その管理者に対して必要な支援を行う。		
【所管課】障害福祉課、高齢福祉課、幼児保育課、こども育成課、子育て支援課、子育て推進課						
○ 災害情報等の収集・伝達体制の確保						
【施策分野 ①、⑤、⑬】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
橙色で塗られている施策は、再掲						
- 大規模災害時に通信機器や通信システム等が機能停止し、災害情報の収集が遅れた場合は、迅速かつ的確な応急対策活動が出来ず、更なる被害の拡大に繋がるおそれがある。【再掲】 - 洪水浸水想定区域に居住する住民に避難に関する情報の伝達ができない場合においても、住民の避難の遅れにつながり、人的被害が拡大するおそれがある。【再掲】				- システム及びデータのバックアップ機能及び行政事務継続性の強化を図る。【再掲】 - ICTを活用した災害等情報の共有及び発信等を行い、他自治体等と広域連携し、災害時にも行政サービスを継続できる体制を目指す。【再掲】 - 防災関連設備(防災行政無線、災害情報配信サービス、つくば市災害・防災メール、アプリ及びラジオ等の情報伝達手段)の整備及び維持管理を行う。【再掲】		
【所管課】危機管理課、情報システム課						

担当課名

第6章 計画の進捗と進捗管理

1 市の各種計画の見直し

市の各種計画の計画期間終了に伴う更新の際には、本計画の考え方や内容を反映するよう、整合性を図る。

2 計画の推進期間及び見直し

今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画の推進期間は令和8年度(2026 年度)から概ね5年間を1タームとする。計画の見直しは、つくば市未来構想・第3期つくば市戦略プランと整合を図りつつ、令和 32 年度(2050 年度)まで継続して推進する。また、施策の進捗状況等に応じて、個別施策の指標や取組等を更新する。

本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、市が実施し、又は把握している施策等を基に行ったものであり、今後、国や県、民間事業者等が行っている取組等も評価の対象とすることを検討する必要がある。また、災害の個別事象について地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価を検討する必要がある。

このため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合いに合わせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

3 施策の進捗管理と PDCA サイクル

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本市の分野別計画と連携しながら計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行う。

本計画では、それぞれの施策について進捗管理を行うとともに、PDCA サイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靱なつくば市の実現を進める。

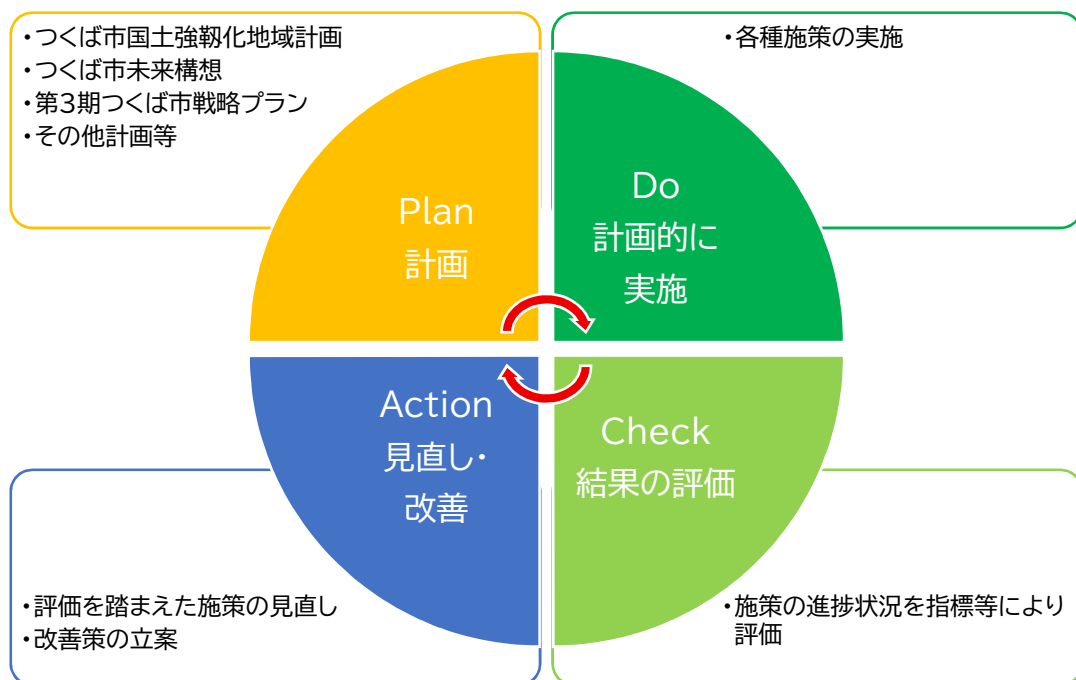


図 22 PDCA サイクル

出典：茨城県『茨城県国土強靱化計画』（令和8年(2026 年)3月)をもとに作成

別紙1：脆弱性の分析及び対応方策

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ 住宅・建築物等の耐震化等						
【施策分野 ②】						
- 阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊による大きな被害が見られ、死者数の約9割が家屋・家具等による圧死が占めた。特に昭和 56 年(1981 年)以前に建築された旧耐震基準の住宅・建築物に大きな被害が発生した。 - つくば市内の住宅の耐震化率は 94.6%(令和7年(2025 年)1月)、民間特定建築物の耐震化率は 93.0%(令和7年(2025 年)1月)となっている。耐震性を満たしていない住宅・建築物は、大規模地震の際に倒壊する可能性が高く、市域での多数の直接死や負傷者の発生に繋がるおそれがある。				- 耐震化率を向上させるためには、耐震改修の普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図ることが重要である。過去に起きた大規模地震の教訓を踏まえ、市民自らが地震に対する意識を高め、建築物の耐震化に取り組めるよう、市民と行政が協力し一体となり、建築物の耐震化率の向上を目指し、地震に強いまちづくりの実現を図る。 - 住宅の所有者等が耐震診断・改修等を行いやすくするための環境整備や助成制度の整備に努める。		
地震発生による人命への重大な被害や生活への影響を軽減するため、住宅、建築物等の所有者に対する普及啓発を強化するとともに支援を拡充し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要がある。				地震発生による人命への重大な被害や生活への影響を軽減するため、住宅、建築物等の所有者に対する普及啓発を強化するとともに支援を拡充し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。		
学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることを踏まえ、建物の耐震化や非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。				学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることを踏まえ、建物の耐震化や非構造部材の耐震対策を促進する。		
【所管課】建築指導課、教育施設課						
○ 公共建築物の耐震化						
【施策分野 ①、②、③】				【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】		
公共建築物の倒壊や天井脱落が発生した場合は、利用者が被災するおそれがあり、また、災害発生後の応急復旧活動や、避難所の提供等の被災者支援活動、復旧復興に向けた住民サービスの提供などに支障をきたすおそれがある。				- 市の耐震改修促進計画において、優先的に耐震化すべき施設として、災害時に防災上重要な機能を果たす公共建築物を位置付け、耐震化や天井の脱落対策を推進する。 - 学校施設については、主要な避難所等にも利用されることから、耐震化を優先して進める。		

市営住宅は令和2年(2020年)3月31日時点で20団地あり、すべての住宅が耐震性を有している。しかし、建設年度が同時期のものが多く、今後、これらの大量のストックが一斉に更新時期を迎えることになり、財政的に厳しくなるおそれがある。更新が行えない場合は老朽化が進み、災害時には倒壊の可能性が高くなり、居住者の安全を確保できなくなるおそれがある。	屋根や外壁の劣化状況等を定期的に点検し、必要に応じ計画的な修繕を実施することで、住宅の耐震性能の維持を図る。
市営住宅の老朽化対策として、既存ストックの有効活用を図りながら、計画的に長寿命化工事を実施する必要がある。	市営住宅の老朽化対策として、既存ストックの有効活用を図りながら、計画的に長寿命化工事を実施する。
防災拠点となる公共施設の耐震化はおおむね解消されたが、引き続き、耐震化を着実に進める必要がある。	防災拠点となる公共施設について、引き続き、耐震化を着実に進める。
社会福祉施設等のうち耐震化が未了の施設は、大規模地震等により、避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。	社会福祉施設等のうち耐震化が未了の施設は、大規模地震等により、避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する。
【所管課】スタートアップ推進室、建築指導課、管財課、スポーツ施設課、芸術文化推進課、地域交流推進課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、健康教育課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課、住宅政策課	
○ 公共施設等の老朽化対策	
【施策分野 ①、①①】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
多く保有する公共施設等の老朽化が着実に進行していることに加えて、近年の資材価格の高騰や専門人材不足等により、想定した維持管理が進まない施設が存在する。これらは災害時の脆弱性を高め、将来的な財政負担の増大や市民生活への支障を招く要因となる。	限られた財源の効率的な執行、財政負担の平準化を実現する公共施設等の管理運営を目指し、「つくば市公共施設等総合管理計画」のもと総合的かつ計画的に進める。公共施設等の更新や維持管理にあたっては、コスト縮減に加えて機能性、安全性の確保など、求められる事柄が多岐にわたることから、効率的な設計、建設及び管理・運営に努め、公民連携などの新たな仕組みの構築と体制の充実を図る。
【所管課】公共資産利活用推進課、スポーツ施設課、地域交流推進課、教育施設課	
○ 沿道建築物の耐震化	
【施策分野 ②】	
大規模地震時に指定緊急輸送道路の沿道建築物が道路側に倒壊した場合は、道路が閉塞し、救急・消火活動・緊急物資の輸送等に支障をきたし、死傷者等の被害が大きくなるおそれがある。	指定緊急輸送道路を「地震時に通行を確保すべき道路」として位置づけ、沿道の耐震化促進を図る。
【所管課】建築指導課	
○ 大規模盛土造成地の耐震化対策	
【施策分野 ②】	
阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などでは、盛土を行った造成宅地で多くの住宅や公共施設に多くの被害が発生した。市内にも、大規模盛土造成地が点在しており、地震災害時、滑動崩落により多数の甚大な宅地被害が発生するおそれがある。大規	災害のおそれのある大規模な造成宅地は、その位置、規模等を特定し、宅地耐震化を推進する。

模盛土造成地の所在については、ホームページ上に公開している。	
【所管課】開発指導課	
○ 下水道施設の耐震化	
【施策分野 ②】	
● 市内の下水道施設の一部は、布設時の耐震基準から現在の耐震基準を満たすよう、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化、及び被災した場合の下水道機能のバックアップ体制(減災対策)が必要な状況である。耐震化が不十分で下水道施設が損壊すると道路上に汚水が溢れ、トイレが使用できなくなるなどの生活支障に繋がる。また、道路が陥没して緊急車両が通行できず、救助が遅れ、死者や負傷者等の増大につながり、被害がさらに大きくなるおそれがある。	● 「つくば市下水道総合地震対策計画」に基づき、地域防災拠点等をつなぐ管路の流下機能を確保するとともに、緊急輸送道路下の埋設管路の被災により、通行止め等の重大な交通障害を防止するため、これらの下水道施設について耐震補強を実施する。また、「上下水道耐震化計画」に基づき、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する下水道管路等について耐震化を実施する。
【所管課】下水道工務課	
○ 下水道施設の改築更新	
【施策分野 ②、⑪】	
● 筑波研究学園都市建設法に定められた区域の下水道施設については、昭和 51 年(1976 年)7月に一部が供用開始された後、昭和 55 年(1980 年)8月までに全地区が供用開始された。上記以外の地区の整備は、合併前の町村により異なるが、概ね昭和 50 年(1975 年)頃から進められ、昭和 55 年(1980 年)11 月以降、順次供用開始された。このように、市内の下水道は供用開始からすでに 40 年以上を経ており、徐々に老朽化が進展している状況にある。 ● 下水道施設の改築更新が不十分な場合、災害の際に老朽化した下水道施設が損壊する可能性が高く、市民の生活や救助活動等に影響を及ぼすおそれがある。	● 「ストックマネジメント計画」に基づき、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施、施設全体を対象として施設管理を最適化する。
【所管課】下水道工務課	
○ 空家等の対策	
【施策分野 ②】	
● 管理不全な状態にある老朽化した空き家は、災害時に崩壊する可能性が高く、倒壊により通行人が被災するおそれがある。また、道路閉塞により緊急車両が通れず、救助の遅れや火災延焼に繋がるおそれがある。	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】 ● 管理不全な空家等の解消に向け、迅速且つ柔軟な対応を行えるよう、平成 28 年度(2016 年度)及び令和4年度(2022 年度)実施の空家等実態調査により把握した空家等及び市民等から相談・情報提供のあった空家等について、情報を整理し、適宜更新を行う。また、空き家対策総合支援事業や空き家再生等推進事業などの国庫補助を活用し事業を推進する。
【所管課】住宅政策課	

○ 家具類等の転倒防止対策	
【施策分野 ②】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
地震でけがをする原因の約3割～5割が、家具類の転倒・落下・移動によるとされている。自宅の耐震化や家具類の転倒防止の安全対策が不十分である場合、地震による死傷者が増えるおそれがある。	地震への備え(備蓄や家具の転倒防止、災害情報の収集など)の重要性を出前講座や防災イベント等で伝える。
【所管課】危機管理課	
○ ブロック塀等の倒壊防止対策	
【施策分野 ②】	
平成 28 年(2016 年)熊本地震、平成 30 年(2018 年)大阪北部地震では多くのブロック塀が倒壊し、死傷者も発生した。また、地震によるブロック塀の倒壊は、人的被害を及ぼすおそれがあるばかりではなく、被災後の避難、救助活動の支障となるおそれがある。	- 危険なブロック塀の倒壊防止の必要性を市民や施工業者等にパンフレットの配布等により周知し、改修等を誘導する。 - ブロック塀等の所有者が改修等を行いやすくするための助成制度を整備している。
【所管課】建築指導課	
○ 緊急輸送道路等の整備	
【施策分野 ⑤、⑪】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
- 幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。 - 狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。	- 災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確認できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。 - 安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の拡幅改良を進める。 - 道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。 - 学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。 - 市街地の安全性・防災性の向上を図るため、歩行者ネットワーク道路の整備や無電柱化を推進し、都市基盤の整備を図る。 - 自動車の代替手段として、自転車を利用できる環境を整備するため、自転車走行空間ネットワーク計画に基づき、自転車走行空間等の整備を推進する。
舗装の維持管理指数 MCI(Maintenance Control Index)が 3.0 以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0 以下の路線数が現状 12 路線あり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。	災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、交通事情を検証しつつ、市内の道路施設の適切な点検による現状を把握し、的確に修繕を実施する。

● 災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。 ● 公共施設・インフラの一部では、維持管理に新技術を導入しているが、導入している所管課は僅かで、詳細な状況の把握はされていない。現状通りの維持管理では、インフラの維持管理の効率化を図ることが難しい。	● 災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。また、高速道路及び広域幹線道路としての国・県道は、災害発生時に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、重要な役割を担うことから、首都圏中央連絡自動車道の整備促進により、常磐自動車道や広域幹線道路と合わせて格子状の広域交通網が構築されるよう、事業主体に対し継続した要望活動を実施する。
● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化とともに、防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する必要がある。	● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する。
【所管課】道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、立地推進課、学務課、サイクルコミュニティ推進室	
○ 地域防災力の強化	
【施策分野 ①、⑧、⑨、⑩】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。 ● 市内の自主防災組織のカバー率は 65%(令和7年(2025 年))であり、共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。	● 大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。
● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる取組を推進する必要がある。	● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。
【所管課】危機管理課、地域消防課	
○ 防災訓練の実施	
【施策分野 ①、⑧、⑩】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 防災訓練の実施状況が不十分な場合、大規模地震発生の際、迅速かつ適切な応急対策活動が出来ず、さらなる被害の拡大に繋がる可能性がある。	● 防災関係機関と連携し、災害対策本部の設置を含む図上訓練や情報収集伝達訓練などの防災訓練を実施する。
【所管課】危機管理課	
○ 災害対策本部機能の強化	
【施策分野 ①、⑨】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。	● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。
【所管課】危機管理課	

○ 都市公園の整備等	
【施策分野 ②、⑪】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
● 公園管理が不十分な場合、大規模災害時に避難場所や応急対策活動の拠点としての機能確保に支障をきたし、さらなる被害の拡大に繋がるおそれがある。 ● 災害時の広域避難地となる都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿命化対策等を実施する必要がある。	● 既存施設の耐用年数の延伸とライフサイクルコストの低減を図るための計画策定と計画的な改築・更新を実施することにより、公園利用者の安全・安心を確保し、防災性・快適性を向上させる必要がある。 ● 災害時の広域避難地となる都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿命化対策等を実施する。
【所管課】公園・施設課	
○ 防災拠点の整備・強化	
【施策分野 ①】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
● つくば市では、消防、警察、自衛隊をはじめとする人命救助を行うための支援部隊の活動拠点となる場所が不足しているため、応急救助活動に支障をきたすおそれがある。	● 地域の防災活動拠点となる施設の整備、避難場所や避難所等の避難施設の計画的確保、整備を進める。
【所管課】危機管理課	
○ 駅周辺・市街地の整備	
【施策分野 ⑤】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
● つくばエクスプレス線沿いの市街地や駅周辺は、最大震度6強の想定となっている（茨城県地震被害想定調査）。駅周辺・市街地は、多様な世代や避難行動要支援者、観光客等の不特定多数の者が多くいるため、公共施設のユニバーサルデザイン等の整備が不十分な場合、災害等で危険な状況に対して迅速な避難ができず、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。	● 公共施設において提供しているサービスが市民ニーズに即しているか分析を行い、また、環境への配慮、防災機能の強化、ユニバーサルデザインの導入等の施設機能の充実を図る。
【所管課】企画経営課、施設所管課	
○ 学校における防災教育	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。 ● 実践的な避難訓練や教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る必要がある。	● 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。 ● 実践的な避難訓練や教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る。
【所管課】教育総務課、学び推進課、危機管理課	
○ 宅地耐震化等	
【施策分野 ②】	
● 大地震時における滑動崩落等による宅地の被害を軽減するため、市が主体となって大規模盛土造成地の所在箇所を示すマップの公表により地域住民の防災意識の向上を図るとともに、今後の宅地耐震化に向けた安全性の把握のための調査・対策等の取組を促進する必要がある。	● 大地震時における滑動崩落等による宅地の被害を軽減するため、市が主体となって大規模盛土造成地の所在箇所を示すマップの公表により地域住民の防災意識の向上を図るとともに、今後の宅地耐震化に向けた安全性の把握のための調査・対策等の取組を促進する。

● 空き家は、地震が発生した際、その倒壊等によって避難・救助活動の妨げや被害の拡大につながるおそれがあるため、空き家等対策の実施主体である市が、空き家等対策計画や協議会の設置等、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施できるよう、関係団体と連携して、情報提供や支援を推進する必要がある。	● 空き家は、地震が発生した際、その倒壊等によって避難・救助活動の妨げや被害の拡大につながるおそれがあるため、空き家等対策の実施主体である市が、空き家等対策計画や協議会の設置等、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施できるよう、関係団体と連携して、情報提供や支援を推進する。
【所管課】開発指導課、住宅政策課	
○ 避難行動要支援者対策	
【施策分野 ③】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-1】
● 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する必要がある。	● 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する。
【所管課】福祉政策課	
○ 防火対策	
【施策分野 ①】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る必要がある。 ● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める必要がある。	● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る。 ● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める。
【所管課】予防課、消防救助課、地域消防課	

1-2 地震に伴う建物の密集している地域の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 防火対策						
【施策分野 ①、②、⑧】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
● 建物の密集している地域や不特定多数が集まる施設で火災が発生した場合は、大規模火災になりやすく、多くの死傷者が発生する恐れがあり、早期発見及び迅速な初期消火が重要であるため、市民や施設関係者の防火意識の高揚を継続して図ることにより、火災による延焼及び被害の拡大が軽減される。				● 市民に対しては、住宅用火災警報器の設置促進を図り、また、市民や施設関係者に対しては、火災予防の各種啓発活動や消防訓練を通して、火災予防対策の向上、初期消火、消防機関への早期通報及び適切な避難方法を継続的に指導することにより、市民等に対する火災予防の重要性について周知徹底を図る。		

● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る必要がある。【再掲】	● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る。【再掲】
● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める必要がある。【再掲】	● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める。【再掲】
【所管課】予防課、消防救助課、地域消防課	
○ 消防・救急体制の充実	
【施策分野 ①、⑨】	
● 救急・消防体制が不十分な場合、災害時の消火・救急救助活動に支障をきたし、火災による死傷者が拡大するおそれがある。	● 消防・救急施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、装備資器材の充実強化を図る。また、消防活動困難区域の解消、消防団の充実・強化等の取組を官民が連携して推進する。
【所管課】消防救助課、救急課、地域消防課、消防総務課	
○ 消防水利の確保	
【施策分野 ①】	
● 東日本大震災の際、消防水利が被災し、消防活動に大きな支障をきたした自治体もあった。このように、火災発生時に消防水利が十分に確保できない場合、消火活動に支障をきたし、人的被害が拡大するおそれがある。	● 実際に大規模火災が発生してしまった場合に対応するために、道路幅員や建築物の状況も踏まえて、消防ポンプ自動車の必要台数、使用する消防水利、車両の部署位置等を定める「警防計画」等をあらかじめ策定する。
【所管課】消防救助課、地域消防課	
○ 火災情報の収集・伝達体制の確保	
【施策分野 ⑤】	
● つくば市災害・防災メールサービスの火災情報等の登録者数は令和8年(2026年)4月1日現在、10,172人、総人口(261,933人)の3.9%であり、非常に低い値である。大規模火災発生時に、市民が迅速に火災情報を収集できなかった場合、逃げ遅れや逃げまどい等により死傷するおそれがある。	● つくば市災害・防災メールサービスにて、大規模火災発生場所等の情報を市民に発信し、避難に際する危険個所の注意喚起を図るほか、未登録者への登録推進を行う。
【所管課】消防指令課	
○ 地域防災力の強化	
【施策分野 ①、⑧、⑨、⑩】	
● 阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。【再掲】 ● 市内の自主防災組織のカバー率は65%(令和7年(2025年))であり、共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。【再掲】	● 大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。【再掲】
【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】	

災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる取組を推進する必要がある。【再掲】	災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。【再掲】
【所管課】危機管理課、地域消防課	
○ 防災訓練の実施	
【施策分野 ①、⑧、⑩】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
防災訓練の実施状況が不十分な場合、大規模地震発生の際、迅速かつ適切な応急対策活動が出来ず、さらなる被害の拡大に繋がる可能性がある。【再掲】	防災関係機関と連携し、災害対策本部の設置を含む図上訓練や情報収集伝達訓練などの防災訓練を実施する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 住宅・建築物等の耐震化等	
【施策分野 ②】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
- 地震発生による人命への重大な被害や生活への影響を軽減するため、住宅、建築物等の所有者に対する普及啓発を強化するとともに支援を拡充し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要がある。【再掲】 - 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることを踏まえ、建物の耐震化や非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。【再掲】	- 地震発生による人命への重大な被害や生活への影響を軽減するため、住宅、建築物等の所有者に対する普及啓発を強化するとともに支援を拡充し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。【再掲】 - 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることを踏まえ、建物の耐震化や非構造部材の耐震対策を促進する。【再掲】
【所管課】建築指導課、教育施設課	
○ 学校における防災教育	
【施策分野 ①、⑧】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
- 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【再掲】 - 実践的な避難訓練や教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る必要がある。【再掲】	- 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【再掲】 - 実践的な避難訓練や教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る。【再掲】
【所管課】教育総務課、学び推進課、危機管理課	
○ 都市公園の整備等	
【施策分野 ②、⑪】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
災害時の広域避難地となる都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿命化対策等を実施する必要がある。【再掲】	災害時の広域避難地となる都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿命化対策等を実施する。【再掲】
【所管課】公園・施設課	
○ 市街地整備等	
【施策分野 ②】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
土地区画整理事業や市街地再開発事業など、市街地を整備する際は安全なまちづくりに向けた取組が必要である。	土地区画整理事業や市街地再開発事業など、市街地を整備する際は安全なまちづくりに向けた取組を実施する。
【所管課】都市計画課、道路計画課	

○ 宅地耐震化等	
【施策分野 ②】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
- 大地震時における滑動崩落等による宅地の被害を軽減するため、市が主体となって大規模盛土造成地の所在箇所を示すマップの公表により地域住民の防災意識の向上を図るとともに、今後の宅地耐震化に向けた安全性の把握のための調査・対策等の取組を促進する必要がある。【再掲】 - 空き家は、地震が発生した際、その倒壊等によって避難・救助活動の妨げや被害の拡大につながるおそれがあるため、空き家等対策の実施主体である市が、空き家等対策計画や協議会の設置等、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施できるよう、関係団体と連携して、情報提供や支援を推進する必要がある。【再掲】	- 大地震時における滑動崩落等による宅地の被害を軽減するため、市町村が主体となって大規模盛土造成地の所在箇所を示すマップの公表により地域住民の防災意識の向上を図るとともに、今後の宅地耐震化に向けた安全性の把握のための調査・対策等の取組を促進する。【再掲】 - 空き家は、地震が発生した際、その倒壊等によって避難・救助活動の妨げや被害の拡大につながるおそれがあるため、空き家等対策の実施主体である市町村が、空き家等対策計画や協議会の設置等、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施できるよう、関係団体と連携して、情報提供や支援を推進する。【再掲】
【所管課】開発指導課、住宅政策課	
○ 医療機関の防火対策	
【施策分野 ③】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-1】
医療機関における防災に対する意識啓発を進め、病床を有する医療施設にはスプリンクラーの整備を図るなど、災害時における適切な医療提供体制の維持を図る必要がある。	医療機関における防災に対する意識啓発を進め、病床を有する医療施設にはスプリンクラーの整備を図るなど、災害時における適切な医療提供体制を維持する。
【所管課】健康増進課、予防課	
○ 緊急輸送道路等の整備	
【施策分野 ⑤】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化とともに、防災拠点機能の有する道の駅の整備を検討する必要がある。【再掲】	救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する。【再掲】
【所管課】道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、立地推進課、学務課、サイクルコミュニティ推進室	
○ 避難行動要支援者対策	
【施策分野 ③】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-1】
高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する必要がある。【再掲】	高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する。【再掲】
【所管課】福祉政策課	
○ 災害対策本部機能の強化	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施	災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施

するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。【再掲】	するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 公共建築物の耐震化	
【施策分野 ①、③】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
- 防災拠点となる公共施設の耐震化はおおむね解消されたが、引き続き、耐震化を着実に進める必要がある。【再掲】 - 社会福祉施設等のうち耐震化が未了の施設は、大規模地震等により、避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。【再掲】	- 防災拠点となる公共施設について、引き続き、耐震化を着実に進める。【再掲】 - 社会福祉施設等のうち耐震化が未了の施設は、大規模地震等により、避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する。【再掲】
【所管課】スタートアップ推進室、建築指導課、管財課、スポーツ施設課、芸術文化推進課、地域交流推進課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、健康教育課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課、住宅政策課	
○ 水道事業における協力体制	
【施策分野 ①、⑩】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する必要がある。	災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する。
【所管課】水道工務課、危機管理課	
○ 広域連携体制の整備	
【施策分野 ①】	
救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。	救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む。
【所管課】危機管理課、消防救助課	
○ 消防等の災害対応力の強化	
【施策分野 ①】	
消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。	消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。
【所管課】消防救助課	
○ 上水道施設等の整備	
【施策分野 ②】	
- 東日本大震災時は、県企業局の送水停止により市内全域にわたり、最長で約1週間の断水となった。平成 24 年(2012 年)の北条地区竜巻による停電の際は山口地区一部が断水となった。 - 上水道施設等に被害が生じた場合は断水が生じ、市民生活や公衆衛生等に影響を及ぼす。	- 上水道の送配水施設等における施設更新計画を立て、耐震化の推進や設備の増強を計画的に進めるとともに、日常の保守点検、維持管理等を確実に行う。 - 利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を指導する。特に、避難所となる施設や病院等の防災上重要な施設については優先的に耐震化を促す。

	上水道施設の危機管理マニュアルを作成し、上水道施設の応急復旧用資機材の整備・備蓄を推進するとともに、各水道事業者間の連携を強化する。緊急用水の確保や緊急時の給水能力確保に向けた体制、施設の整備を図る。
【所管課】水道総務課、水道工務課、上下水道業務課、水道監視センター	

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水及び暴風・竜巻による多数の死傷者の発生(農業用ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ 広域連携体制の整備						
【施策分野 ①】						
災害時において防災関係機関や近隣地域との連携体制が確立できない場合、応急対策活動や危険地域における市民の避難活動等に支障をきたすおそれがあり、さらなる人的被害の拡大に繋がるおそれがある。				- 茨城県では、平成 27 年(2015 年)9月関東・東北豪雨災害により広域的な浸水や甚大な被害が発生したことから、国・県・市町村が連携し、減災のための目標を共有し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進するため、県内の6河川流域ごとに「減災対策協議会」を設置し、洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に取り組んでいる。 - つくば市は県南(土浦)及び県南(竜ヶ崎)ブロックの「減災対策協議会」に参加し、水害リスク情報の共有を着実に進める。		
平成 27 年9月の関東・東北豪雨災害で明らかになった諸課題に対応するために設置された「茨城県減災対策協議会」の取組方針に基づき、国・県・市町村が連携し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。				平成 27 年9月の関東・東北豪雨災害で明らかになった諸課題に対応するために設置された「茨城県減災対策協議会」の取組方針に基づき、国・県・市町村が連携し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。		
救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。【再掲】				救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む。【再掲】		
【所管課】危機管理課、消防救助課						
○ 流域治水プロジェクト						
【施策分野 ①、⑦】						
今後、気候変動や社会動向の変化に応じていく必要がある。市単独での防災対策には限界があり、各種関係者等との協働なしには、人的被害の縮小に繋げることが難しいと予想される。				気候変動等による水害の激甚化・頻発化に備え、各河川の流域治水協議会において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。		

河川管理者が主体となつて行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る必要がある。	河川管理者が主体となつて行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る。
【所管課】道路計画課	
○ 自然災害時に車中泊できる防災拠点の整備(大規模な駐車場の整備)	
【施策分野 ①】	
平成 28 年(2016 年)熊本地震では、一部の避難所が損傷して使用不能となった。また、余震等で施設が更に被災するおそれもあったことから、避難者の約7割は車中泊を行った。しかし、市内に車中泊できる防災拠点の整備が不十分であることから、災害時に車中泊者の把握が困難になるとともに、市における支援情報が届かず、車中泊者の体調不良等にも繋がるおそれがある。	避難所の代替策として車中泊を推進することで、感染症対策にも効果的である。治安等のトラブルを解消するため、安全に車中泊できる防災拠点を設置する。さらに、大規模災害に備えるため、つくば市域及び周辺を含む広域的な避難・防災拠点の整備の推進を図る。
【所管課】危機管理課	
○ 多目的広場の整備	
【施策分野 ①】	
東日本大震災発生時に公園をはじめとする多目的広場が後方支援拠点として機能を発揮した。全国の救援部隊が集結する場となり、救援活動の拠点基地として活用された。しかし、市内で大規模災害時における救援部隊の活動拠点となる施設が不足している状況であるため、救援部隊の活動に支障をきたし、被害の拡大に繋がるおそれがある。	救援部隊の宿营地等の活動拠点となる多目的に使用が可能な広場の整備を検討する。
【所管課】危機管理課	
○ 洪水ハザードマップの周知、見直し	
【施策分野 ②、⑦】	
- 想定される最大規模の降雨に基づく新たな浸水想定区域図を基に、つくば市防災ガイドを作成し、令和7年(2025 年)2月に市内全戸配布しているが、周知が不十分である場合や想定を上回る降雨が発生した場合には、避難の遅れ等に繋がり、人的被害が大きくなるおそれがある。 - 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う必要がある。	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】 - つくば市総合防災ガイド・マップを用いて、引き続き市民に危険地域の周知を図るとともに、地域防災計画の改定や各種法令の改正、県の動向などに応じて、内容は随時改訂する。 - 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う。
【所管課】危機管理課	
○ 避難確保計画の作成	
【施策分野 ③】	
国土交通省は令和3年(2021 年)までに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率を 100%としている。市の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は 100%(令和2年(2020 年))となつ	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設及び公共施設の管理者等は、水防法第 15 条に基づき、避難確保計画の作成や訓練の実施を行う。また、市は、新規に要配慮者利用施設

ている。なお、避難確保計画が未作成の場合、洪水時において円滑な避難ができず、逃げ遅れによる人的被害が生じるおそれがある。	設が設置された場合は、その管理者に対して必要な支援を行う。
【所管課】障害福祉課、高齢福祉課、幼児保育課、こども育成課、こども未来センター、学務課、学び推進課	
○ 下水道施設の設置(浸水対策)	
【施策分野 ②】	
● 局地的な大雨の発生頻度の増加や、都市化の進展に伴う雨水の流出量の増加に伴い、都市型の浸水被害(内水氾濫)のリスクが高まっている。	● 集中豪雨に対して、「生命の保護」、「都市機能の確保」、「個人財産の保護」の観点から効率的に浸水被害の最小化を図ることを目的として、「つくば市公共下水道全体計画及び事業計画」に基づき、下水道施設を設置する。
【所管課】下水道工務課	
○ 災害情報等の収集・伝達体制の確保	
【施策分野 ①、⑤、③】	
● 東日本大震災の教訓から、災害時における情報伝達手段の多様化・多重化の必要性が強く求められている。 ● 大規模災害時に通信機器や通信システム等が機能停止し、災害情報の収集が遅れた場合は、迅速かつ的確な応急対策活動が出来ず、更なる被害の拡大に繋がるおそれがある。 ● 洪水浸水想定区域に居住する住民に避難に関する情報の伝達ができない場合においても、住民の避難の遅れにつながり、人的被害が拡大するおそれがある。	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】 ● システム及びデータのバックアップ機能及び行政事務継続性の強化を図る。 ● ICT を活用した災害等情報の共有及び発信等を行い、他自治体等と広域連携し、災害時にも行政サービスを継続できる体制を目指す。 ● 防災関連設備(防災行政無線、災害情報配信サービス、つくば市災害・防災メール、アプリ及びラジオ等の情報伝達手段)の整備及び維持管理を行う。
● 雨量や河川水位等の観測を行う水防情報テレメータシステムについて、増設や更新等の適切な維持管理に努めるとともに、情報伝達方法の効率化を図る必要がある。	● 雨量や河川水位等の観測を行う水防情報テレメータシステムについて、増設や更新等の適切な維持管理に努めるとともに、情報伝達方法の効率化を図る。
● 防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。	● 防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させる。
【所管課】危機管理課、情報システム課	
○ 河川占用物の老朽化対策	
【施策分野 ⑦、⑪】	
● 橋梁(市道)などの市が設置している河川占用物の点検率は、令和1年(2019年)に100%であり、老朽化など、災害時の脆弱性については概ね確認がなされているため、施設の危険度と重要度に応じて、危険回避のための整備が必要な状況にある。しかし、点検が行われない場合、危険性があり整備が必要な状態にあるものの発見が遅れ、大雨等時には被害の拡大に繋がるおそれがある。	● 河川占用物について、施設の整備・更新を図るとともに、既存施設の効率的な管理・運用を推進する。

【所管課】道路整備課	
○ 幹線道路におけるう回路の確保	
【施策分野 ⑤】	
● 国道 125 号、408 号、県道 14 号、53 号、沼田下妻線、長高野北条線、藤沢豊里線、主要地方道取手つくば線等は桜川の洪水浸水想定区域内を通っている。浸水した場合にはこれらの主要な道路が使用できなくなるため、避難者や被災者の対応が困難になる。	● 平常時からう回路を検討しておく。
【所管課】危機管理課	
○ ため池、農業水利施設等の防災対策	
【施策分野 ⑥】	
● 近年の集中豪雨の増加、台風の大規模化、施設能力を超える規模の大規模降雨が多発している。農業用ため池や排水施設が耐震性を有していない場合は、大雨時等において湛水による農業被害が危惧される。	● 被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水施設の老朽化対策及び耐震化等に向けた取組を推進する。
● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する必要がある。	● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する。
● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する必要がある。	● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する。
【所管課】土地改良課	
○ 河川の整備	
【施策分野 ⑦】	
● 八幡川(普通河川)の河川改修事業が未着手となっている区間において、台風等の洪水により氾濫が発生する可能性がある。	● 台風等による河川の氾濫を防止するため、概ね 10 年に 1 回程度の確率で発生する洪水を想定した河川改修事業を計画的に進める。
【所管課】道路整備課	
○ 地域防災力の強化	
【施策分野 ①、⑧、⑨、⑩】	
● 阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。【再掲】 ● 市内の自主防災組織のカバー率は 65%(令和 7 年(2025 年))であり、共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。【再掲】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】 ● 大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。【再掲】
● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる取組を推進する必要がある。【再掲】	● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。【再掲】
【所管課】危機管理課、地域消防課	

○ 防災訓練の実施	
【施策分野 ①、⑧、⑩】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
防災訓練の実施状況が不十分な場合、大規模地震発生の際、迅速かつ適切な応急対策活動が出来ず、さらなる被害の拡大に繋がる可能性がある。【再掲】	防災関係機関と連携し、災害対策本部の設置を含む図上訓練や情報収集伝達訓練などの防災訓練を実施する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
- 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める必要がある。 - 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。	- 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める。 - 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る。
【所管課】危機管理課	
○ 学校における防災教育	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
- 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【再掲】 - 実践的な避難訓練や教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る必要がある。【再掲】	- 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【再掲】 - 実践的な避難訓練や教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る。【再掲】
【所管課】教育総務課、学び推進課、危機管理課	
○ 下水道施設の耐震化	
【施策分野 ②、⑪】	
市内の下水道施設は、一部、布設時の耐震基準から現在の耐震基準を満たすよう、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化、及び被災した場合の下水道機能のバックアップ体制(減災対策)が必要な状況である。耐震化が不十分で下水道施設が損壊すると道路上に汚水が溢れ、トイレが使用できなくなるなどの生活支障に繋がる。また、道路が陥没して緊急車両が通行できず、救助が遅れ、死者や負傷者等の増大につながり、被害がさらに大きくなるおそれがある。【再掲】	「つくば市下水道総合地震対策計画」に基づき、地域防災拠点等をつなぐ管路の流下機能を確保するとともに、緊急輸送道路下の埋設管路の被災により、通行止め等の重大な交通障害を防止するため、これらの下水道施設について耐震補強を実施する。また、「上下水道耐震化計画」に基づき、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する下水道管路等について、耐震化を実施する。【再掲】
【所管課】下水道工務課	
○ 消防団員の水防技術の取得・向上	
【施策分野 ①】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
洪水時に水防活動を円滑に実施するため、水防訓練や研修等を通して、消防団員の水防技術の取得・向上を図り、水防体制を強化する必要がある。	洪水時に水防活動を円滑に実施するため、水防訓練や研修等を通して、消防団員の水防技術の取得・向上を図り、水防体制を強化する。
【所管課】地域消防課	

○ 災害対策本部機能の強化	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。【再掲】	● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 防火対策	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る必要がある。【再掲】 ● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める必要がある。【再掲】	● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る。【再掲】 ● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める。【再掲】
【所管課】予防課、消防救助課、地域消防課	
○ 消防等の災害対応力の強化	
【施策分野 ①】	
● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	
○ 災害に強いまちづくりの推進	
【施策分野 ②】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 河川の洪水などによる被害が想定されている居住誘導区域である市街地では、災害時に人的被害が大きい恐れがある。	● 防災指針を盛り込んだ立地適正化計画により、居住誘導区域である市街地での災害リスクをできる限り回避又は低減させ、災害に強いコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを推進する。
【所管課】都市計画課	
○ 避難行動要支援者対策	
【施策分野 ③】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-1】
● 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する必要がある。【再掲】	● 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する。【再掲】
【所管課】福祉政策課	

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 避難確保計画の作成						
【施策分野 ③】						
- 土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等が義務化されている。 - 市の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は100%(令和2年(2020年))となっている。なお、避難確保計画が未作成の場合、土砂災害時において円滑な避難ができず、逃げ遅れによる人的被害が生じるおそれがある。				土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設及び公共施設の管理者等は、土砂災害防止法に基づき、避難確保計画の作成や訓練の実施を行う。また、市は、新規に要配慮者利用施設が設置された場合は、その管理者に対して必要な支援を行う。		
【所管課】障害福祉課、高齢福祉課、幼児保育課、こども育成課、こども未来センター、学務課、学び推進課						
○ ため池、農業水利施設等の防災対策						
【施策分野 ⑥】						
近年の集中豪雨の増加、台風の大規模化、施設能力を超える規模の大規模降雨が多発している。農業用ため池や排水施設が耐震性を有していない場合は、大雨時等において湛水による農業被害が危惧される。【再掲】				被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水施設の老朽化対策及び耐震化等に向けた取組を推進する。【再掲】		
農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する必要がある。【再掲】				農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する。【再掲】		
老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する必要がある。【再掲】				老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する。【再掲】		
【所管課】土地改良課						
○ 災害情報等の収集・伝達体制の確保						
【施策分野 ①、⑤、⑬】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
- 東日本大震災の教訓から、災害時における情報伝達手段の多様化・多重化の必要性が強く求められている。【再掲】 - 大規模災害時に通信機器や通信システム等が機能停止し、災害情報の収集が遅れた場合は、迅速かつ的確な応急対策活動が出来ず、更なる被害の拡大に繋がるおそれがある。【再掲】 - 洪水浸水想定区域に居住する住民に避難に関する情報の伝達ができない場合においても、住民の避難の遅れにつながり、人的被害が拡大するおそれがある。【再掲】				- システム及びデータのバックアップ機能及び行政事務継続性の強化を図る。【再掲】 - ICTを活用した災害等情報の共有及び発信等を行い、他自治体等と広域連携し、災害時にも行政サービスを継続できる体制を目指す。【再掲】 - 防災関連設備(防災行政無線、災害情報配信サービス、つくば市災害・防災メール、アプリ及びラジオ等の情報伝達手段)の整備及び維持管理を行う。【再掲】		

● 防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。【再掲】	● 防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させる。【再掲】
【所管課】危機管理課、情報システム課	
○ 地域防災力の強化	
【施策分野 ①、⑧、⑨、⑩】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。【再掲】 ● 市内の自主防災組織のカバー率は65%(令和7年(2025年))であり、共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。【再掲】	● 大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。【再掲】
● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる取組を推進する必要がある。【再掲】	● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。【再掲】
【所管課】危機管理課、地域消防課	
○ 防災訓練の実施	
【施策分野 ①、⑧、⑩】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 防災訓練の実施状況が不十分な場合、大規模地震発生の際、迅速かつ適切な応急対策活動が出来ず、さらなる被害の拡大に繋がる可能性がある。【再掲】	● 防災関係機関と連携し、災害対策本部の設置を含む図上訓練や情報収集伝達訓練などの防災訓練を実施する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 総合的な土砂災害対策の推進	
【施策分野 ⑦】	
● 土砂災害のソフト対策として、住民が自らの住む土地の危険性を認識し、警戒避難体制を整備することが重要であることから、土砂災害による被害のおそれのある区域を示すため、ハザードマップ等を用いて対象地区に対する継続的な啓発を行う必要がある。	● 土砂災害のソフト対策として、住民が自らの住む土地の危険性を認識し、警戒避難体制を整備することが重要であることから、土砂災害による被害のおそれのある区域を示すため、ハザードマップ等を用いて対象地区に対する継続的な啓発を行う。
【所管課】危機管理課	
○ 災害対策本部機能の強化	
【施策分野 ①、⑧】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。【再掲】	● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。【再掲】

【所管課】危機管理課	
○ 避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める必要がある。【再掲】 ● 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。【再掲】	● 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める。【再掲】 ● 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 防火対策	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る必要がある。【再掲】 ● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める必要がある。【再掲】	● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る。【再掲】 ● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める。【再掲】
【所管課】予防課、消防救助課、地域消防課	
○ 広域連携体制の整備	
【施策分野 ①】	
● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。【再掲】	● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む。【再掲】
【所管課】危機管理課、消防救助課	
○ 消防等の災害対応力の強化	
【施策分野 ①】	
● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	
○ 学校における防災教育	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【再掲】	● 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【再掲】

● 実践的な避難訓練や教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る必要がある。【再掲】	● 実践的な避難訓練や教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る。【再掲】
【所管課】教育総務課、学び推進課、危機管理課	
○ 災害に強いまちづくりの推進	
【施策分野 ②】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 河川の洪水などによる被害が想定されている居住誘導区域である市街地では、災害時に人的被害が大きい恐れがある。【再掲】	● 防災指針を盛り込んだ立地適正化計画により、居住誘導区域である市街地での災害リスクをできる限り回避又は低減させ、災害に強いコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを推進する。【再掲】
【所管課】都市計画課	
○ 市街地整備等	
【施策分野 ②】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
● 土地区画整理事業や市街地再開発事業など、市街地を整備する際は安全なまちづくりに向けた取組が必要である。【再掲】	● 土地区画整理事業や市街地再開発事業など、市街地を整備する際は安全なまちづくりに向けた取組を実施する。【再掲】
【所管課】都市計画課、道路計画課	
○ 宅地耐震化等	
【施策分野 ②】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 大地震時における滑動崩落等による宅地の被害を軽減するため、市が主体となって大規模盛土造成地の所在箇所を示すマップの公表により地域住民の防災意識の向上を図るとともに、今後の宅地耐震化に向けた安全性の把握のための調査・対策等の取組を促進する必要がある。【再掲】	● 大地震時における滑動崩落等による宅地の被害を軽減するため、市が主体となって大規模盛土造成地の所在箇所を示すマップの公表により地域住民の防災意識の向上を図るとともに、今後の宅地耐震化に向けた安全性の把握のための調査・対策等の取組を促進する。【再掲】
● 空き家は、地震が発生した際、その倒壊等によって避難・救助活動の妨げや被害の拡大につながるおそれがあるため、空き家等対策の実施主体である市が、空き家等対策計画や協議会の設置等、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施できるよう、関係団体と連携して、情報提供や支援を推進する必要がある。【再掲】	● 空き家は、地震が発生した際、その倒壊等によって避難・救助活動の妨げや被害の拡大につながるおそれがあるため、空き家等対策の実施主体である市町村が、空き家等対策計画や協議会の設置等、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施できるよう、関係団体と連携して、情報提供や支援を推進する。【再掲】
【所管課】開発指導課、住宅政策課	
○ 避難行動要支援者対策	
【施策分野 ③】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-1】
● 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する必要がある。【再掲】	● 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する。【再掲】
【所管課】福祉政策課	
○ 洪水ハザードマップの周知、見直し	
【施策分野 ⑦】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行って	● 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行って

いるが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う必要がある。【再掲】	いるが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 流域治水プロジェクト	
【施策分野 ⑦】	
河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る必要がある。【再掲】	河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る。【再掲】
【所管課】道路計画課	

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 消防・救急体制の充実						
【施策分野 ①、⑨】						
● 救急・消防体制が不十分な場合、災害時の消火・救急救助活動に支障をきたし、火災による死傷者が拡大するおそれがある。【再掲】				● 消防・救急施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、装備資器材の充実強化を図る。また、消防活動困難区域の解消、消防団の充実・強化等の取組を官民が連携して推進する。【再掲】		
【所管課】消防救助課、救急課、地域消防課、消防総務課						
○ 消防水利の確保						
【施策分野 ①】						
● 東日本大震災の際、消防水利が被災し、消防活動に大きな支障をきたした自治体もあった。このように、火災発生時に消防水利が十分に確保できない場合、消火活動に支障をきたし、人的被害が拡大するおそれがある。【再掲】				● 実際に大規模火災が発生してしまった場合に対応するために、道路幅員や建築物の状況も踏まえて、消防ポンプ自動車の必要台数、使用する消防水利、車両の部署位置等を定める「警防計画」等をあらかじめ策定する。【再掲】		
【所管課】消防救助課、地域消防課						
○ 多目的広場の整備						
【施策分野 ①】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】		
● 東日本大震災発生時に公園をはじめとする多目的広場が後方支援拠点として機能を発揮した。全国の救援部隊が集結する場となり、救援活動の拠点基地として活用された。しかし、市内で大規模災害時における救援部隊の活動拠点となる施設が不足している状況であるため、救援部隊の活動に支障をきたし、被害の拡大に繋がるおそれがある。【再掲】				● 救援部隊の宿营地等の活動拠点となる多目的に使用が可能な広場の整備を検討する。【再掲】		
【所管課】危機管理課						
○ 地域防災力の強化						
【施策分野 ①、⑧、⑨、⑩】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
● 阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。【再掲】				● 大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。【再掲】		
● 市内の自主防災組織のカバー率は65%(令和7年(2025年))であり、共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。【再掲】						

● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる取組を推進する必要がある。【再掲】	● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。【再掲】
● 洪水時に水防活動を円滑に実施するため、水防訓練や研修等を通して、消防団員の水防技術の取得・向上を図り、水防体制を強化する必要がある。【再掲】	● 洪水時に水防活動を円滑に実施するため、水防訓練や研修等を通して、消防団員の水防技術の取得・向上を図り、水防体制を強化する。【再掲】
● 大規模災害発生時には、警察OBによる「災害時警察活動協力員」を活用し、避難所や地域の安全確保のための防犯指導を行う必要がある。	● 大規模災害発生時には、警察OBによる「災害時警察活動協力員」を活用し、避難所や地域の安全確保のための防犯指導を行う。
【所管課】危機管理課、地域消防課	
○ 広域連携体制の整備	
【施策分野 ①】	
● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。【再掲】	● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む。【再掲】
【所管課】危機管理課、消防救助課	
○ 消防等の災害対応力の強化	
【施策分野 ①】	
● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
● 大規模災害時には、救出救助、検視、交通規制、捜索、パトロール、初動捜査、交通規制、身元確認等に従事する警察災害派遣隊を迅速に派遣要請できるよう、平時から訓練実施や派遣手続きの確認を行う必要がある。	● 大規模災害時には、救出救助、検視、交通規制、捜索、パトロール、初動捜査、交通規制、身元確認等に従事する警察災害派遣隊を迅速に派遣要請できるよう、平時から訓練実施や派遣手続きの確認を行う。
【所管課】消防救助課	
○ 避難行動要支援者対策	
【施策分野 ③】	
● 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する必要がある。【再掲】	● 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する。【再掲】
【所管課】福祉政策課	
○ 緊急給油対策	
【施策分野 ①、⑩】	
● 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに	● 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに

に、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。		に、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める。	
【所管課】危機管理課			
○ 緊急輸送道路等の整備			
【施策分野 ⑤】		【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】	
● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などにに基づき、緊急輸送道路等の強化とともに、防災拠点機能の有する道の駅の整備を検討する必要がある。 【再掲】		● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などにに基づき、緊急輸送道路等の強化や防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する。 【再掲】	
【所管課】道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、立地推進課、学務課、サイクルコミュニティ推進室			
○ 業務継続体制の整備			
【施策分野 ①、⑧】			
● 災害発生時の業務継続に係る勉強会の実施や定期人事異動の際の引継ぎの徹底等により、市業務継続計画(BCP)の実効性を確保するとともに、適宜、計画の見直しを実施するなど、発災時に迅速かつ的確に対応できる業務継続体制の整備を行う必要がある。		● 災害発生時の業務継続に係る勉強会の実施や定期人事異動の際の引継ぎの徹底等により、市業務継続計画(BCP)の実効性を確保するとともに、適宜、計画の見直しを実施するなど、発災時に迅速かつ的確に対応できる業務継続体制の整備を行う。	
● 庁舎等が被災した際もデータ復旧等を容易に行えるようにするため、クラウドコンピューティング技術の利用を推進する必要がある。		● 庁舎等が被災した際もデータ復旧等を容易に行えるようにするため、クラウドコンピューティング技術の利用を推進する。	
【所管課】危機管理課、総務課、健康増進課、情報システム課			
○ 災害対策本部機能の強化			
【施策分野 ①、⑧】		【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】	
● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。 【再掲】		● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。 【再掲】	
【所管課】危機管理課			
○ 物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備			
【施策分野 ①、⑩】			
● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。		● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。	
【所管課】危機管理課			
○ 公共建築物の耐震化			
【施策分野 ①、③】		【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】	
● 防災拠点となる公共施設の耐震化はおおむね解消されたが、引き続き、耐震化を着実に進める必要がある。 【再掲】		● 防災拠点となる公共施設について、引き続き、耐震化を着実に進める。 【再掲】	

● 社会福祉施設等のうち耐震化が未了の施設は、大規模地震等により、避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。【再掲】	● 社会福祉施設等のうち耐震化が未了の施設は、大規模地震等により、避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する。【再掲】
【所管課】スタートアップ推進室、建築指導課、管財課、スポーツ施設課、芸術文化推進課、地域交流推進課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、健康教育課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課、住宅政策課	
○ 防火対策	
【施策分野 ①、⑧】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る必要がある。【再掲】	● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る。【再掲】
● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める必要がある。【再掲】	● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める。【再掲】
【所管課】予防課、消防救助課、地域消防課	

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ 医療関係者等の連携強化						
【施策分野 ①、⑩】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-1】		
● 医療・介護・福祉支援等における多職種の連携体制が不十分であると、患者に関する情報共有ができず、ニーズにあった救助救急、被災者支援活動に支障をきたし、人的被害の増加に繋がるおそれがある。				● 医療や介護事業所の整備と救急医療の適正利用の推進、部や課、庁内外を超えた多職種の意見交換会の開催を図る。		
【所管課】健康増進課、地域包括支援課						
○ 地域医療の充実						
【施策分野 ③】						
● 大規模災害時は多数の傷病者が発生することが想定されている。市内においては、2箇所の災害拠点病院が指定されている。市域は人口が増加傾向にあるため、災害拠点病院で重傷者を収容できず、地域医療体制が確立されていない場合は、多数の犠牲者の発生に繋がるおそれがある。				● 平時から県、周辺自治体と地域医療等に関する情報の共有を図ることにより、災害時の関係機関との円滑な連絡体制の構築を進める。		
【所管課】健康増進課						

○ 緊急輸送道路等の整備	
【施策分野 ⑤、⑪】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
● 幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。【再掲】 ● 狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。【再掲】	● 災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確認できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。【再掲】 ● 安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の拡幅改良を進める。【再掲】 ● 道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。【再掲】 ● 学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。【再掲】 ● 市街地の安全性・防災性の向上を図るため、歩行者ネットワーク道路の整備や無電柱化を推進し、都市基盤の整備を図る。【再掲】 ● 自動車の代替手段として、自転車を利用できる環境を整備するため、自転車走行空間ネットワーク計画に基づき、自転車走行空間等の整備を推進する。【再掲】
● 舗装の維持管理指数 MCI(Maintenance Control Index)が 3.0 以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0 以下の路線数が現状 12 路線あり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。【再掲】	● 災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、交通事情を検証しつつ、市内の道路施設の適切な点検による現状を把握し、的確に修繕を実施する。【再掲】
● 災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。【再掲】 ● 公共施設・インフラの一部では、維持管理に新技術を導入しているが、導入している所管課は僅かで、詳細な状況の把握はされていない。現状通りの維持管理では、インフラの維持管理の効率化を図ることが難しい。【再掲】	● 災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。また、高速道路及び広域幹線道路としての国・県道は、災害発生時に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、重要な役割を担うことから、首都圏中央連絡自動車道の整備促進により、常磐自動車道や広域幹線道路と合わせて格子状の広域交通網が構築されるよう、事業主体に対し継続した要望活動を実施する。【再掲】
● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化とともに、防災拠点機能の有する道の駅の整備を検討する必要がある。【再掲】	● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する。【再掲】
【所管課】道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、立地推進課、学務課、サイクルコミュニティ推進室	
○ 病院における業務継続体制確保の促進	
【施策分野 ③】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-1】
● 大規模な災害や、感染症流行時における病院の診療機能の維持や回復を図るとともに、発災によって生じた医療ニーズに対応すること	● 大規模な災害や、感染症流行時における病院の診療機能の維持や回復を図るとともに、発災によって生じた医療ニーズに対応すること

ができるよう、市内の病院における耐震化など、業務継続計画(BCP)に基づく体制確保を促進する必要がある。	とができるよう、市内の病院における耐震化など、業務継続計画(BCP)に基づく体制確保を促進する。
【所管課】健康増進課	
○ 医薬品等の供給体制整備	
【施策分野 ③】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-1】
● 関係機関との連携により、緊急時における医薬品等の供給体制の確保や、薬剤師派遣のための連絡体制を整備する必要がある。	● 関係機関との連携により、緊急時における医薬品等の供給体制の確保や、薬剤師派遣のための連絡体制を整備する。
【所管課】危機管理課、健康増進課	
○ 緊急給油対策	
【施策分野 ①、⑩】	
● 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。【再掲】	● 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 災害対策本部機能の強化	
【施策分野 ①、⑧】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。【再掲】	● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備	
【施策分野 ①、⑩】	
● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。【再掲】	● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 公共建築物の耐震化	
【施策分野 ①、③】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
● 防災拠点となる公共施設の耐震化はおおむね解消されたが、引き続き、耐震化を着実に進める必要がある。【再掲】	● 防災拠点となる公共施設について、引き続き、耐震化を着実に進める。【再掲】
● 社会福祉施設等のうち耐震化が未了の施設は、大規模地震等により、避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。【再掲】	● 社会福祉施設等のうち耐震化が未了の施設は、大規模地震等により、避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する。【再掲】
【所管課】スタートアップ推進室、建築指導課、管財課、スポーツ施設課、芸術文化推進課、地域交流推進課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、健康教育課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課、住宅政策課	

○ 水道事業における協力体制	
【施策分野 ①、⑩】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する必要がある。【再掲】	災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する。【再掲】
【所管課】水道工務課、危機管理課	
○ 広域連携体制の整備	
【施策分野 ①】	
救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。【再掲】	救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む。【再掲】
【所管課】危機管理課、消防救助課	
○ 消防等の災害対応力の強化	
【施策分野 ①】	
消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	
○ 医療機関の防火対策	
【施策分野 ③】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-1】
医療機関における防災に対する意識啓発を進め、病床を有する医療施設にはスプリンクラーの整備を図るなど、災害時における適切な医療提供体制の維持を図る必要がある。【再掲】	医療機関における防災に対する意識啓発を進め、病床を有する医療施設にはスプリンクラーの整備を図るなど、災害時における適切な医療提供体制を維持する。【再掲】
【所管課】健康増進課、予防課	

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ 自然災害時に車中泊できる防災拠点の整備(大規模な駐車場の整備)						
【施策分野 ①】						
● 平成 28 年(2016 年)熊本地震では、一部の避難所が損傷して使用不能となった。また、余震等で施設が更に被災するおそれもあったことから、避難者の約 7 割は車中泊を行				● 避難所の代替策として車中泊を推進することで、感染症対策にも効果的である。治安等のトラブルを解消するため、安全に車中泊できる防災拠点を設置する。さらに、大規模災		

った。しかし、市内に車中泊できる防災拠点の整備が不十分であることから、災害時に車中泊者の把握が困難になるとともに、市における支援情報が届かず、車中泊者の体調不良等にも繋がるおそれがある。【再掲】	害に備えるため、つくば市域及び周辺を含む広域的な避難・防災拠点の整備の推進を図る。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 多目的広場の整備	
【施策分野 ①】	
● 東日本大震災発生時に公園をはじめとする多目的広場が後方支援拠点として機能を発揮した。全国の救援部隊が集結する場となり、救援活動の拠点基地として活用された。しかし、市内で大規模災害時における救援部隊の活動拠点となる施設が不足している状況であるため、救援部隊の活動に支障をきたし、被害の拡大に繋がるおそれがある。【再掲】	● 救援部隊の宿营地等の活動拠点となる多目的に使用が可能な広場の整備を検討する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 避難所生活の改善	
【施策分野 ①、③】	
● 避難所では避難者が共同生活を行うため、感染症患者の発生や蔓延に繋がる可能性がある。	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】 ● 感染症まん延期に災害が発生した場合に備えて、ソーシャルディスタンスを考慮した避難所運営ガイドラインや避難フロー、避難所のレイアウトの作成等を行う。
● 円滑な避難所運営を支援するため、避難所を運営する際の手順、留意事項などを記載した「市避難所運営マニュアル基本モデル」を作成する必要がある。	● 円滑な避難所運営を支援するため、避難所を運営する際の手順、留意事項などを記載した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を作成する。
● 体育館をはじめとした学校施設は避難所となることも多くあることから、児童生徒の学校生活環境の改善と合わせ避難所生活の改善につながるよう、トイレの洋式化や空調設置について推進する必要がある。	● 体育館をはじめとした学校施設は避難所となることも多くあることから、児童生徒の学校生活環境の改善と合わせ避難所生活の改善につながるよう、トイレの洋式化や空調設置を推進する。
【所管課】危機管理課、健康増進課、教育施設課	
○ 住宅・建築物等の耐震化等	
【施策分野 ②】	
● 阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊による大きな被害が見られ、死者数の約9割が家屋・家具等による圧死が占めた。特に昭和56年(1981年)以前に建築された旧耐震基準の住宅・建築物に大きな被害が発生した。【再掲】 ● つくば市内の住宅の耐震化率は94.6%(令和7年(2025年)1月)、民間特定建築物の耐震化率は93.0%(令和7年(2025年)1月)となっている。耐震性を満たしていない住宅・建築物は、大規模地震の際に倒壊する可能性が高く、市域での多数の直接死や負傷者の発生に繋がるおそれがある。【再掲】 ● 市営住宅は令和2年(2020年)3月31日時点で20団地あり、すべての住宅が耐震性を有している。しかし、建設年度が同時期の	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】 ● 耐震化率を向上させるためには、耐震改修の普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図ることが重要である。過去に起きた大規模地震の教訓を踏まえ、市民自らが地震に対する意識を高め、建築物の耐震化に取り組めるよう、市民と行政が協力し一体となり、建築物の耐震化率の向上を目指し、地震に強いまちづくりの実現を図る。【再掲】 ● 住宅の所有者等が耐震診断・改修等を行いやすくするための環境整備や助成制度の整備に努める。【再掲】
● 市営住宅は令和2年(2020年)3月31日時点で20団地あり、すべての住宅が耐震性を有している。しかし、建設年度が同時期の	● 屋根や外壁の劣化状況等を定期的に点検し、必要に応じ計画的な修繕を実施することで、住宅の耐震性能の維持を図る。【再掲】

ものが多く、今後、これらの大量のストックが一斉に更新時期を迎えることになり、財政的に厳しくなるおそれがある。更新が行えない場合は老朽化が進み、災害時には倒壊の可能性が高くなり、居住者の安全を確保できなくなるおそれがある。【再掲】	
【所管課】建築指導課、教育施設課	
○ 物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備	
【施策分野 ①、⑩】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
避難者にとって、避難所での共同生活は感染症への感染リスクが高く、プライバシーも確保しづらい。また、避難者の個々のニーズに合った備蓄品や支援物資を提供することが困難となる。	- 災害時に対応するため、食料品等の備蓄を行うとともに、災害用井戸や耐震性貯水槽等の災害対応水源の整備を行う。また、避難所での生活はプライバシーの確保やストレスを抱えやすいなどの問題があることから、被災後も自宅で生活できるよう、自宅での備蓄についても促進する。 - 物資の用途に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなど、備蓄体制の整備を促進する。
災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。【再掲】	災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。【再掲】
指定避難所等のニーズを把握し、支援物資等の調達、配送などが着実に実施できるよう、国、県などとも連携を図り新物資システム(B-PLo)の習熟及び調達・供給体制の整備を図る必要がある。	指定避難所等のニーズを把握し、支援物資等の調達、配送などが着実に実施できるよう、国、県などとも連携を図り新物資システム(B-PLo)の習熟を図るとともに、調達・供給体制の向上を図る。
【所管課】危機管理課	
○ 災害ボランティア人材の育成・確保	
【施策分野 ①、⑨】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
- 市内のボランティア登録者数は現状 5,871 名(令和 7 年度末)である。市外からのボランティアは、道路被害等の被災状況にもよるため、事前に見込むことが難しく、さらに感染症蔓延期には県外からのボランティアも見込むことが難しくなる。 - 大規模地震発生時にボランティアが不足した場合は、市民生活等の早期復旧に支障をきたすおそれがある。	市及び市社会福祉協議会は、県等と連携し、市民のボランティア意識の啓発、市民や企業等のボランティア活動の普及、学校教育におけるボランティア活動の拡大等に努め、活動者に対する情報提供など様々な施策を展開し、活動環境の整備及び人材育成を図る。
【所管課】福祉政策課	
○ 地域防災力の強化	
【施策分野 ①、⑧、⑨、⑩】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
- 阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。【再掲】 - 市内の自主防災組織のカバー率は 65%(令和 7 年(2025 年))であり、共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主	大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。【再掲】

的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。【再掲】	
● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる取組を推進する必要がある。【再掲】	● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。【再掲】
【所管課】危機管理課、地域消防課	
○ 災害対策本部機能の強化	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。【再掲】	● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める必要がある。【再掲】	● 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める。【再掲】
● 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。【再掲】	● 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 水道事業における協力体制	
【施策分野 ①、⑩】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
● 災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する必要がある。【再掲】	● 災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する。【再掲】
【所管課】水道工務課、危機管理課	
○ 広域連携体制の整備	
【施策分野 ①】	
● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。【再掲】	● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む。【再掲】
【所管課】危機管理課、消防救助課	

○ 消防等の災害対応力の強化	
【施策分野 ①】	
● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	
○ ため池、農業水利施設等の防災対策	
【施策分野 ⑥】	
● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する必要がある。【再掲】	● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する。【再掲】
● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する必要がある。【再掲】	● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する。【再掲】
【所管課】土地改良課	

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 市の衛生用品等の備蓄の見直し						
【施策分野 ③】						
● 衛生用品や感染症予防対策のための備蓄品が不足し、避難所において、感染症が発生・拡大する。				● 感染症拡大を防ぐため、備蓄品の種類や数量の見直しを行う。		
【所管課】危機管理課、健康増進課						
○ エネルギーの供給源の安定化						
【施策分野 ①、⑤】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】		
● 平成30年(2018年)北海道胆振東部地震により、北海道全域に及ぶ大規模停電が発生した。ブラックアウトから概ね全域に供給できるまで45時間程度を要した。				● 災害時における市民生活を維持できるようにするため、において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。		
● 非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。						
● 福祉避難所に指定されている社会福祉施設は、災害発生後に要配慮者の受入れが困難になり、要配慮者の生活支援に支障をきたすおそれがある。また、福祉施設には人工呼吸器等の医療機器を使用している者もいるため、災害発生時に停電した場合にはその機器の機能確保が困難になることが予想される。				● 災害発生時の停電を回避するため、福祉避難所として協定を結んでいる施設等に対して、発電機の購入促進を図る。		

● 長期にわたる電力供給等の途絶に備えるため、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーや蓄電設備、コージェネレーション等の組み合わせによる自立・分散型エネルギーを導入拡大し、エネルギーの供給源の安定化を図る必要がある。	● 長期にわたる電力供給等の途絶に備えるため、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーや蓄電設備、コージェネレーション等の組み合わせによる自立・分散型エネルギーを導入拡大し、エネルギーの供給源の安定化を図る。
【所管課】スタートアップ推進室、管財課、スポーツ施設課、芸術文化推進課、地域交流推進課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、健康教育課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課	
○ 防災倉庫の整備	
【施策分野 ③】	
● 飲食料、毛布、衛生用品等に加え、避難所における感染症予防対策のための備蓄品の整備が求められているが、備蓄品を保管できる施設や支援物資を集積できる場所も限られているため、避難者に必要な物資を提供できず、避難所内での避難者の生活環境の悪化や感染症が拡大するおそれがある。	● 災害用備蓄や国・他の機関からの支援物資のための集配機能を有する災害に強い防災倉庫の整備を検討する。
【所管課】危機管理課	
○ 物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備	
【施策分野 ①、⑩】	
【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】	
● 避難者にとって、避難所での共同生活は感染症への感染リスクが高く、プライバシーも確保しづらい。また、避難者の個々のニーズに合った備蓄品や支援物資を提供することが困難となる。【再掲】	● 災害時に対応するため、食料品等の備蓄を行うとともに、災害用井戸や耐震性貯水槽等の災害対応用水源の整備を行う。また、避難所での生活はプライバシーの確保やストレスを抱えやすいなどの問題があることから、被災後も自宅で生活できるよう、自宅での備蓄についても促進する。【再掲】 ● 物資の用途に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなど、備蓄体制の整備を促進する。【再掲】
● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。【再掲】	● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。【再掲】
● 指定避難所等のニーズを把握し、支援物資等の調達、配送などが着実に実施できるよう、国、県などとも連携を図り新物資システム(B-PLo)の習熟及び調達・供給体制の整備を図る必要がある。【再掲】	● 指定避難所等のニーズを把握し、支援物資等の調達、配送などが着実に実施できるよう、国、県などとも連携を図り新物資システム(B-PLo)の習熟を図るとともに、調達・供給体制の向上を図る。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 上水道施設等の整備	
【施策分野 ②】	
● 東日本大震災時は、県企業局の送水停止により市内全域にわたり、最長で約1週間の断水となった。平成24年(2012年)の北条地区竜巻による停電の際は山口地区一部が断水となった。【再掲】	● 上水道の送配水施設等における施設更新計画を立て、耐震化の推進や設備の増強を計画的に進めるとともに、日常の保守点検、維持管理等を確実に行う。【再掲】 ● 利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を指導する。特に、避難所とな

● 上水道施設等に被害が生じた場合は断水が生じ、市民生活や公衆衛生等に影響を及ぼす。【再掲】	る施設や病院等の防災上重要な施設については優先的に耐震化を促す。【再掲】 ● 上水道施設の危機管理マニュアルを作成し、上水道施設の応急復旧用資機材の整備・備蓄を推進するとともに、各水道事業者間の連携を強化する。緊急用水の確保や緊急時の給水能力確保に向けた体制、施設の整備を図る。【再掲】
【所管課】水道総務課、水道工務課、上下水道業務課、水道監視センター	
○ 自己水源の確保	
【施策分野 ②】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 東日本大震災で、市内で5日間の断水が発生した。市域の上水道(水源)の約 98%は、霞ヶ浦浄水場の浄水を水道水としている。現状、水源は霞ヶ浦浄水場のみであり、災害時に備えた自己水源が不足する状況である。 ● 土浦市域で大規模な液状化被害等が発生し、浄水場施設が被災した場合は、断水が長期間に渡り、市民生活に支障をきたすおそれがある。	● すでに整備されている災害用井戸についてはメンテナンスや水質検査を定期的に行うほか、新たな災害対応用水源の確保や停電時の対応として非常用電源の整備に努める。
【所管課】危機管理課	
○ 緊急輸送道路等の整備	
【施策分野 ⑤、⑪】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
● 幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。【再掲】 ● 狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。【再掲】	● 災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確認できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。【再掲】 ● 安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の拡幅改良を進める。【再掲】 ● 道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。【再掲】 ● 学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。【再掲】 ● 市街地の安全性・防災性の向上を図るため、歩行者ネットワーク道路の整備や無電柱化を推進し、都市基盤の整備を図る。【再掲】 ● 自動車の代替手段として、自転車を利用できる環境を整備するため、自転車走行空間ネットワーク計画に基づき、自転車走行空間等の整備を推進する。【再掲】
● 舗装の維持管理指数 MCI(Maintenance Control Index)が 3.0 以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0 以下の路線数が現状 12 路線あり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。【再掲】	● 災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、交通事情を検証しつつ、市内の道路施設の適切な点検による現状を把握し、的確に修繕を実施する。【再掲】

● 災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。【再掲】 ● 公共施設・インフラの一部では、維持管理に新技術を導入しているが、導入している所管課は僅かで、詳細な状況の把握はされていない。現状通りの維持管理では、インフラの維持管理の効率化を図ることが難しい。【再掲】	● 災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。また、高速道路及び広域幹線道路としての国・県道は、災害発生時に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、重要な役割を担うことから、首都圏中央連絡自動車道の整備促進により、常磐自動車道や広域幹線道路と合わせて格子状の広域交通網が構築されるよう、事業主体に対し継続した要望活動を実施する。【再掲】
● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基つき、緊急輸送道路等の強化とともに、防災拠点機能の有する道の駅の整備を検討する必要がある。【再掲】	● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基つき、緊急輸送道路等の強化や防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する。【再掲】
【所管課】道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、立地推進課、学務課、サイクルコミュニティ推進室	
○ 緊急給油対策	
【施策分野 ①、⑩】	
● 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。【再掲】	● 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 災害対策本部機能の強化	
【施策分野 ①、⑧】	
● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。【再掲】	● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 水道事業における協力体制	
【施策分野 ①、⑩】	
● 災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する必要がある。【再掲】	● 災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する。【再掲】
【所管課】水道工務課、危機管理課	
○ 広域連携体制の整備	
【施策分野 ①】	
● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊	● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊

のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。【再掲】	のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む。【再掲】
【所管課】危機管理課、消防救助課	
○ 消防等の災害対応力の強化	
【施策分野 ①】	
● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 帰宅困難者対策						
【施策分野 ①】						
- つくば市には市外から多数の通勤・通学者が流入しており、日中に災害が発生した場合には、多くの帰宅困難者が発生することが想定される。 - 帰宅困難者の受入れ先や飲食料の提供、情報提供等の支援体制が確立されていない場合は、駅周辺や避難所等で混乱が生じるおそれがある。				帰宅困難者の受け入れが可能な公共施設がない場合には民間企業等と協定を締結するなど受け入れ先の確保に努め、受け入れ先となる施設とは、平常時から連絡窓口を設置して情報の共有体制を整備する。また、帰宅困難者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、市は県と連携して計画的に物資の備蓄を進め、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るとともに、災害時の物資配送体制を整備する。		
大量の帰宅困難者の発生に伴う混乱により、救助・消火活動等の迅速・円滑な応急活動が妨げられることがないよう、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を、市民に周知・啓発する必要がある。また、企業等に対しては、帰宅抑制のための備蓄物資の確保や従業員が安全に待機できる環境整備等について、連携して啓発する必要がある。				大量の帰宅困難者の発生に伴う混乱により、救助・消火活動等の迅速・円滑な応急活動が妨げられることがないよう、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を、市民に周知・啓発する。また、企業等に対しては、帰宅抑制のための備蓄物資の確保や従業員が安全に待機できる環境整備等について、連携して啓発する。		
大量の帰宅困難者の発生に備え、備蓄物資の確保や一時滞在所の選定について進める必要がある。				大量の帰宅困難者の発生に備え、備蓄物資の確保や一時滞在所の選定について進める。		
【所管課】危機管理課						
○ 避難所との分離設置						
【施策分野 ①】						
多くの周辺住民・帰宅困難者を分離せずに受け入れることにより、両者を受け入れた避難所は混乱をきたす可能性がある。				帰宅困難者対応については、鉄道会社と連携し、地域住民や児童生徒等への配慮が可能な避難所を確保するとともに、新規で公共施設等を整備する際には帰宅困難者対策について検討を行う。		

また、平日昼間の災害であれば避難所となる学校には児童・生徒等もあり、更なる混乱が生じるおそれがある。	
【所管課】危機管理課	
○ 緊急輸送道路等の整備	
【施策分野 ⑤、⑪】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
- 幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。【再掲】 - 狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。【再掲】	- 災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確保できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。【再掲】 - 安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の拡幅改良を進める。【再掲】 - 道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。【再掲】 - 学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。【再掲】 - 市街地の安全性・防災性の向上を図るため、歩行者ネットワーク道路の整備や無電柱化を推進し、都市基盤の整備を図る。【再掲】 - 自動車の代替手段として、自転車を利用できる環境を整備するため、自転車走行空間ネットワーク計画に基づき、自転車走行空間等の整備を推進する。【再掲】
舗装の維持管理指数 MCI(Maintenance Control Index)が 3.0 以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0 以下の路線数が現状 12 路線あり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。【再掲】	災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、交通事情を検証しつつ、市内の道路施設の適切な点検による現状を把握し、的確に修繕を実施する。【再掲】
- 災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。【再掲】 - 公共施設・インフラの一部では、維持管理に新技術を導入しているが、導入している所管課は僅かで、詳細な状況の把握はされていない。現状通りの維持管理では、インフラの維持管理の効率化を図ることが難しい。【再掲】	災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。また、高速道路及び広域幹線道路としての国・県道は、災害発生時に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、重要な役割を担うことから、首都圏中央連絡自動車道の整備促進により、常磐自動車道や広域幹線道路と合わせて格子状の広域交通網が構築されるよう、事業主体に対し継続した要望活動を実施する。【再掲】
救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化とともに、防災拠点機能の有する道の駅の整備を検討する必要がある。【再掲】	救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する。【再掲】
【所管課】道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、立地推進課、学務課、サイクルコミュニティ推進室	

○ 物資の備蓄・更新・調達・提供体制の整備	
【施策分野 ①、⑩】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。【再掲】	災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 都市公園の整備等	
【施策分野 ②、⑪】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
災害時の広域避難地となる都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿寿命化対策等を実施する必要がある。【再掲】	災害時の広域避難地となる都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿寿命化対策等を実施する。【再掲】
【所管課】公園・施設課	
○ 自転車の活用	
【施策分野 ⑤】	
交通遮断時の帰宅困難対策手段として、自転車の活用について広く周知を図る必要がある。	災害等による交通遮断時において、自転車を有効な代替手段として活用するため、平時から自転車の利用について周知啓発に努める。
【所管課】サイクルコミュニティ推進室	

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ 物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備						
【施策分野 ①】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
避難者にとって、避難所での共同生活は感染症への感染リスクが高く、プライバシーも確保しづらい。また、避難者の個々のニーズに合った備蓄品や支援物資を提供することが困難となる。【再掲】				- 災害時に対応するため、食料品等の備蓄を行うとともに、災害用井戸や耐震性貯水槽等の災害対応水源の整備を行う。また、避難所での生活はプライバシーの確保やストレスを抱えやすいなどの問題があることから、被災後も自宅で生活できるよう、自宅での備蓄についても促進する。【再掲】 - 物資の用途に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなど、備蓄体制の整備を促進する。【再掲】		
【所管課】危機管理課						
○ 地域防災力の強化						
【施策分野 ①、⑧、⑨、⑩】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。【再掲】				大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切		

● 市内の自主防災組織のカバー率は 65%(令和7年(2025 年))であり、共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。【再掲】	なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。【再掲】
● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる取組を推進する必要がある。【再掲】	● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。【再掲】
【所管課】危機管理課、地域消防課	
○ 緊急輸送道路等の整備	
【施策分野 ⑤、⑪】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
● 幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。【再掲】 ● 狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。【再掲】	● 災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確認できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。【再掲】 ● 安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の拡幅改良を進める。【再掲】 ● 道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。【再掲】 ● 学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。【再掲】 ● 市街地の安全性・防災性の向上を図るため、歩行者ネットワーク道路の整備や無電柱化を推進し、都市基盤の整備を図る。【再掲】 ● 自動車の代替手段として、自転車を利用できる環境を整備するため、自転車走行空間ネットワーク計画に基づき、自転車走行空間等の整備を推進する。【再掲】
● 舗装の維持管理指数 MCI(Maintenance Control Index)が 3.0 以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0 以下の路線数が現状 12 路線あり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。【再掲】	● 災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、交通事情を検証しつつ、市内の道路施設の適切な点検による現状を把握し、的確に修繕を実施する。【再掲】
● 災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。【再掲】 ● 公共施設・インフラの一部では、維持管理に新技術を導入しているが、導入している所管課は僅かで、詳細な状況の把握はされていない。現状通りの維持管理では、インフラの維持管理の効率化を図ることが難しい。【再掲】	● 災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。また、高速道路及び広域幹線道路としての国・県道は、災害発生時に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、重要な役割を担うことから、首都圏中央連絡自動車道の整備促進により、常磐自動車道や広域幹線道路と合わせて格子状の広域交通網が構築されるよう、事業主体に対し継続した要望活動を実施する。【再掲】

● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などにに基づき、緊急輸送道路等の強化とともに、防災拠点機能の有する道の駅の整備を検討する必要がある。【再掲】	● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などにに基づき、緊急輸送道路等の強化や防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する。【再掲】
【所管課】道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、立地推進課、学務課、サイクルコミュニティ推進室	
○ 避難所生活の改善	
【施策分野 ①】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
● 円滑な避難所運営を支援するため、避難所を運営する際の手順、留意事項などを記載した「市避難所運営マニュアル基本モデル」を作成する必要がある。【再掲】	● 円滑な避難所運営を支援するため、避難所を運営する際の手順、留意事項などを記載した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を作成する。【再掲】
【所管課】危機管理課、健康増進課、教育施設課	
○ 消防等の災害対応力の強化	
【施策分野 ①】	
● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	
○ 避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める必要がある。【再掲】	● 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める。【再掲】
● 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。【再掲】	● 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 防火対策	
【施策分野 ①】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る必要がある。【再掲】	● 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る。【再掲】
● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める必要がある。【再掲】	● 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める。【再掲】
【所管課】予防課、消防救助課、地域消防課	
○ 河川占用物の老朽化対策	
【施策分野 ⑦、⑪】	

● 橋梁(市道)などの市が設置している河川占用物の点検率は、令和1年(2019年)に100%であり、老朽化など、災害時の脆弱性については概ね確認がなされているため、施設の危険度と重要度に応じて、危険回避のための整備が必要な状況にある。しかし、点検が行われない場合、危険性があり整備が必要な状態にあるものの発見が遅れ、大雨等時には被害の拡大に繋がるおそれがある。【再掲】	● 河川占用物について、施設の整備・更新を図るとともに、既存施設の効率的な管理・運用を推進する。【再掲】
【所管課】道路整備課	

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ 予防接種の促進等感染症予防対策						
【施策分野 ③】						
● 避難所では人との距離が密になり、感染症のリスクが高くなりやすい。予防接種を行っていない場合は、感染症患者の発生や蔓延に繋がる可能性が高い。				● 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から医療機関(医師会)と連携し、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。 ● 予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 ● 有事の際に避難所における感染症予防体制の整備を推進する。		
● 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、避難所における感染症予防体制や衛生環境の整備を推進する必要がある。				● 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から市町村と連携し、予防接種を促進するとともに、避難所における感染症予防体制や衛生環境の整備を推進する。		
【所管課】健康増進課						
○ 公衆衛生の維持						
【施策分野 ③】						
● 家屋の浸水やライフラインの機能低下等による衛生状態の悪化、避難所での共同生活等が、感染症の発生と流行などをもたらすおそれがある。				● 公衆衛生維持のため、消毒・害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく。消毒等の防疫、環境保全対策を実施し、衛生環境の維持を図る。		
【所管課】環境保全課						
○ 避難所生活の改善						
【施策分野 ①、③】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】		
● 避難所では避難者が共同生活を行うため、感染症患者の発生や蔓延に繋がる可能性がある。【再掲】				● 感染症まん延期に災害が発生した場合に備えて、ソーシャルディスタンスを考慮した避難所運営ガイドラインや避難フロー、避難所のレイアウトの作成等を行う。【再掲】		

● 円滑な避難所運営を支援するため、避難所を運営する際の手順、留意事項などを記載した「市避難所運営マニュアル基本モデル」を作成する必要がある。【再掲】	● 円滑な避難所運営を支援するため、避難所を運営する際の手順、留意事項などを記載した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を作成する。【再掲】
● 体育館をはじめとした学校施設は避難所となることも多くあることから、児童生徒の学校生活環境の改善と合わせ避難所生活の改善につながるよう、トイレの洋式化や空調設置について推進する必要がある。【再掲】	● 体育館をはじめとした学校施設は避難所となることも多くあることから、児童生徒の学校生活環境の改善と合わせ避難所生活の改善につながるよう、トイレの洋式化や空調設置を推進する。【再掲】
【所管課】危機管理課、健康増進課、教育施設課	
○ 災害ボランティア人材の育成・確保	
【施策分野 ①、⑨】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 市内のボランティア登録者数は現状 5,995 名である。市外からのボランティアは、道路被害等の被災状況にもよるため、事前に見込むことが難しく、さらに感染症蔓延期には県外からのボランティアも見込むことが難しくなる。【再掲】 ● 大規模地震発生時にボランティアが不足した場合は、市民生活等の早期復旧に支障をきたすおそれがある。【再掲】	● 市及び市社会福祉協議会は、県等と連携し、市民のボランティア意識の啓発、市民や企業等のボランティア活動の普及、学校教育におけるボランティア活動の拡大等に努め、活動者に対する情報提供など様々な施策を展開し、活動環境の整備及び人材育成を図る。【再掲】
【所管課】福祉政策課	
○ 自然災害時に車中泊できる防災拠点の整備(大規模な駐車場の整備)	
【施策分野 ①】	
● 平成 28 年(2016 年)熊本地震では、一部の避難所が損傷して使用不能となった。また、余震等で施設が更に被災するおそれもあったことから、避難者の約 7 割は車中泊を行った。しかし、市内に車中泊できる防災拠点の整備が不十分であることから、災害時に車中泊者の把握が困難になるとともに、市における支援情報が届かず、車中泊者の体調不良等にも繋がるおそれがある。【再掲】	● 避難所の代替策として車中泊を推進することで、感染症対策にも効果的である。治安等のトラブルを解消するため、安全に車中泊できる防災拠点を設置する。さらに、大規模災害に備えるため、つくば市域及び周辺を含む広域的な避難・防災拠点の整備の推進を図る。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 市の衛生用品等の備蓄の見直し	
【施策分野 ③】	
● 衛生用品や感染症予防対策のための備蓄品が不足し、避難所において、感染症が発生・拡大する。【再掲】	● 感染症拡大を防ぐため、備蓄品の種類や数量の見直しを行う。【再掲】
【所管課】危機管理課、健康増進課	
○ 地域防災力の強化	
【施策分野 ①、⑧】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。【再掲】 ● 市内の自主防災組織のカバー率は 65%(令和 7 年(2025 年))であり、共助につながる地域防災力が向上されてない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。【再掲】	● 大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。【再掲】

【所管課】危機管理課、地域消防課	
○ 住宅・建築物等の耐震化等	
【施策分野 ②】	
● 阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊による大きな被害が見られ、死者数の約9割が家屋・家具等による圧死が占めた。特に昭和56年(1981年)以前に建築された旧耐震基準の住宅・建築物に大きな被害が発生した。【再掲】 ● つくば市内の住宅の耐震化率は94.6%(令和7年(2025年)1月)、民間特定建築物の耐震化率は93.0%(令和7年(2025年)1月)となっている。耐震性を満たしていない住宅・建築物は、大規模地震の際に倒壊する可能性が高く、市域での多数の直接死や負傷者の発生に繋がるおそれがある。【再掲】 ● 市営住宅は令和2年(2020年)3月31日時点で20団地あり、すべての住宅が耐震性を有している。しかし、建設年度が同時期のものが多く、今後、これらの大量のストックが一斉に更新時期を迎えることになり、財政的に厳しくなるおそれがある。更新が行えない場合は老朽化が進み、災害時には倒壊の可能性が高くなり、居住者の安全を確保できなくなるおそれがある。【再掲】	● 耐震化率を向上させるためには、耐震改修の普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図ることが重要である。過去に起きた大規模地震の教訓を踏まえ、市民自らが地震に対する意識を高め、建築物の耐震化に取り組めるよう、市民と行政が協力し一体となり、建築物の耐震化率の向上を目指し、地震に強いまちづくりの実現を図る。【再掲】 ● 住宅の所有者等が耐震診断・改修等を行いやすくするための環境整備や助成制度の整備に努める。【再掲】 ● 屋根や外壁の劣化状況等を定期的に点検し、必要に応じ計画的な修繕を実施することで、住宅の耐震性能の維持を図る。【再掲】
【所管課】建築指導課、教育施設課	
○ 避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及	
【施策分野 ①、⑧】	
● 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める必要がある。【再掲】 ● 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。【再掲】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】 ● 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める。【再掲】 ● 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備	
【施策分野 ①、⑩】	
● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。【再掲】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】 ● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。【再掲】
【所管課】危機管理課	

○ ため池、農業水利施設等の防災対策	
【施策分野 ⑥】	
● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する必要がある。【再掲】	● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する。【再掲】
● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する必要がある。【再掲】	● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する。【再掲】
【所管課】土地改良課	

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 防犯対策の充実						
【施策分野 ①】			【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】			
● 都市化の進展による人口の増加に伴い、市の犯罪発生件数は県内でも上位であり、茨城県警察本部で公開している犯罪マップによれば、その多くがTX沿線で発生している。市内の犯罪発生件数を踏まえると、災害時において空き巣や車上荒らし等の犯罪が発生するおそれがある。また、過去の災害時を事例にみると、DV や避難所・仮設住宅などでの性被害なども起こるおそれもある。			● 市民一人ひとりの身近な犯罪に対する防犯意識を向上させるため、自主的な防犯活動への参加を促す。また、市民が安心して生活することができるまちづくりのため、防犯ボランティア団体等による防犯活動の促進を図るとともに関係機関と連携を深めることにより地域力を高める。			
【所管課】防犯交通安全課						
○ 地域防災力の強化						
【施策分野 ①、⑨、⑩】			【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】			
● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる取組を推進する必要がある。【再掲】			● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。【再掲】			
【所管課】危機管理課、地域消防課						
○ 災害対策本部機能の強化						
【施策分野 ①、⑧】			【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】			
● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。【再掲】			● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。【再掲】			
【所管課】危機管理課						
○ 物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備						
【施策分野 ①、⑩】			【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】			
● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。【再掲】			● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。【再掲】			
【所管課】危機管理課						

○ 広域連携体制の整備	
【施策分野 ①】	
救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。【再掲】	救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む。【再掲】
【所管課】危機管理課、消防救助課	
○ 消防等の災害対応力の強化	
【施策分野 ①】	
消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	

3-2 市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 業務継続体制の整備						
【施策分野 ①、⑧、⑬】						
- 市民の生命、身体及び財産を守ることは、市の責務であることから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。 - 市業務継続計画が未作成のため、大規模災害時の状況下、災害応急対策業務や継続性の高い通常業務に滞りが生じ、市民生活の早期復旧が大幅に遅れるおそれがある。				- 市は、災害時に迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアル策定等による災害対応業務の標準化の推進や、研修・訓練により職員の災害対応能力の向上を図るとともに、大規模自然災害時に優先すべき業務やそれぞれの業務の補完体制、また、必要に応じて外部人材を活用するなど、災害時に最低限必要な人員の確保等について検討を進める。 - 市業務継続計画(BCP)を策定し、市域が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に業務継続の優先度が高い通常業務や非常時優先業務を遂行できるよう、業務継続体制の強化を進める。		
災害発生時の業務継続に係る勉強会の実施や定期人事異動の際の引継ぎの徹底等により、市業務継続計画(BCP)の実効性を確保するとともに、適宜、計画の見直しを実施するなど、発災時に迅速かつ的確に対応できる業務継続体制の整備を行う必要がある。【再掲】				災害発生時の業務継続に係る勉強会の実施や定期人事異動の際の引継ぎの徹底等により、市業務継続計画(BCP)の実効性を確保するとともに、適宜、計画の見直しを実施するなど、発災時に迅速かつ的確に対応できる業務継続体制の整備を行う。【再掲】		
庁舎等が被災した際もデータ復旧等を容易に行えるようにするため、クラウドコンピューティング技術の利用を推進する必要がある。【再掲】				庁舎等が被災した際もデータ復旧等を容易に行えるようにするため、クラウドコンピューティング技術の利用を推進する。【再掲】		

【所管課】危機管理課、総務課、健康増進課、情報システム課	
○ 国の被災市区町村応援職員確保システムによる連携体制の整備	
【施策分野 ①】	
大規模災害時、市の職員だけでは人員が大幅に不足した場合、迅速かつ的確な被災者再建の対応が困難になり、被災市民の生活再建の遅れに繋がるおそれがある。	『災害マネジメント総括支援員（General Adviser for Disaster Management, GADM）』をはじめとする総括支援チーム等を活用し、避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を円滑に実施できるよう、茨城県や県内外の自治体等との連携体制を強化する。
【所管課】危機管理課	
○ エネルギーの供給源の安定化	
【施策分野 ①、⑤】	
- 平成 30 年(2018 年)北海道胆振東部地震により、北海道全域に及ぶ大規模停電が発生した。ブラックアウトから概ね全域に供給できるまで 45 時間程度を要した。【再掲】 - 非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。【再掲】	災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共建築物において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。【再掲】
【所管課】スタートアップ推進室、管財課、スポーツ施設課、芸術文化推進課、地域交流推進課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、健康教育課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課	
○ 防災訓練の実施	
【施策分野 ①、⑧、⑩】	
防災訓練の実施状況が不十分な場合、大規模地震発生の際、迅速かつ適切な応急対策活動が出来ず、さらなる被害の拡大に繋がる可能性がある。【再掲】	防災関係機関と連携し、災害対策本部の設置を含む図上訓練や情報収集伝達訓練などの防災訓練を実施する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 公共建築物の耐震化	
【施策分野 ①】	
防災拠点となる公共施設の耐震化はおおむね解消されたが、引き続き、耐震化を着実に進める必要がある。【再掲】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】 防災拠点となる公共施設について、引き続き、耐震化を着実に進める。【再掲】
【所管課】スタートアップ推進室、建築指導課、管財課、スポーツ施設課、芸術文化推進課、地域交流推進課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、健康教育課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課、住宅政策課	
○ 公共施設等の老朽化対策	
【施策分野 ①、⑪】	
多く保有する公共施設等の老朽化が着実に進行していることに加えて、近年の資材価格の高騰や専門人材不足等により、想定した維持管理が進まない施設が存在する。これらは災害時の脆弱性を高め、将来的な財政負担の増大や市民生活への支障を招く要因となる。【再掲】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】 限られた財源の効率的な執行、財政負担の平準化を実現する公共施設等の管理運営を目指し、「つくば市公共施設等総合管理計画」のもと総合的かつ計画的に進める。公共施設等の更新や維持管理にあたっては、コスト縮減に加えて機能性、安全性の確保など、求められる事柄が多岐にわたることから、効率的な設計、建設及び管理・運営に努め、公民連携などの新たな仕組みの構築と体制の充実を図る。【再掲】

【所管課】公共資産利活用推進課、スポーツ施設課、地域交流推進課、教育施設課	
○ 災害復旧を担う人材の育成・確保	
【施策分野 ①】	
● 大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、国の派遣制度により、大規模災害時における技術職員の中長期派遣要員を確保する必要がある。	● 大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、国の派遣制度により、大規模災害時における技術職員の中長期派遣要員を確保する。
【所管課】危機管理課	
○ 地域防災力の強化	
【施策分野 ①、⑨、⑩】	
● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる取組を推進する必要がある。 【再掲】	● 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる。 【再掲】
【所管課】危機管理課、地域消防課	
○ 緊急給油対策	
【施策分野 ①、⑩】	
● 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。 【再掲】	● 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める。 【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 災害対策本部機能の強化	
【施策分野 ①、⑧】	
● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。 【再掲】	● 災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。 【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備	
【施策分野 ①、⑩】	
● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。 【再掲】	● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。 【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 広域連携体制の整備	
【施策分野 ①】	
● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊	● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助

のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。【再掲】	
【所管課】危機管理課、消防救助課	
○ 消防等の災害対応力の強化	
【施策分野 ①】	
● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	
○ 緊急輸送道路等の整備	
【施策分野 ⑤】	
● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などにに基づき、緊急輸送道路等の強化とともに、防災拠点機能の有する道の駅の整備を検討する必要がある。【再掲】	● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などにに基づき、緊急輸送道路等の強化や防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する。【再掲】
【所管課】道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、立地推進課、学務課、サイクルコミュニティ推進室	
○ 洪水ハザードマップの周知、見直し	
【施策分野 ⑦】	
● 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う必要がある。【再掲】	● 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 流域治水プロジェクト	
【施策分野 ⑦】	
● 河川管理者が主体となっていく治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る必要がある。【再掲】	● 河川管理者が主体となっていく治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る。【再掲】
【所管課】道路計画課	
○ 総合的な土砂災害対策の推進	
【施策分野 ⑦】	
● 土砂災害のソフト対策として、住民が自らの住む土地の危険性を認識し、警戒避難体制を整備することが重要であることから、土砂災害による被害のおそれのある区域を示すため、ハザードマップ等を用いて対象地区に対する継続的な啓発を行う必要がある。【再掲】	● 土砂災害のソフト対策として、住民が自らの住む土地の危険性を認識し、警戒避難体制を整備することが重要であることから、土砂災害による被害のおそれのある区域を示すため、ハザードマップ等を用いて対象地区に対する継続的な啓発を行う。【再掲】
【所管課】危機管理課	

○ 河川占用物の老朽化対策

【施策分野 ⑦、⑪】	
● 橋梁(市道)などの市が設置している河川占用物の点検率は、令和1年(2019 年)に100%であり、老朽化など、災害時の脆弱性については概ね確認がなされているため、施設の危険度と重要度に応じて、危険回避のための整備が必要な状況にある。しかし、点検が行われない場合、危険性があり整備が必要な状態にあるものの発見が遅れ、大雨等時には被害の拡大に繋がるおそれがある。【再掲】	● 河川占用物について、施設の整備・更新を図るとともに、既存施設の効率的な管理・運用を推進する。【再掲】
【所管課】道路整備課	

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力・経営執行力低下による社会活動の維持への甚大な影響

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 企業防災等の促進						
【施策分野 ④、⑫】						
- 事業者（企業）が、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、重要業務を継続するための BCP を策定する必要がある。 - つくば市は、県内第2位の事業所数・従業員数であり、BCP が策定されていない場合、大規模災害時に事業が中断したときの復旧に時間を要するおそれがある。復旧に時間を要するほど、従業員の雇用・福祉へと影響を与え、市民の生活に支障をきたすことが予想される。				防災のための BCP 策定にあたっては、情報提供等を進めるとともに、策定支援等のニーズに応えられるよう努める。		
【所管課】産業振興課						
○ 緊急輸送道路等の整備						
【施策分野 ⑤、⑪】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】		
- 幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。【再掲】 - 狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。【再掲】				- 災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確認できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。【再掲】 - 安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の拡幅改良を進める。【再掲】 - 道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。【再掲】 - 学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。【再掲】 - 市街地の安全性・防災性の向上を図るため、歩行者ネットワーク道路の整備や無電柱化を推進し、都市基盤の整備を図る。【再掲】 - 自動車の代替手段として、自転車を利用できる環境を整備するため、自転車走行空間ネットワーク計画に基づき、自転車走行空間等の整備を推進する。【再掲】		

舗装の維持管理指数 MCI(Maintenance Control Index)が 3.0 以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0 以下の路線数が現状 12 路線あり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。【再掲】	災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、交通事情を検証しつつ、市内の道路施設の適切な点検による現状を把握し、的確に修繕を実施する。【再掲】
- 災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。【再掲】 - 公共施設・インフラの一部では、維持管理に新技術を導入しているが、導入している所管課は僅かで、詳細な状況の把握はされていない。現状通りの維持管理では、インフラの維持管理の効率化を図ることが難しい。【再掲】	災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。また、高速道路及び広域幹線道路としての国・県道は、災害発生時に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、重要な役割を担うことから、首都圏中央連絡自動車道の整備促進により、常磐自動車道や広域幹線道路と合わせて格子状の広域交通網が構築されるよう、事業主体に対し継続した要望活動を実施する。【再掲】
救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化とともに、防災拠点機能の有する道の駅の整備を検討する必要がある。【再掲】	救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する。【再掲】
【所管課】道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、立地推進課、学務課、サイクルコミュニティ推進室	
○ 事業者の業務継続体制の整備	
【施策分野 ④】	
中小企業における事業継続計画(BCP)の策定を促進するため、商工会等による中小企業向けBCP策定セミナーや個別相談会等の取組を支援するとともに、BCPの策定方法や事例集の紹介により、市内事業者に対する普及啓発を図っていく必要がある。	中小企業における事業継続計画(BCP)の策定を促進するため、商工会等による中小企業向けBCP策定セミナーや個別相談会等の取組を支援するとともに、BCPの策定方法や事例集の紹介により、市内事業者に対する普及啓発を図っていく。
【所管課】産業振興課	
○ 事業者への融資制度の整備	
【施策分野 ④】	
発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県制度融資中に災害対策融資(緊急対策枠)を設定する必要がある。	発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県制度融資中に災害対策融資(緊急対策枠)を設定する。
【所管課】産業振興課	
○ 消防等の災害対応力強化	
【施策分野 ①】	
消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	
○ 洪水ハザードマップの周知、見直し	
【施策分野 ⑦】	
最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行って	最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行って

いるが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う必要がある。【再掲】	いるが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 流域治水プロジェクト	
【施策分野 ⑦】	
河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る必要がある。【再掲】	河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る。【再掲】
【所管課】道路計画課	

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ 企業との連携						
【施策分野 ④、⑫】						
● 工業団地等で損壊、火災、爆発等が派生した際には関係機関と連携をとり、被害を最小限にする必要がある。				● 定期的につくば市工業団地企業連絡協議会を通じて各企業の連絡窓口を確認し、緊急時の際に連絡がとれるよう情報伝達体制を整備する。		
【所管課】産業振興課						
○ 研究機関等との連携						
【施策分野 ④、⑫】						
● 研究機関等で損壊、火災、爆発等が発生した際には関係機関と連携をとり、被害を最小限にする必要がある。				● 定期的に各研究機関の連絡窓口を確認し、緊急時対応フローを共有する。		
【所管課】科学技術戦略課						
○ 企業防災等の促進						
【施策分野 ④、⑫】						
● 事業者（企業）が、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、重要業務を継続するための BCP を策定する必要がある。【再掲】				● 防災のための BCP 策定にあたっては、情報提供等を進めるとともに、策定支援等のニーズに応えられるよう努める。【再掲】		
● つくば市は、県内第2位の事業所数・従業員数であり、BCP が策定されていない場合、大規模災害時に事業が中断したときの復旧に時間を要するおそれがある。復旧に時間を要するほど、従業員の雇用・福祉へと影響を与え、市民の生活に支障をきたすことが予想される。【再掲】						
【所管課】産業振興課						

○ 有害物質対策等	
【施策分野 ④】	
- 有害物質等の大規模拡散・流出等を防止するため、工場や事業場に対する立入検査等を行うとともに、関係機関と連携体制を強化する必要がある。 - 平素から毒物劇物製造業者等に対する監視指導等を実施し、災害時の事故や保健衛生の危害発生の未然防止対策を徹底する必要がある。	- 有害物質等の大規模拡散・流出等を防止するため、工場や事業場に対する立入検査等を行うとともに、関係機関と連携体制を強化する。 - 平素から毒物劇物製造業者等に対する監視指導等を実施し、災害時の事故や保健衛生上の危害発生の未然防止対策を徹底する。
【所管課】産業振興課	
○ 消防等の災害対応力強化	
【施策分野 ①】	
消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	

4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ 災害発生時の公金支払の円滑化等						
【施策分野 ④】						
● 市は、災害時においても、市民生活に大きな影響を及ぼす生活保護費等や、職員の給与費など、優先的すべき公金の支払いが円滑にできるよう、平時から金融機関との情報共有を図る必要がある。				● 市は、災害時においても、市民生活に大きな影響を及ぼす生活保護費等や、職員の給与費など、優先的すべき公金の支払いが円滑にできるよう、平時から金融機関との情報共有を図る。		
【所管課】会計事務局						
○ 電子申請の活用推進等						
【施策分野 ⑬】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 IV-3】		
● 市は、災害発生時の交通遮断等に伴う郵便業務の機能停止時においても、市への申請・届け出等が円滑に実施できるよう、電子申請をはじめとした市役所業務のデジタル化を進めるとともに、市民に対し活用を推進していく必要がある。				● 市は、災害発生時の交通遮断等に伴う郵便業務の機能停止時においても、市への申請・届け出等が円滑に実施できるよう、電子申請をはじめとした市役所業務のデジタル化を進めるとともに、市民に対し活用を推進する。		
【所管課】デジタル政策課						

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 緊急輸送道路等の整備						
【施策分野 ⑤、⑪】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】		
● 幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。【再掲】 ● 狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。【再掲】				● 災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確保できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。【再掲】 ● 安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の拡幅改良を進める。【再掲】 ● 道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。【再掲】 ● 学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。【再掲】 ● 市街地の安全性・防災性の向上を図るため、歩行者ネットワーク道路の整備や無電柱化を推進し、都市基盤の整備を図る。【再掲】 ● 自動車の代替手段として、自転車を利用できる環境を整備するため、自転車走行空間ネットワーク計画に基づき、自転車走行空間等の整備を推進する。【再掲】		
● 舗装の維持管理指数 MCI(Maintenance Control Index)が 3.0 以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0 以下の路線数が現状 12 路線あり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。【再掲】				● 災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、交通事情を検証しつつ、市内の道路施設の適切な点検による現状を把握し、的確に修繕を実施する。【再掲】		
● 災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。【再掲】 ● 公共施設・インフラの一部では、維持管理に新技術を導入しているが、導入している所管課は僅かで、詳細な状況の把握はされていない。現状通りの維持管理では、インフラの維持管理の効率化を図ることが難しい。【再掲】				● 災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。また、高速道路及び広域幹線道路としての国・県道は、災害発生時に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、重要な役割を担うことから、首都圏中央連絡自動車道の整備促進により、常磐自動車道や広域幹線道路と合わせて格子状の広域交通網が構築されるよう、事業主体に対し継続した要望活動を実施する。【再掲】		
● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化とともに、防災拠点機能の有する道の駅の整備を検討する必要がある。【再掲】				● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する。【再掲】		

【所管課】道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、立地推進課、学務課、サイクルコミュニティ推進室	
○ ため池、農業水利施設等の防災対策	
【施策分野 ⑥】	
● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する必要がある。【再掲】 ● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する必要がある。【再掲】	● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する。【再掲】 ● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する。【再掲】
【所管課】土地改良課	
○ 森林等の整備	
【施策分野 ⑥】	
● 山地災害の防止、水源の涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林及び林道の整備を推進する必要がある。	● 山地災害の防止、水源の涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林及び林道の整備を推進する。
【所管課】鳥獣対策・森林保全室	
○ 園芸産地における非常時の対応能力向上	
【施策分野 ⑥】	
● 自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けて、複数農業者による共同の事業継続計画(BCP)を策定し、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援する必要がある。	● 自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けて、複数農業者による共同の事業継続計画(BCP)を策定し、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援する。
【所管課】農業政策課	
○ 洪水ハザードマップの周知、見直し	
【施策分野 ⑦】	
● 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う必要がある。【再掲】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】 ● 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 流域治水プロジェクト	
【施策分野 ⑦】	
● 河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る必要がある。【再掲】	● 河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る。【再掲】
【所管課】道路計画課	

4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ ため池、農業水利施設等の防災対策						
【施策分野 ⑥】						
● 近年の集中豪雨の増加、台風の大規模化、施設能力を超える規模の大規模降雨が多発している。農業用ため池や排水施設が耐震性を有していない場合は、大雨時等において湛水による農業被害が危惧される。【再掲】				● 被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水施設の老朽化対策及び耐震化等に向けた取組を推進する。【再掲】		
【所管課】土地改良課						
○ 水道事業における協力体制						
【施策分野 ①、⑩】				【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】		
● 災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する必要がある。【再掲】				● 災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する。【再掲】		
【所管課】水道工務課、危機管理課						

4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 森林・農地等の適切な整備・保全						
【施策分野 ⑥】						
● 森林については、地域社会と森林との関わりが希薄化したため、森林の荒廃化が進んでいる。これにより、森林本来の機能が脆弱化し、山地災害に繋がる可能性がある。 ● 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力をいかした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。				● 森林本来の機能を発揮するために、森林整備事業を推進するとともに、里山林の保全管理を行う地域コミュニティなどの活動支援を行う。 ● 農地については、地域の主体性・協働力を引き出すため、地域コミュニティと連携して、施設の保全・管理等の対策を推進する。		
【所管課】農業政策課、鳥獣対策・森林保全室、土地改良課						

○ 森林等の整備	
【施策分野 ⑥】	
● 山地災害の防止、水源の涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林及び林道の整備を推進する必要がある。 【再掲】	● 山地災害の防止、水源の涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林及び林道の整備を推進する。【再掲】
● 山地災害の危険性の高い箇所を優先的に着手するとともに、治山施設個別施設計画に基づき、計画的な施設の維持管理をしていく必要がある。	● 山地災害の危険性の高い箇所を優先的に着手するとともに、治山施設個別施設計画に基づき、計画的な施設の維持管理をしていく。
【所管課】鳥獣対策・森林保全室	
○ ため池、農業水利施設等の防災対策	
【施策分野 ⑥】	
● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する必要がある。【再掲】	● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する。【再掲】
● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する必要がある。 【再掲】	● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する。【再掲】
【所管課】土地改良課	

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及						
【施策分野 ①、⑧】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
- 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める必要がある。【再掲】 - 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。【再掲】				- 災害発生時に、速やかに住民へ避難情報が出せるよう、発令基準の整備等を進める。【再掲】 - 洪水は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る。【再掲】		
【所管課】危機管理課						
○ 災害情報等の収集・伝達体制の確保						
【施策分野 ①、⑤、⑬】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
- 東日本大震災の教訓から、災害時における情報伝達手段の多様化・多重化の必要性が強く求められている。【再掲】 - 大規模災害時に通信機器や通信システム等が機能停止し、災害情報の収集が遅れた場合は、迅速かつ的確な応急対策活動が出来ず、更なる被害の拡大に繋がるおそれがある。【再掲】 - 洪水浸水想定区域に居住する住民に避難に関する情報の伝達ができない場合においても、住民の避難の遅れにつながり、人的被害が拡大するおそれがある。【再掲】 - 防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。【再掲】				- システム及びデータのバックアップ機能及び行政事務継続性の強化を図る。【再掲】 - ICTを活用した災害等情報の共有及び発信等を行い、他自治体等と広域連携し、災害時にも行政サービスを継続できる体制を目指す。【再掲】 - 防災関連設備(防災行政無線、災害情報配信サービス、つくば市災害・防災メール、アプリ及びラジオ等の情報伝達手段)の整備及び維持管理を行う。【再掲】 - 防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させる。【再掲】		
雨量や河川水位等の観測を行う水防情報テレメータシステムについて、増設や更新等の適切な維持管理に努めるとともに、情報伝達方法の効率化を図る必要がある。【再掲】				雨量や河川水位等の観測を行う水防情報テレメータシステムについて、増設や更新等の適切な維持管理に努めるとともに、情報伝達方法の効率化を図る。【再掲】		
【所管課】危機管理課、情報システム課						

○ エネルギーの供給源の安定化	
【施策分野 ①、⑤】	
● 平成 30 年(2018 年)北海道胆振東部地震により、北海道全域に及ぶ大規模停電が発生した。ブラックアウトから概ね全域に供給できるまで 45 時間程度を要した。【再掲】 ● 非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。【再掲】	● 災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共建築物において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。【再掲】
【所管課】スタートアップ推進室、管財課、スポーツ施設課、芸術文化推進課、地域交流推進課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、健康教育課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課	
○ 避難行動要支援者対策	
【施策分野 ③】	
● 近年の災害では、避難行動要支援者の犠牲者の割合が高い。市域では高齢化が進んでいることから、避難行動要支援者も今後増加してくることが予想される。避難行動要支援者への支援体制が未整備の場合、災害の際、避難できなかったり、逃げ遅れたりなどから多数の死傷者が発生するおそれがある。 ● 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する必要がある。【再掲】	● 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。 ● 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市の取組を促進する。【再掲】
【所管課】福祉政策課	
○ 外国人に対する防災対策の充実	
【施策分野 ①、⑧】	
● 自国での経験等が無い災害に対しての備えに関する知識がない。 ● 防災対策グッズなどの情報は日本人でも知る機会が少ないため、外国人はさらに機会が少ない。	● 外国語生活ガイドやホームページなど多言語で防災対策の必要性や防災情報を提供する。
【所管課】国際都市推進課	
○ 災害時における外国人の安全確保	
【施策分野 ①】	
【第3期つくば市戦略プラン基本施策 Ⅲ-3】	
● 東日本大震災では、日本語の理解が不十分な外国人等が情報難民になるケースが多数発生した。外国人数は増加傾向にあるとともに、外国人観光客も増加しており、多言語等での情報提供が求められる。 ● 外国人等への災害時の情報提供・伝達ができない場合、多くの外国人が情報難民となるおそれがある。	● 情報難民を減らすため、平時から外国人向けに英語及びやさしい日本語で災害時に必要な生活情報を提供する。 ● 学生翻訳スタッフ等の協力を得て、英語及びやさしい日本語以外の言語でも対応できるように充実に図る。 ● 平常時から大学、研究機関、管理団体など、外国人の受け入れ機関と連携し、災害時にも協力体制を取れるよう、関係性を築く。
【所管課】国際都市推進課	

○ 地域防災力の強化	
【施策分野 ①、⑧】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
- 阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。【再掲】 - 市内の自主防災組織のカバー率は65%(令和7年(2025年))であり、共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。【再掲】	大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。【再掲】
【所管課】危機管理課、地域消防課	
○ 業務継続体制の整備	
【施策分野 ①、⑧、⑬】	
- 市は、災害発生時の業務継続に係る勉強会の実施や定期人事異動の際の引継ぎの徹底等により、市業務継続計画(BCP)の実効性を確保するとともに、適宜、計画の見直しを実施するなど、発災時に迅速かつ的確に対応できる業務継続体制の整備を行う必要がある。【再掲】 - 庁舎等が被災した際もデータ復旧等を容易に行えるようにするため、クラウドコンピューティング技術の利用を推進する必要がある。【再掲】	- 市は、災害発生時の業務継続に係る勉強会の実施や定期人事異動の際の引継ぎの徹底等により、市業務継続計画(BCP)の実効性を確保するとともに、適宜、計画の見直しを実施するなど、発災時に迅速かつ的確に対応できる業務継続体制の整備を行う。【再掲】 - 庁舎等が被災した際もデータ復旧等を容易に行えるようにするため、クラウドコンピューティング技術の利用を推進する。【再掲】
【所管課】危機管理課、総務課、健康増進課、情報システム課	
○ 災害対策本部機能の強化	
【施策分野 ①、⑧】	
市災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。【再掲】	市災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 消防団員の水防技術の取得・向上	
【施策分野 ①】	
洪水時に水防活動を円滑に実施するため、水防訓練や研修等を通して、消防団員の水防技術の取得・向上を図り、水防体制を強化する必要がある。【再掲】	洪水時に水防活動を円滑に実施するため、水防訓練や研修等を通して、消防団員の水防技術の取得・向上を図り、水防体制を強化する。【再掲】
【所管課】地域消防課	
○ 広域連携体制の整備	
【施策分野 ①、⑧】	
平成27年9月の関東・東北豪雨災害で明らかになった諸課題に対応するために設置された「茨城県減災対策協議会」の取組方針に基づき、国・県・市が連携し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。【再掲】	- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害で明らかになった諸課題に対応するために設置された「茨城県減災対策協議会」の取組方針に基づき、国・県・市が連携し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。【再掲】 - 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用する

救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。【再掲】	とともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む。【再掲】
【所管課】危機管理課、消防救助課	
○ 消防等の災害対応力強化	
【施策分野 ①】	
消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	

5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 再生可能エネルギー等の導入によるレジリエンス強化						
【施策分野 ②、④】						
● 災害時に電力供給が長期間途絶えた場合、市民生活に影響を及ぼすとともに、長期化するほど市民生活への影響が大きく、自宅で生活することが難しくなり、避難者が増加するおそれがある。				● 太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電設備（電気自動車等）の普及に取り組むことにより、災害時の電源確保及び地域の防災力強化を図る。		
【所管課】環境政策課						
○ エネルギーの供給源の安定化						
【施策分野 ①、⑤】						
● 長期にわたる電力供給等の途絶に備えるため、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーや蓄電設備、コージェネレーション等の組み合わせによる自立・分散型エネルギーを導入拡大し、エネルギーの供給源の安定化を図る必要がある。【再掲】				● 長期にわたる電力供給等の途絶に備えるため、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーや蓄電設備、コージェネレーション等の組み合わせによる自立・分散型エネルギーを導入拡大し、エネルギーの供給源の安定化を図る。【再掲】		
● 福祉避難所に指定されている社会福祉施設は、災害発生後に要配慮者の受入れが困難になり、要配慮者の生活支援に支障をきたすおそれがある。また、福祉施設には人工呼吸器等の医療機器を使用している者もいるため、災害発生時に停電した場合にはその機器の機能確保が困難になることが予想される。【再掲】				● 災害発生時の停電を回避するため、福祉避難所として協定を結んでいる施設等に対して、発電機の購入促進を図る。【再掲】		
● 平成30年(2018年)北海道胆振東部地震により、北海道全域に及ぶ大規模停電が発生した。ブラックアウトから概ね全域に供給できるまで45時間程度を要した。【再掲】				● 災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共建築物において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。【再掲】		

● 非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。【再掲】	
【所管課】スタートアップ推進室、管財課、スポーツ施設課、芸術文化推進課、地域交流推進課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、健康教育課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課	
○ 緊急給油対策	
【施策分野 ①、⑩】	
● 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。【再掲】	● 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 災害対策本部機能の強化	
【施策分野 ①、⑧】	
● 市災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。【再掲】	● 市災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 広域連携体制の整備	
【施策分野 ①、⑧】	
● 平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害で明らかになった諸課題に対応するために設置された「茨城県減災対策協議会」の取組方針に基づき、国・県・市が連携し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。【再掲】 ● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。【再掲】	● 平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害で明らかになった諸課題に対応するために設置された「茨城県減災対策協議会」の取組方針に基づき、国・県・市が連携し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。【再掲】 ● 救助・救急活動等の不足を避けるため、施行時特例市の災害時相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む。【再掲】
【所管課】危機管理課、消防救助課	
○ 消防等の災害対応力強化	
【施策分野 ①】	
● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。【再掲】	● 消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る。【再掲】
【所管課】消防救助課	
○ 洪水ハザードマップの周知、見直し	
【施策分野 ⑦】	
● 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行って	● 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行って

いるが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う必要がある。【再掲】	いるが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 流域治水プロジェクト	
【施策分野 ⑦】	
河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る必要がある。【再掲】	河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る。【再掲】
【所管課】道路計画課	

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 再生可能エネルギー等の導入によるレジリエンス強化						
【施策分野 ②、④】						
● 災害時に電力供給が長期間途絶えた場合、市民生活に影響を及ぼすとともに、長期化するほど市民生活への影響が大きく、自宅で生活することが難しくなり、避難者が増加するおそれがある。【再掲】				● 太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電設備（電気自動車等）の普及に取り組むことにより、災害時の電源確保及び地域の防災力強化を図る。【再掲】		
【所管課】環境政策課						
○ エネルギーの供給源の安定化						
【施策分野 ①、⑤】						
● 福祉避難所に指定されている社会福祉施設は、災害発生後に要配慮者の受入れが困難になり、要配慮者の生活支援に支障をきたすおそれがある。また、福祉施設には人工呼吸器等の医療機器を使用している者もいるため、災害発生時に停電した場合にはその機器の機能確保が困難になることが予想される。【再掲】				● 災害発生時の停電を回避するため、福祉避難所として協定を結んでいる施設等に対して、発電機の購入促進を図る。【再掲】		
● 平成 30 年(2018 年)北海道胆振東部地震により、北海道全域に及ぶ大規模停電が発生した。ブラックアウトから概ね全域に供給できるまで 45 時間程度を要した。【再掲】				● 災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共建築物において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。【再掲】		
● 非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。【再掲】						
【所管課】スタートアップ推進室、管財課、スポーツ施設課、芸術文化推進課、地域交流推進課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、健康教育課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課						

○ 緊急給油対策	
【施策分野 ①、⑩】	
災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。【再掲】	災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 洪水ハザードマップの周知、見直し	
【施策分野 ⑦】	
最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う必要がある。【再掲】	最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 流域治水プロジェクト	
【施策分野 ⑦】	
河川管理者が主体となっていく治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る必要がある。【再掲】	河川管理者が主体となっていく治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る。【再掲】
【所管課】道路計画課	

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 上水道施設等の整備						
【施策分野 ②】						
- 東日本大震災時は、県企業局の送水停止により市内全域にわたり、最長で約1週間の断水となった。平成24年(2012年)の北条地区竜巻による停電の際は山口地区一部が断水となった。【再掲】 - 上水道施設等に被害が生じた場合は断水が生じ、市民生活や公衆衛生等に影響を及ぼす。【再掲】				- 上水道の送配水施設等における施設更新計画を立て、耐震化の推進や設備の増強を計画的に進めるとともに、日常の保守点検、維持管理等を確実に行う。【再掲】 - 利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を指導する。特に、避難所となる施設や病院等の防災上重要な施設については優先的に耐震化を促す。【再掲】 - 上水道施設の危機管理マニュアルを作成し、上水道施設の応急復旧用資機材の整備・備蓄を推進するとともに、各水道事業者間の連携を強化する。緊急用水の確保や緊急時の給水能力確保に向けた体制、施設の整備を図る。【再掲】		
【所管課】水道総務課、水道工務課、上下水道業務課、水道監視センター						

○ 自己水源の確保		
【施策分野 ②】		【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
- 東日本大震災で、市内で5日間の断水が発生した。市域の上水道(水源)の約 98%は、霞ヶ浦浄水場の浄水を水道水としている。現状、水源は霞ヶ浦浄水場のみであり、災害時に備えた自己水源が不足する状況である。【再掲】 - 土浦市域で大規模な液状化被害等が発生し、浄水場施設が被災した場合は、断水が長期間に渡り、市民生活に支障をきたすおそれがある。【再掲】		すでに整備されている災害用井戸についてはメンテナンスや水質検査を定期的に行うほか、新たな災害対応水源の確保や停電時の対応として非常用電源の整備に努める。【再掲】
【所管課】危機管理課		
○ 下水道施設の耐震化		
【施策分野 ②、①】		
市内の下水道施設は、一部、布設時の耐震基準から現在の耐震基準を満たすよう、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化、及び被災した場合の下水道機能のバックアップ体制(減災対策)が必要な状況である。耐震化が不十分で下水道施設が損壊すると道路上に汚水が溢れ、トイレが使用できなくなるなどの生活支障に繋がる。また、道路が陥没して緊急車両が通行できず、救助が遅れ、死者や負傷者等の増大につながり、被害がさらに大きくなるおそれがある。【再掲】		「つくば市下水道総合地震対策計画」に基づき、地域防災拠点等をつなぐ管路の流下機能を確保するとともに、緊急輸送道路下の埋設管路の被災により、通行止め等の重大な交通障害を防止するため、これらの下水道施設について耐震補強を実施する。また、「上下水道耐震化計画」に基づき、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する下水道管路等について、耐震化を実施する。【再掲】
【所管課】下水道工務課		
○ 下水道施設の改築更新		
【施策分野 ②、①】		【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
- 筑波研究学園都市建設法に定められた区域の下水道施設については、昭和 51 年(1976 年)7月に一部が供用開始された後、昭和 55 年(1980 年)8月までに全地区が供用開始された。上記以外の地区の整備は、合併前の町村により異なるが、概ね昭和 50 年(1975 年)頃から進められ、昭和 55 年(1980 年)11 月以降、順次供用開始された。このように、市内の下水道は供用開始からすでに 40 年以上を経ており、徐々に老朽化が進展している状況にある。【再掲】 - 下水道施設の改築更新が不十分な場合、災害の際に老朽化した下水道施設が損壊する可能性が高く、市民の生活や救助活動等に影響を及ぼすおそれがある。【再掲】		「ストックマネジメント計画」に基づき、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施、施設全体を対象として施設管理を最適化する。【再掲】
【所管課】下水道工務課		
○ 下水道施設の設置(浸水対策)		
【施策分野 ②】		
局地的な大雨の発生頻度の増加や、都市化の進展に伴う雨水の流出量の増加に伴い、		集中豪雨に対して、「生命の保護」、「都市機能の確保」、「個人財産の保護」の観点から効率的に浸水被害の最小化を図ることを目的

都市型の浸水被害(内水氾濫)のリスクが高まっている。【再掲】	として、「つくば市公共下水道全体計画及び事業計画」に基づき、下水道施設を設置する。【再掲】
【所管課】下水道工務課	
○ 水道事業における協力体制	
【施策分野 ①、⑩】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
● 災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する必要がある。【再掲】	● 災害時において、水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する。【再掲】
【所管課】水道工務課、危機管理課	
○ ため池、農業水利施設等の防災対策	
【施策分野 ⑥】	
● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する必要がある。【再掲】 ● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する必要がある。【再掲】	● 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する。【再掲】 ● 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する。【再掲】
【所管課】土地改良課	
○ 洪水ハザードマップの周知、見直し	
【施策分野 ⑦】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
● 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う必要がある。【再掲】	● 最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 流域治水プロジェクト	
【施策分野 ⑦】	
● 河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る必要がある。【再掲】	● 河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る。【再掲】
【所管課】道路計画課	

5-5 鉄道や高速道路等の基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ 緊急輸送道路等の整備						
【施策分野 ⑤、⑪】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】		
● 幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。【再掲】 ● 狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。【再掲】				● 災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確保できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。【再掲】 ● 安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の拡幅改良を進める。【再掲】 ● 道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。【再掲】 ● 学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。【再掲】 ● 市街地の安全性・防災性の向上を図るため、歩行者ネットワーク道路の整備や無電柱化を推進し、都市基盤の整備を図る。【再掲】 ● 自動車の代替手段として、自転車を利用できる環境を整備するため、自転車走行空間ネットワーク計画に基づき、自転車走行空間等の整備を推進する。【再掲】		
● 舗装の維持管理指数 MCI(Maintenance Control Index)が 3.0 以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0 以下の路線数が現状 12 路線あり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。【再掲】				● 災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、交通事情を検証しつつ、市内の道路施設の適切な点検による現状を把握し、的確に修繕を実施する。【再掲】		
● 災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。【再掲】 ● 公共施設・インフラの一部では、維持管理に新技術を導入しているが、導入している所管課は僅かで、詳細な状況の把握はされていない。現状通りの維持管理では、インフラの維持管理の効率化を図ることが難しい。【再掲】				● 災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。また、高速道路及び広域幹線道路としての国・県道は、災害発生時に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、重要な役割を担うことから、首都圏中央連絡自動車道の整備促進により、常磐自動車道や広域幹線道路と合わせて格子状の広域交通網が構築されるよう、事業主体に対し継続した要望活動を実施する。【再掲】		
● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化とともに、防災拠点機能の				● 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や防災拠点機能を有する道の駅の整備を検討する。【再掲】		

有する道の駅の整備を検討する必要がある。 【再掲】	
【所管課】道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、立地推進課、学務課、サイクルコミュニティ推進室	
○ 鉄道の強靱化	
【施策分野 ⑤】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
災害発生時においても安全な鉄道輸送を確保するため、地域鉄道事業者が実施する安全性の向上に資する設備の更新等に対し、沿線自治体とともに、支援を図る必要がある。	災害発生時においても安全な鉄道輸送を確保するため、地域鉄道事業者が実施する安全性の向上に資する設備の更新等に対し、沿線自治体とともに、支援を図る。
【所管課】総合交通政策課	
○ 自転車の活用	
【施策分野 ⑤】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-5】
交通遮断時の帰宅困難対策手段として、自転車の活用について広く周知を図る必要がある。【再掲】	交通遮断時の帰宅困難対策手段として、自転車の活用について広く周知を図る。【再掲】
【所管課】サイクルコミュニティ推進室	
○ 住宅、建築物等の耐震化等	
【施策分野 ②】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】
- 地震発生による人命への重大な被害や生活への影響を軽減するため、住宅、建築物等の所有者に対する普及啓発を強化するとともに支援を拡充し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要がある。【再掲】 - 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることを踏まえ、建物の耐震化や非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。【再掲】	- 地震発生による人命への重大な被害や生活への影響を軽減するため、住宅、建築物等の所有者に対する普及啓発を強化するとともに支援を拡充し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。【再掲】 - 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることを踏まえ、建物の耐震化や非構造部材の耐震対策を促進する。【再掲】
【所管課】建築指導課、教育施設課	
○ 洪水ハザードマップの周知、見直し	
【施策分野 ⑦】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う必要がある。【再掲】	最新の知見を基に、つくば市防災ガイド、洪水・土砂ハザードマップの更新を適宜行っているが、国、県の動向を踏まえ、同ハザードマップの見直しを行う。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 流域治水プロジェクト	
【施策分野 ⑦】	
河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る必要がある。【再掲】	河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る。【再掲】
【所管課】道路計画課	

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ ボランティア活動の支援体制の整備						
【施策分野 ①】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
平成 28 年(2016 年)の熊本地震では、熊本県内での災害ボランティアセンターを通じて、ボランティア活動に参加した人数は、延べ 45,926 名であった(熊本県社協調べ、平成 28 年(2016 年)5月 13 日時点の速報値)。このように、大規模災害時には、市外、県外から多くのボランティアが集まる可能性が高い。ボランティアの受入窓口の設置や運営体制の確保が円滑にいかない場合は、ボランティアを捌けず、円滑なボランティアの配備やニーズに応じた配備が出来ず、混乱を招くとともに、復旧・復興に支障をきたすおそれがある。				市社会福祉協議会は災害発生時にボランティア活動の「受入窓口」になるため、その円滑な形成と運営ができるよう体制を強化するとともに、他自治体の社会福祉協議会との相互応援協定の締結を進める。		
【所管課】福祉政策課						
○ 国の被災市区町村応援職員確保システムによる連携体制の整備						
【施策分野 ①】						
大規模災害時、市の職員だけでは人員が大幅に不足した場合、迅速かつ的確な被災者再建の対応が困難になり、被災市民の生活再建の遅れに繋がるおそれがある。【再掲】				『災害マネジメント総括支援員(General Adviser for Disaster Management, GADM)』をはじめとする総括支援チーム等を活用し、避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を円滑に実施できるよう、茨城県や県内外の自治体等との連携体制を強化する。【再掲】		
【所管課】危機管理課						
○ 消防・救急体制の充実						
【施策分野 ①、⑨】						
救急・消防体制が不十分な場合、災害時の消火・救急救助活動に支障をきたし、火災による死傷者が拡大するおそれがある。【再掲】				消防・救急施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、装備資器材の充実強化を図る。また、消防活動困難区域の解消、消防団の充実・強化等の取組を官民が連携して推進する。【再掲】		
【所管課】消防救助課、救急課、地域消防課、消防総務課						
○ 地域防災力の強化						
【施策分野 ①、⑧】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。【再掲】				大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切		

● 市内の自主防災組織のカバー率は 65%(令和7年(2025 年))であり、共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。【再掲】	なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。【再掲】
【所管課】危機管理課、地域消防課	
○ 災害復旧を担う人材の育成・確保	
【施策分野 ①、⑨】	
● 大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、国の派遣制度により、大規模災害時における技術職員の中長期派遣要員を確保する必要がある。【再掲】	● 大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、国の派遣制度により、大規模災害時における技術職員の中長期派遣要員を確保する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 災害に強いまちづくりの推進	
【施策分野 ②】	
● 河川の洪水などによる被害が想定されている居住誘導区域である市街地では、災害時に人的被害が大きい恐れがある。【再掲】	【第 3 期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】 ● 防災指針を盛り込んだ立地適正化計画により、居住誘導区域である市街地での災害リスクをできる限り回避又は低減させ、災害に強いコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを推進する。【再掲】
【所管課】都市計画課	
○ 迅速な住家被害調査の実施等	
【施策分野 ①、⑬】	
● 住家被害認定調査から罹災証明書交付までの膨大な量の業務を迅速かつ円滑に処理するためには、市単独での対応は困難であり、罹災証明書交付業務や被災者台帳に基づく被災者支援業務等に関して、市町村が相互に応援・受援し合えるシステムの構築が必要である。	● 住家被害認定調査から罹災証明書交付までの膨大な量の業務を迅速かつ円滑に処理するためには、市単独での対応は困難であることから、罹災証明書交付業務や被災者台帳に基づく被災者支援業務等に関して、市町村が相互に応援・受援し合える「被災者生活再建支援システム」を活用する。
【所管課】危機管理課、納税課、市民税課、資産税課、福祉政策課	
○ 災害ボランティア人材の育成・確保	
【施策分野 ③、⑨】	
● 被災者支援の災害復旧を下支えする災害ボランティアについては、地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、ボランティア人材の事前登録やボランティアセンターの中核を担う社会福祉協議会の体制強化を図る必要がある。 ● 災害時には、一般ボランティアだけでなく、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施しており、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、コーディネーター役となる県域の災害中間支援組織との連携を強化していく必要がある。	● 被災者支援の災害復旧を下支えする災害ボランティアについては、地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、ボランティア人材の事前登録やボランティアセンターの中核を担う社会福祉協議会の体制強化を図る。 ● 災害時には、一般ボランティアだけでなく、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施しており、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、コーディネーター役となる県域の災害中間支援組織との連携を強化していく。
【所管課】福祉政策課	

○ 研究機関等との連携	
【施策分野 ⑫】	
● 国土強靱化を進める上で、市と研究機関や各大学等とは、防災対策に関する調査研究、各種データ・システムの利活用、市民への啓発・広報活動、知的・人的資源の相互活用について連携・協力を行う必要がある。 ● 国土強靱化に関する研究開発によるイノベーションを促進する体制が不十分であることから、研究開発の体制づくりを進めるとともに、成果の普及を図る必要がある。	● 国土強靱化を進める上で、市と研究機関や各大学等とは、防災対策に関する調査研究、各種データ・システムの利活用、市民への啓発・広報活動、知的・人的資源の相互活用について連携・協力を行う。 ● 国土強靱化に関する研究開発によるイノベーションを促進する体制が不十分であることから、研究開発の体制づくりを進めるとともに、成果の普及を図る。
【所管課】科学技術戦略課、デジタル政策課	

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ ボランティア活動の支援体制の整備						
【施策分野 ①】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
● 平成 28 年(2016 年)の熊本地震では、熊本県内での災害ボランティアセンターを通じて、ボランティア活動に参加した人数は、延べ 45,926 名であった(熊本県社協調べ、平成 28 年(2016 年)5月 13 日時点の速報値)。このように、大規模災害時には、市外、県外から多くのボランティアが集まる可能性が高い。ボランティアの受入窓口の設置や運営体制の確保が円滑にいかない場合は、ボランティアを捌けず、円滑なボランティアの配備やニーズに応じた配備が出来ず、混乱を招くとともに、復旧・復興に支障をきたすおそれがある。【再掲】				● 市社会福祉協議会は災害発生時にボランティア活動の「受入窓口」になるため、その円滑な形成と運営ができるよう体制を強化するとともに、他自治体の社会福祉協議会との相互応援協定の締結を進める。【再掲】		
【所管課】福祉政策課						
○ 国の被災市区町村応援職員確保システムによる連携体制の整備						
【施策分野 ①】						
● 大規模災害時、市の職員だけでは人員が大幅に不足した場合、迅速かつ的確な被災者再建の対応が困難になり、被災市民の生活再建の遅れに繋がるおそれがある。【再掲】				● 『災害マネジメント総括支援員(General Adviser for Disaster Management, GADM)』をはじめとする総括支援チーム等を活用し、避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を円滑に実施できるよう、茨城県や県内外の自治体等との連携体制を強化する。【再掲】		
【所管課】危機管理課						

○ 消防・救急体制の充実	
【施策分野 ①、⑨】	
● 救急・消防体制が不十分な場合、災害時の消火・救急救助活動に支障をきたし、火災による死傷者が拡大するおそれがある。【再掲】	● 消防・救急施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、装備資器材の充実強化を図る。また、消防活動困難区域の解消、消防団の充実・強化等の取組を官民が連携して推進する。【再掲】
【所管課】消防救助課、救急課、地域消防課、消防総務課	
○ 地域防災力の強化	
【施策分野 ①、⑧】	
● 阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。【再掲】 ● 市内の自主防災組織のカバー率は65%(令和7年(2025年))であり、共助につながる地域防災力が向上されてない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。【再掲】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】 ● 大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。【再掲】
【所管課】危機管理課、地域消防課	
○ 災害復旧を担う人材の育成・確保	
【施策分野 ①、⑨】	
● 大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、国の派遣制度により、大規模災害時における技術職員の中長期派遣要員を確保する必要がある。【再掲】	● 大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、国の派遣制度により、大規模災害時における技術職員の中長期派遣要員を確保する。【再掲】
【所管課】危機管理課	
○ 災害ボランティア人材の育成・確保	
【施策分野 ③、⑨】	
● 被災者支援の災害復旧を下支えする災害ボランティアについては、地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、ボランティア人材の事前登録やボランティアセンターの中核を担う社会福祉協議会の体制強化を図る必要がある。【再掲】 ● 災害時には、一般ボランティアだけでなく、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施しており、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、コーディネーター役となる県域の災害中間支援組織との連携を強化していく必要がある。【再掲】	● 被災者支援の災害復旧を下支えする災害ボランティアについては、地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、ボランティア人材の事前登録やボランティアセンターの中核を担う社会福祉協議会の体制強化を図る。【再掲】 ● 災害時には、一般ボランティアだけでなく、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施しており、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、コーディネーター役となる県域の災害中間支援組織との連携を強化していく。【再掲】
【所管課】福祉政策課	
○ 迅速な住家被害調査の実施等	
【施策分野 ①、③】	
● 住家被害認定調査から罹災証明書交付までの膨大な量の業務を迅速かつ円滑に処理するためには、市単独での対応は困難であり、罹災証明書交付業務や被災者台帳に基づく被災者支援業務等に関して、市町村が相互に	● 住家被害認定調査から罹災証明書交付までの膨大な量の業務を迅速かつ円滑に処理するためには、市単独での対応は困難であることから、罹災証明書交付業務や被災者台帳に基づく被災者支援業務等に関して、市町村

応援・受援し合えるシステムの構築が必要である。【再掲】	が相互に応援・受援し合える「被災者生活再建支援システム」を活用する。【再掲】
【所管課】危機管理課、納税課、市民税課、資産税課、福祉政策課	

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①行政機能／ 警察・消防／防 災教育等	②住宅・都市・ 住環境	③保健医療・福 祉	④産業・金融	⑤情報通信・ 交通・物流・エネ ルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュ ニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ 災害廃棄物対策						
【施策分野 ②】						
● 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に資するため、研修や訓練の機会を設ける等により、関係者間の連携強化や計画の実行性の確保を図る必要がある。				● 災害廃棄物の収集運搬体制や仮置場の配置等を定める災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、研修や訓練の機会を設け関係者間の連携強化を図るとともに、令和4年度に策定した災害廃棄物処理実行計画を必要に応じて見直す。		
【所管課】環境衛生課						
○ 物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備						
【施策分野 ①、⑩】						
● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。【再掲】				● 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。【再掲】		
【所管課】危機管理課						

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

①行政機能／ 警察・消防／防 災教育等	②住宅・都市・ 住環境	③保健医療・福 祉	④産業・金融	⑤情報通信・ 交通・物流・エネ ルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュ ニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
＜脆弱性の分析＞				＜リスクへの対応方策＞		
○ 地籍調査の促進						
【施策分野 ⑦】						
● 災害が発生した場合、道路の復旧、上下水道等ライフライン施設の復旧、住宅の再建等が急務となるが、地籍調査を実施していない地域では、災害復旧にあたり、土地の境界の確認から始める必要がある。土地の境界が不明確な場合、災害時には立会い等により土地所有者等の確認を得るなど、災害復旧に着手する前に多くの時間と手間が必要となる				● 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査の促進を図る。 ● 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、県計画である第7次国土調査事業十箇年計画等に基づき、市が行う地籍調査の促進を図る。		

ことから、被災地の復旧・復興が遅れる要因にもなり得る。 ● 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、県計画である第7次国土調査事業十箇年計画等に基づき、市が行う地籍調査の促進を図る必要がある。	
【所管課】道路計画課	
○ 所有者不明土地の利用の円滑化等の促進	
【施策分野 ②、④、⑧】	
● 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく制度を周知する必要がある。	● 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、地籍調査による土地境界の確定を促進するとともに、大規模災害時における土地の有効活用が図られるよう茨城県などとも連携を図りながら所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく制度の周知に努める。
【所管課】公共資産利活用推進課	
○ 応急仮設住宅等の円滑な提供	
【施策分野 ②】	
● 平成 24 年(2012 年)の竜巻災害時には、市営住宅の空き部屋や民間住宅を借り上げ、応急仮設住宅として対応した。円滑に応急仮設住宅の建設や確保ができない場合は、被災者の生活再建が遅れるとともに、避難所生活者が減少せず、市職員等への負担の軽減が遅れる可能性もある。	● 災害により住宅が全壊、全焼または流出し居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に、家屋被害や応急修理状況、民間賃貸住宅や公営住宅等に入居できる人数等を調査し、仮設住宅の全体必要量を算出し、応急仮設住宅または応急福祉仮設住宅を県が建設し、2年以内を供与期間として、提供する。
【所管課】住宅政策課	
○ 迅速な住家被害調査の実施等	
【施策分野 ①、⑬】	
● 住家被害認定調査から罹災証明書交付までの膨大な量の業務を迅速かつ円滑に処理するためには、市単独での対応は困難であり、罹災証明書交付業務や被災者台帳に基づく被災者支援業務等に関して、市町村が相互に応援・受援し合えるシステムの構築が必要である。【再掲】	● 住家被害認定調査から罹災証明書交付までの膨大な量の業務を迅速かつ円滑に処理するためには、市単独での対応は困難であることから、罹災証明書交付業務や被災者台帳に基づく被災者支援業務等に関して、市町村が相互に応援・受援し合える「被災者生活再建支援システム」を活用する。【再掲】
【所管課】危機管理課、納税課、市民税課、資産税課、福祉政策課	
○ 事業者への融資制度の整備	
【施策分野 ④】	
● 発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県制度融資中に災害対策融資(緊急対策枠)を設定する必要がある。【再掲】	● 発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県制度融資中に災害対策融資(緊急対策枠)を設定する。【再掲】
【所管課】産業振興課	

○ 物資の備蓄・更新・調達・提供体制の整備	
【施策分野 ①、⑩】	【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。【再掲】	災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する。【再掲】
【所管課】危機管理課	

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 自主防災活動の促進						
【施策分野 ①】				【第3期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】		
大規模な災害時には、行政などの「公助」による対応は限界があることから、地域で取り組む「共助」が重要である。市内の自主防災組織のカバー率は 65%(令和7年(2025年))である。平時から自主防災活動を進めていかなければ、災害時、地域コミュニティの脆弱化により、「共助」活動が見込めず、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。				防災講演会や研修会、パンフレット等を通じて市民に自主防災組織の重要性や役割を啓発し、自治会、自治会単位で新たな自主防災組織の結成や組織の維持を働きかけ、組織率の向上を図る。		
【所管課】危機管理課						
○ 文化財の防災対策						
【施策分野 ①】						
- 文化財の被害に備え、平時における総合的な把握や被災時における救援活動を円滑に行うための訓練や広報活動を推進するとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を支援する必要がある。 - 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるとともに、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。				- 文化財の被害に備え、平時における総合的な把握や被災時における救援活動を円滑に行うための訓練や広報活動を推進するとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を支援する。 - 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるとともに、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく。		
【所管課】文化財課						

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

①行政機能／警察・消防／防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・金融	⑤情報通信・交通・物流・エネルギー	⑥農林水産	⑦国土保全
⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発	⑬デジタル活用	
<脆弱性の分析>				<リスクへの対応方策>		
○ 風評被害及びニーズに応じた正確な情報の発信						
【施策分野 ⑤】						
東日本大震災の際には、流言飛語やデマ等の誤った情報がチェーンメール等で拡散し、混乱が生じた。大規模災害時、ライフラインの停止等により、被災者が受け取る情報量が大幅に減ることが予想される。得られる情報の少なさや信頼性のある情報発信の整備の遅れ等が、市民の不安を煽り流言飛語等が発生しやすい環境となり、混乱が生じるおそれがある。				- 被害情報、安心のための情報(市域の被災状況や対応状況、家族や知人の安否情報、自宅地区の安全性、復旧に関する情報)、生活に役立つ情報(食料、生活物資、ライフライン等)等について、正確な情報発信を行う体制を整備する。 - 市は、市民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、ケーブルテレビ、ホームページ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、広報紙等様々な媒体の活用を促進するとともに、これらの媒体を適切に運用し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。		
【所管課】広報戦略課						
○ 復興状況の積極的PR						
【施策分野 ①】						
復興後においては、速やかに復興状況の正確かつ旅行者が安心できる情報の発信に取り組むとともに、国内外メディアやインターネット上の不正確・不適切情報のモニタリングや外国人旅行者の再来訪マインドの醸成に努める必要がある。				復興後においては、速やかに復興状況の正確かつ旅行者が安心できる情報の発信に取り組むとともに、国内外メディアやインターネット上の不正確・不適切情報のモニタリングや外国人旅行者の再来訪マインドの醸成に努める。		
【所管課】広報戦略課、観光推進課						
○ 事業者への融資制度の整備						
【施策分野 ④】						
発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県制度融資中に災害対策融資(緊急対策枠)を設定する必要がある。【再掲】				発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県制度融資中に災害対策融資(緊急対策枠)を設定する。【再掲】		
【所管課】産業振興課						
○ 労働相談窓口の継続						
【施策分野 ④】						
業務継続マニュアルに基づき、発災後もいばらき就職支援センターにおいて、被災者向け労働相談・就職相談の実施について継続していく必要がある。				業務継続マニュアルに基づき、発災後もいばらき就職支援センターにおいて、被災者向け労働相談・就職相談の実施について継続していく。		
【所管課】産業振興課						

別紙2：個別施策の指標

根拠が他の計画の場合、各計画の指標の見直しに伴い、計画の指標についても見直しを行う。
指標(現状):令和8年(2026年)4月1日時点

※根拠となる計画等で別途示されている場合は、そこで示されている直近の現状値を記載する。

指標(目標):令和13年(2031年)度末日時点

※根拠となる計画等で別途示されている場合は、そこで示されている目標値を記載する。

1 行政機能／警察・消防／防災教育等

公共建築物の耐震化

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
学校・幼稚園の耐震化率	100% (R7年)	現状維持	教育施設課	市有特定建築物等耐震化状況の総括表
社会福祉施設の耐震化率	87% (R7年)	100% (R13)	高齢福祉課 障害福祉課 こども育成課 幼児保育課	市有特定建築物等耐震化状況の総括表
庁舎・消防署・保健センターの耐震化率	100% (R7年)	現状維持	管財課 健康増進課 消防総務課	市有特定建築物等耐震化状況の総括表
市営住宅の耐震化率	100% (R7年)	現状維持	住宅政策課	第3期つくば市戦略プラン事業実施計画書(Ⅱ-4-①)
その他の施設(集会場・体育館・交流センター・ごみ処理施設・汚物処理施設・火葬場)の耐震化率	96% (R7年)	100% (R13)	管財課 サステナスクエア管理課 スポーツ施設課 芸術文化推進課 地域交流推進課 総合教育研究所 中央図書館 環境衛生課 健康増進課 教育施設課 文化財課 公共資産利活用推進課	市有特定建築物等耐震化状況の総括表

<主な取組や事業>

- ・陸上競技場整備事業【スポーツ施設課】
- ・体育施設長寿命化改修事業【スポーツ施設課】
- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金【介護保険課】
- ・学校施設大規模改造事業【教育施設課】
- ・学校施設長寿命化改修事業【教育施設課】
- ・公営住宅等ストック総合改善事業【住宅政策課】
- ・市営住宅長寿命化計画策定事業【住宅政策課】

地域防災力の強化

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
自主防災組織の カバー率	65% (R8 年)	70% (R13 年)	危機管理課	第3期つくば市戦略 プラン事業実 施計画書(Ⅱ-3- ①、Ⅱ-3-②)
地区防災計画の 策定地域数	14 地区 (R8 年)	毎年1地区策定	危機管理課	第3期つくば市戦 略プラン(Ⅱ-3- ②)

<主な取組や事業>

・自主防災組織・地域防災活動支援事業【危機管理課】

消防・救急体制の充実

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
消防団員数	826 人 (R6 年)	950 人 (R13 年)	地域消防課	令和6年度消防 年報

消防水利の確保

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
消防水利設置総 数	4,900 基 (R5 年)	現状維持 (R13 年)	地域消防課	令和 6 年度消防 年報

物資の備蓄・更新、調達・供給体制の整備

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
市の備蓄食料	204,386 食 (R8 年)	現状維持 (R13 年)	危機管理課	第3期つくば市戦 略プラン(Ⅱ-3- ①)
市の備蓄飲料水	500 mlペットボ トル 100,344 本 (R8 年)	500 mlペットボ トル 164,160 本 (R13 年)	危機管理課	第3期つくば市戦 略プラン(Ⅱ-3- ①)
飲料水兼用防火 水槽	4施設 (H31 年)	現状維持 (R6年)	地域消防課	第3期つくば市戦 略プラン(Ⅱ-3- ①)
耐震性貯水槽	2施設 (H31 年)	現状維持 (R6年)	水道工務課	第3期つくば市戦 略プラン(Ⅱ-3)

<主な取組や事業>

・防災設備等関連事業【危機管理課】

避難所との分離設置

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
帰宅困難者を受 け入れる施設数	14 箇所 (R8 年)	現状維持 (R13 年)	危機管理課	—

医療関係者等の連携強化

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
医療介護、福祉関係者の意見交換会、ケア会議	34 回 (R7年)	現状維持 (R13 年)	地域包括支援課	第3期つくば市戦略プラン(Ⅱ-1-③)

<主な取組や事業>

・地域ケア会議推進事業【地域包括支援課】

防犯対策の充実

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
防犯対策を実践している人の割合	— (R5 年)	70.0% (R11 年)	防犯交通安全課	第3期つくば市戦略プラン(Ⅱ-3-③)

<主な取組や事業>

・つくば市防犯灯LED化事業メンテナンス付きリース【防犯交通安全課】
・地域安全活動事業【防犯交通安全課】

業務継続体制の整備

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
BCP の策定	策定済	現状維持	危機管理課 総務課 健康増進課	つくば市業務継続計画

ボランティア活動の支援体制の整備

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
学校や地域での支え合いの講座数	12 講座／年 (R7 年)	30 講座／年 (R11 年)	福祉政策課	・第3期つくば市戦略プラン(Ⅱ-1-①) ・つくば市地域防災計画第2編 災害予防

<主な取組や事業>

・ボランティア育成・支援・研修事業【福祉政策課】

2 住宅・都市・住環境

住宅・建築物等の耐震化等

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
住宅の耐震化率	94.6% (R7 年)	おおむね解消 (R17 年)	建築指導課	つくば市耐震改修促進計画
民間特定建築物の耐震化率	93.0% (R7 年)	おおむね解消 (R12 年)	建築指導課	つくば市耐震改修促進計画

<主な取組や事業>

・木造住宅耐震診断士派遣事業【建築指導課】
・木造住宅耐震改修費補助事業【建築指導課】
・耐震改修啓発活動事業【建築指導課】

空家等の対策

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
「早急に対応が必要な」空家等及び「要対応」の空家等の件数	841 件 (R4 年)	R4年を基準に 20%削減 (R13 年)	住宅政策課	・第2期つくば市 空家等対策計画 ・第3期つくば市 戦略プラン事業 実施計画書(II- 3-④)
<主な取組や事業>				
・空き家等の適正管理及び有効活用事業【住宅政策課】				

自己水源の確保

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
災害用井戸のメンテナンス回数	年 2 回以上 (R8 年)	現状維持 (R13 年)	危機管理課	つくば市地域防 災計画第2編 災 害予防
災害用井戸の水 質検査の実施	年 1 回以上 (R8 年)	現状維持 (R13 年)	危機管理課	つくば市地域防 災計画第2編 災 害予防
災害対応用水源 施設数	災害用井戸 14 施設(R8 年)	19 施設 (R13 年)	危機管理課	第3期つくば市戦 略プラン(Ⅱ-3- ①)
<主な取組や事業>				
・防災設備等関連事業【危機管理課】				

再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
太陽光発電の導 入量(FIT・FIP 導入容量から算 出)	322 MW (R6 年)	506 MW (R12 年)	環境政策課	つくば市地球温 暖化対策実行計 画(区域施策編)
太陽光発電設置 件数(市域の太陽 光 発 電 (10kW 未満)設備の導入 件数)	13,619 件 (R6 年)	24,300 件 (R12 年)	環境政策課	つくば市地球温 暖化対策実行計 画(区域施策編)
<主な取組や事業>				
・つくば市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)				

災害廃棄物対策

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
災害廃棄物処理 計画策定	R5 年 3 月 策定済み	適宜修正	環境衛生課	—
<主な取組や事業>				
・災害廃棄物処理計画【環境衛生課】				

3 保健医療・福祉

避難確保計画の作成

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
避難確保計画の作成及び訓練の実施	100% (R2年)	100% (R2年度時点の現状維持) (R13年)	障害福祉課 高齢福祉課 幼児保育課 学び推進課	・水防法 ・つくば市地域防災計画第2編 災害予防 ・土砂災害防止法
<主な取組や事業>				
・避難確保計画の作成【学び推進課】				

市の衛生用品等の備蓄の見直し

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
避難所対策用マスクの備蓄	100% (R8年)	100% (R8年度時点の現状維持) (R13年)	危機管理課	想定避難者×1日 1人2枚
消毒用アルコールの備蓄	100% (R6年) 100% (R8年)	100% (R8年度時点の現状維持) (R13年)	危機管理課	指定避難所一施設あたり2つ

予防接種の促進等感染症予防対策

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率	麻しん・風しん 1期 97.2% 2期 95.2% (R7年)	麻しん・風しん 1期 95.0% 2期 95.0% (R13年)	健康増進課	麻しん及び風しんに関する特定感染症予防指針

5 情報通信・交通・物流・エネルギー

緊急輸送道路の整備

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
緊急輸送道路にある橋の耐震化率実施件数	4橋 (R8年)	8橋 (R13年)	道路整備課	つくば市地域防災計画第2編 災害予防
長寿命化修繕計画に指定された橋梁(15m以上)の修繕実施件数	22橋 (R8年)	32橋 (R13年)	道路整備課	つくば市橋梁長寿命化修繕計画
市道1-57号線外の修繕延長割合	3% (R8年)	45% (R13年)	道路管理課	つくば市公共施設等総合管理計画
都市計画道路整備進捗率	67% (R8年)	76% (R13年)	都市計画道路整備推進課	—
<主な取組や事業>				
・狭あい道路整備等促進事業【道路整備課】				
・道路新設改良事業【道路整備課】				

- ・市道1-71号線道路改良事業【道路整備課】
- ・都市構造再編集集中支援事業【道路整備課】
- ・橋梁耐震補強事業【道路整備課】
- ・橋梁長寿命化修繕事業【道路整備課】
- ・通学路整備事業【道路整備課】
- ・電線共同溝整備事業【道路整備課】
- ・防安(修繕・舗装)市道1-57号線外【道路管理課】
- ・都市計画道路整備事業【都市計画道路整備推進室】

火災情報の収集・伝達体制の確保

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
つくば市災害・防災メールサービス(火災)の登録者数	7,333人 (R8年)	10,000人 (R13年)	消防指令課	つくば市災害・防災メールサービスホームページ

災害情報の収集・伝達体制の確保

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
ICT-BCPの策定	R5年3月策定済み	適宜修正	情報システム課	つくば市情報化推進計画
デジタル型防災行政無線子局の設置数	61局 (R8年) ※中小河川のハザードエリア以外には設置済	ハザードエリアのある全ての地区に設置 (R13年)	危機管理課	第3期つくば市戦略プラン事業実施計画書(Ⅱ-3-①、Ⅱ-3-②)
つくば市災害・防災メールサービスの登録者数	7,834人 (R8年)	10,000人 (R13年)	危機管理課	つくば市災害・防災メールサービスホームページ

<主な取組や事業>

- ・防災設備等関連事業【危機管理課】

風評被害及びニーズに応じた正確な情報の発信

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
ホームページ・SNS等による情報発信の満足度	43.6% (R7年)	45.2% (R11年)	広報戦略課	令和7年度(2025年度)つくば市民意識調査
広報紙の満足度	61.0% (R7年)	61.1% (R11年)	広報戦略課	令和7年度(2025年度)つくば市民意識調査

<主な取組や事業>

- ・市民目線の広報推進事業【広報戦略課】

6 農林水産

ため池、農業水利施設等の防災対策

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
防災重点ため池の耐震性等点検箇所数	4 箇所 (R2 年)	現状維持 (R13 年)	土地改良課	—
排水施設の耐震性点検箇所数	2箇所 (R2 年)	現状維持 (R13 年)	土地改良課	—
農業用ため池の点検箇所数	3 箇所 (R1 年)	45 箇所 (R13 年)	土地改良課	つくば市地域防災計画第 2 編 災害予防

<主な取組や事業>

- ・2 国補ため池耐震・豪雨診断業務委託【土地改良課】
- ・2 国補排水機場耐震診断業務委託【土地改良課】
- ・4 国補ため池劣化状況評価業務委託【土地改良課】
- ・5 国補ため池ハザードマップ作成業務委託【土地改良課】

7 国土保全

河川専用物の老朽化対策

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
河川占用物の点検率	100% (R8 年)	100% (R7 年度時点の 現状維持) (R13 年)	道路整備課	—

河川の整備

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
河川の改修整備率	10% (R8 年)	100% (R15 年)	道路整備課	—

<主な取組や事業>

- ・八幡川改修事業【道路整備課】

地籍調査の促進

指標の名称	指標(現状)	指標(目標)	担当課	根拠
地籍調査進捗率	88.27% (R7 年)	88.7% (R9 年)	道路計画課	国土調査法

<主な取組や事業>

- ・地籍調査事業【道路計画課】

別紙3:事業の個別内容一覧

【学び推進課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	避難確保計画 の作成	浸水想定区域内の学校 において、避難確保計 画の作成や訓練の実施 を行う。	—	事業継続	100%	施設管 理者 (学校)
2	避難確保計画 の作成	土砂災害警戒区域内の 学校において、避難確 保計画の作成や訓練の 実施を行う。	—	事業継続	100%	施設管 理者 (学校)

【教育施設課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	学校施設大規 模改造事業	学校施設の老朽化対策 や質的整備 トイレ改修:松代小学 校、谷田部南小学校、竹 園西小学校、柳橋小学 校、松代幼稚園、東幼 稚園、東小学校、吉沼小 学校 バリアフリー改修等: 上郷小学校:竹園東中 学校、葛城小学校	—	事業実施中	—	市
2	学校施設空調 設備設置事業	学校の屋内運動場(体 育館、武道場、卓球場) への空調設備設置事業 小学校:32校 中学校:14校 義務教育学校:4校 ※1	—	2027 (R9)年度 未完了予定	—	市
3	学校施設長寿 命化改修事業	学校施設の建築物及び 設備等の維持修繕、改 修事業 島名小学校、荃崎第三 小学校、桜南小学校、大 曽根小学校、荃崎中学 校、高崎中学校	—	事業実施中	—	市
4	学校施設新增 築事業	香取台小学校増築校舎 建設事業	—	2027 (R9)年度 完了予定	—	市
5	学校施設新增 築事業	高山中学校増築校舎建 設事業	—	2029 (R11)年度 完了予定	—	市
6	学校施設新增 築事業	吾妻小学校新築校舎建 設事業	—	2031 (R13)年度 完了予定	—	市

※1 対象校及び実施年度

○令和8年度:全19校

中学校 14 校(大穂、豊里、谷田部、高山、手代木、谷田部東、桜、竹園東、並木、吾妻、荃崎、高崎、研究学園、みどりの南)

義務教育学校 4 校(春日学園、秀峰筑波、学園の森、みどりの学園)

小学校 1 校(沼崎)

○令和9年度:全 31 校

小学校 31 校(大曾根、前野、要、吉沼、今鹿島、上郷、谷田部、谷田部南、真瀬、島名、葛城、柳橋、小野川、手代木南、二の宮、栄、九重、桜南、栗原、竹園東、並木、吾妻、竹園西、松代、東、荃崎第一、荃崎第二、荃崎第三、香取台、研究学園、みどりの南)

【土地改良課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	多面的機能 支払交付金	農業・農村の有する多 面的機能の維持・発揮 を図るための地域の共 同活動に係る支援を行 い、地域資源の適切な 保全管理を推進する。	—	毎年度	—	活動 組織

【鳥獣対策・森林保全室】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	森林・山村多面的機能発揮対策事業補助金	森林整備事業を推進する団体に対する補助金の交付	600	毎年度	—	茨城県 森林保 全協議 会

【環境政策課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	クリーンエネルギー機器設置補助事業	クリーンエネルギー機器(蓄電池、自然冷媒ヒートポンプ式給湯)設置の補助金交付	13,800	事業実施中	—	市

【下水道工務課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	公共下水道事業(浸水対策)	管渠新設	1,580,000	2025(R7)～ 2029(R11) 年度 ※以降も継続	事業継続	市
2	公共下水道事業(ストックマネジメント)	ストックマネジメント計画策定	240,000	2025(R7)～ 2029(R11) 年度 ※以降も継続	事業継続	市

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
3	公共下水道事業(ストックマネジメント)	管渠及びポンプ場改築	8,307,000	2025(R7)～ 2029(R11) 年度 ※以降も継続	事業継続	市
4	公共下水道事業(総合地震対策)	管渠及びポンプ場耐震化	1,529,000	2025(R7)～ 2029(R11) 年度 ※以降も継続	事業継続	市
5	公共下水道事業(総合地震対策)	管渠及びポンプ場耐震化	—	2025(R7)～ 2029(R11) 年度 ※以降も継続	事業継続	市

【介護保険課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により、防災体制の強化を図る。	—	—	—	県、市

【建築指導課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	木造住宅耐震診断士派遣事業	木造住宅耐震診断士の派遣	未定	2005 (H17)年度 から	—	市
2	木造住宅耐震改修費補助事業	木造住宅耐震改修費の一部補助	未定	2012 (H24)年度 から	—	市
3	耐震改修啓発活動事業	耐震改修促進の啓発	未定	2009 (H21)年度 から	—	市
4	危険ブロック塀等撤去費補助事業	危険ブロック塀等撤去費の一部補助	未定	2020 (R2)年度 から	—	市

【開発指導課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	つくば市宅地耐震化推進事業	大規模盛土造成地における造成年代調査を市内全域で実施するとともに、宅地の耐震化への取組を推進する。	0	事業実施中 2015 (H27)年～	—	市

【スポーツ施設課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	(仮称)つくば市陸上競技場整備事業	公認記録をとることができ、障害者や高齢者等誰もが利用しやすい、つくば市にふさわしい陸上競技場を整備する。	5,837,303	2022(R4)～2028(R10)年度完了予定	—	市
2	体育施設長寿命化改修事業	体育施設の建築物及び設備等の長寿命化改修工事 谷田部総合体育館、桜総合体育館、筑波総合体育館、豊里体育館、豊里柔剣道場、東光台体育館、吉沼体育館、大穂体育館	—	事業実施中	—	市

【国際都市推進課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	つくば市外国人相談窓口運営事業	20言語で相談対応可能な外国人相談窓口の運営を行う。	—	2019(R1)年度～	—	市

【道路計画課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	流域治水協議会への参加	流域治水協議会へ参加し、流域治水を推進するための協議・情報共有を行う。	—	2020(R2)年～未定	未定	国
2	地籍調査事業	一筆毎に土地を明確化し、法務局に登録する事業	—	—	—	市
3	改築事業 国道125号つくば東バイパス	道路改良 つくば市杉木～池田(1.1km)	4,000,000	2029(R11)年度以降完了予定	事業継続	県
4	改築事業 国道125号つくばバイパス	道路改良 つくば市田中～下妻市高道祖(5.9km)	11,383,000	2029(R11)年度以降完了予定	事業継続	県

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
5	改築事業 国道354号谷 田部バイパス	道路改良 つくば市真瀬～上横 場(4.2km)	9,200,000	2029 (R11)年度 以降完了 予定	事業継続	県
6	改築事業 国道354号谷 田部東拡幅	道路改良 つくば市赤塚～大角 豆(2.5km)	9,700,000	2029 (R11)年度 以降完了 予定	事業継続	県
7	改築事業 (主)土浦境線	道路改良 つくば市西平塚～酒 丸(2.0km)	2,430,000	2028 (R10)年度 以降完了 予定	部分完成	県
8	改築事業 (一)谷田部藤 代線	道路改良 つくば市境田～上岩 崎(1.5km)	1,860,000	2028 (R10)年度 以降完了 予定	部分完成	県
9	改築事業 (主)野田牛久 線	道路改良 つくば市小荃 (1.1km)	4,000,000	2029 (R11)年度 以降完了予 定	事業継続	県
10	改築事業 国道6号牛久 土浦バイパス Ⅰ期	道路改良 茨城県牛久市遠山町 ～城中町(1.3km)、 つくば市西大井～土 浦市中村西根 (3.9km)	38,800,000	未定	事業継続	国
11	改築事業 国道6号牛久 土浦バイパス Ⅱ期	道路改良 茨城県つくば市高崎 ～西大井(1.9km)、 土浦市中村西根～中 (2.7km)	28,900,000	未定	事業継続	国
12	改築事業 国道6号牛久 土浦バイパス Ⅲ期	道路改良 茨城県牛久市城中町 ～つくば市高崎 (5.5km)	43,400,000	未定	事業継続	国
13	交通安全対策 事業 (一)谷田部藤 代線(上岩崎工 区)	歩道整備 つくば市上岩崎 (0.1km)	100,000	2021 (R3)～ 2026 (R8)年度 完了予定	事業継続	県
14	交通安全対策 事業 (一)藤沢荒川 沖線(大角豆工 区)	歩道整備 つくば市大角豆 (0.4km)	200,000	2021 (R3)～ 2028 (R10)年度 完了予定	事業継続	県
15	街路整備事業 (都)谷田部萱 丸線外(区画 整理)	道路改良 つくば市島名外 (15.4km)	7,868,000	2029 (R11)年度 完了予定	工事中	県
16	街路整備事業	道路改良 つくば市上河原崎 外(24.1km)	11,679,000	2029 (R11)年度 完了予定	工事中	県

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
	(都)上河原崎 東環状線 外 (区画整理)					
17	住宅市街地基 盤整備事業 (都)新都市中 央通り線 外 (区画整理)	道路改良 つくば市島名 外 (4.5km)	9,765,000	2029 (R11)年度 完了予定	工事中	県
18	住宅市街地基 盤整備事業 (都)真瀬今鹿 島線 外(区画 整理)	道路改良 つくば市上河原崎 外(2.8km)	2,753,000	2029 (R11)年度 完了予定	工事中	県
19	河川改修事業 一級河川桜川 (筑波工区)	河川改修 10.0km ~ 25.5km 区 間 (15.5km)	30,000,000	2088 (R70)年度 完了予定	工事中	県
20	河川改修事業 一級河川西谷 田川	河川改修 6.4km ~ 20.0km 区間(13.5km)	48,789,000	2033 (R15)年度 完了予定	工事中	県
21	老朽化・耐震対 策事業 (主)取手つく ば線	橋梁補修 谷田部高架橋(上り)	250,000	2023 (R5)~ 2027 (R9)年度 完了予定	事業継続	県
22	老朽化・耐震対 策事業 (主)取手つく ば線	橋梁補修 谷田部高架橋(下り)	250,000	2023 (R5)~ 2027 (R9)年度 完了予定	事業継続	県
23	老朽化・耐震対 策事業 (主)土浦境線	橋梁補修 橋梁耐震 長峰橋	3,050,000	2023 (R5)~ 2027 (R9)年度 完了予定	事業継続	県
24	老朽化・耐震対 策事業 (一)谷田部藤 代線	橋梁補修 細見橋	397,000	2023 (R5)~ 2027 (R9)年度 完了予定	事業継続	県
25	老朽化・耐震対 策事業 (主)取手つく ば線	橋梁補修 山崎橋(上り)	300,000	2023 (R5)~ 2027 (R9)年度 完了予定	事業継続	県
26	老朽化・耐震対 策事業 (主)取手つく ば線	橋梁補修 山崎橋(下り)	300,000	2023 (R5)~ 2027 (R9)年度 完了予定	事業継続	県

【都市計画道路整備推進課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	都市計画道路 整備事業 酒丸上沢線 (1期工区)	道路改良 つくば市酒丸～沼崎 (1.60km)	625,000	2028 (R10)年度 完成予定	全線完成 予定	市
2	都市計画道路 整備事業 酒丸上沢線 (2期工区)	道路改良 つくば市篠崎～上沢 (2.50km)	945,000	2028 (R10)年度 完成予定	全線完成 予定	市
3	都市計画道路 整備事業 酒丸上沢線 (3期工区)	道路改良 つくば市沼崎～篠崎 (2.03km)	—	—	—	市
4	都市計画道路 整備事業 台町萱丸線 (2期工区)	道路改良 つくば市谷田部～み どりの中央 (1.36km)	1,202,000	2031 (R13)年度 完成予定	全線完成 予定	市
5	都市計画道路 整備事業 妻木金田線	道路改良 つくば市妻木～流星 台(0.87km)	2,036,000	—	—	市
6	都市計画道路 整備事業 島名原新田線	道路改良 つくば市島名地内 (0.16km)	129,000	—	—	市
7	都市計画道路 整備事業 小白碓島名線	道路改良 つくば市谷田部～小 白碓(0.60km)	551,000	—	—	市
8	都市計画道路 整備事業 小白碓谷田部 線	道路改良 つくば市谷田部字藤 ヶ入～谷田部字櫓下 (1.85km)	1,581,000	—	—	市
9	都市計画道路 整備事業 葛城東光台線	道路改良 つくば市東光台地内 (0.21km)	122,000	—	—	市
10	都市計画道路 整備事業 小白碓御幸が 丘線	道路改良 つくば市谷田部～御 幸が丘(2.70km)	1,427,000	—	—	市
11	都市計画道路 整備事業 田倉上郷線	道路改良 つくば市田倉～上郷 (2.40km)	2,595,000	—	—	市
12	都市計画道路 整備事業 台宿線	道路改良 つくば市上郷地内 (0.08km)	125,000	—	—	市
13	都市計画道路 整備事業 小山・大井線	道路改良 つくば市小山～大井 (5.60km)	13,839,000	—	—	市

【道路整備課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	八幡川改修事業	延長 L=1,100m	870,000	2015 (H27)~ 2031 (R13)年度	—	市
2	狭あい道路整備等促進事業	道路拡幅改良	—	—	—	市
3	道路新設改良事業	道路拡幅改良	—	—	—	市
4	市道1-71号線道路改良事業	延長 L=850m	610,000	2012 (H24)~ 2026 (R8)年度 完了予定	—	市
5	橋梁耐震補強事業	橋梁耐震補強 穴塚橋外9橋	850,000	2016 (H28)~ 2031 (R13)年度	—	市
6	橋梁長寿命化修繕事業	橋梁修繕 堂免橋外 602橋	—	2016 (H28)~ 2029 (R11)年度	—	市
7	都市構造再編集中支援事業	・歩行者ネットワーク 道路 二の宮地区外 70 路線 ・街路灯整備 竹園地区 1路線 ・電線共同溝 竹園地区 1路線 全体延長 L=12,865m	1,671,000	2021 (R3)~ 2026 (R8)年度 完了予定	—	市
8	通学路整備事業	春日地区市道5-1169号線外38路線 L=5,898m 花畑地区市道2-1308号線外18路線 L=3,565m 松代地区市道5-1322号線外35路線 L=6,795m 松代地区市道5-2071号線外11路線 L=2,115m 天久保地区市道4-4032号線外9路線 L=2,497m 二の宮・千現地区市道4-4166号線外19路線 L=3,197m	3,916,000	2022 (R4)~ 2031 (R13)年度	—	市

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
9	電線共同溝整備事業	竹園地区市道4-4099号線外5路線 L=720m	347,000	2016 (H28)~ 2026 (R8)年度	—	市

【道路管理課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	防安(修繕・舗装) 市道1級 37号 線外	舗装修繕 L=3.1km	580,000	2025 (R7)~ 2035 (R17)年度	—	市

【公園・施設課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	つくば市都市公園安全・安心対策事業	つくば市公園施設長寿命化計画に基づく、155公園の公園施設の改築及び更新	—	2015 (H27)~ 2034 (R16)年度	—	市

【住宅政策課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	空家等の適正管理及び有効活用事業	管理不全な空家等への行政指導等の実施及び空き家の有効活用を促進し、定住の促進と地域の活性化を図る。	—	事業実施中	—	市

【防犯交通安全課】

No.	事業名	事業の概要	全体事業費 (単位:千円)	事業期間	地域計画期 間満了時の 目標	実施 主体
1	つくば市防犯灯LED化事業メンテナンス付きリース	LED防犯灯の設置保守及び維持管理を含めた包括的リース	402,387	2017 (H29)~ 2026 (R8)年度	—	市

別紙4:用語集

あ行

- アンブレラ計画(アンブレラケイカク)

本計画は「地域の強靱化」という「幅広い分野」に及ぶ施策にかかる「最上位計画」(アンブレラ計画)であり、「つくば市未来構想・第3期つくば市戦略プラン」等との調和を図り、「つくば市地域防災計画」をはじめとする分野別計画を傘下とする本計画の形態を称する。

出典:国土強靱化基本計画、国土強靱化地域計画ガイドライン

- 維持管理指数 MCI(イジカンリシスウ エムシーアイ)

道路舗装の健全度を「ひび割れ」、「わだち掘れ」、「平坦性(凹凸)」の3要素を基に総合的に判定する指標のこと。MCI(Maintenance Control Index)が 10 点満点中 3.0 以下となると、「早急に補修が必要」という管理水準となる。

出典:国土交通省

- インフラ

インフラストラクチャー(infrastructure)の略語で、道路や鉄道、通信網といった社会や産業の基盤となる施設もしくは設備のこと。電気、ガス、上下水道といった生活基盤となる設備もインフラであり、ライフラインなどと呼ばれる。

出典:一般用語

- 液状化(エキジョウカ)

水を多く含んだ緩い砂地盤が地震時の揺れによって、地盤から水や砂が噴き出したり、地盤が液体のようになって支持力を失い、そのために建物が傾いたり、埋設管路などが浮き上がったり、さらに道路の陥没などの現象が生じること。

出典:国土交通省

- 沿道建築物(エンドウケンチクブツ)

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、都道府県又は市町村が地震時に通行を確保すべき道路として指定する緊急輸送道路等の沿道にあり、旧耐震基準(昭和 56 年(1981 年)5月 31 日以前に新築の工事に着手)の建築物、かつ倒壊した場合において前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物(道路中心からの距離と同じ高さを超えるもの)のこと。

出典:建築物の耐震改修の促進に関する法律

か行

- 滑動崩落(カツドウホウラク)

造成地において、地震の揺れにより、谷や斜面を埋めて造られた「大規模盛土造成地」の地盤が、地滑りのように一団となって崩れ落ちる現象のこと。

出典:国土交通省

- 帰宅困難者(キタクコンナンシャ)
地震などの自然災害時に勤務先や外出先で被災し、公共交通機関の停止や道路の損壊により、自宅へ帰ることが難しくなった人のこと。
出典:内閣府
- 強震動生成域(キョウシンドウセイセイイキ)
断層面の中で特に強い地震波(強震動)を発生させる領域のこと。
出典:地震学用語(地震調査研究推進本部等)
- 業務継続計画(BCP)(ギョウムケイゾクケイカク(ビーシーピー))
自然災害や感染症発生時に、人・物・情報等の活用できる資源に限りがある状況下において、自治体や企業が優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。BCP は Business Continuity Plan の略称。企業が作成する計画を事業継続計画とも言う。
出典:つくば市
- 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)(キンキュウサイガイタイサクハケンタイ(テック-フォース))
大規模な自然災害(地震、水害、土砂災害など)が発生した際、又は発生するおそれがある場合に、被災地の地方公共団体(自治体)に対して技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために、国土交通省に設置される部隊のこと。
出典:国土交通省
- 緊急輸送道路(キンキュウユソウドウロ)
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。第1次～第3次まで設定されており、茨城県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき指定・管理されている。
出典:茨城県
- クラウドコンピューティング
インターネット経由でサーバー、ストレージ、アプリケーションなどの IT リソースをオンデマンドで利用できる仕組みのこと。
出典:一般用語
- 洪水浸水想定区域(コウズイシンスイソウテイイキ)
水防法第 14 条に基づき、洪水予報河川や水位周知河川などにおいて、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、国土交通省や都道府県が指定する、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。
出典:国土交通省

- コージェネレーション
熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称のこと。国内では「コージェネ」あるいは「熱電併給」、海外では、「CombinedHeat&Power」あるいは「Cogeneration」等と呼ばれる。
出典:コージェネ財団
- 国土強靱化基本法(コクドキョウジンカキホンホウ)
「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年(2013年)法律第95号)」の略称のこと。東日本大震災の教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することなどを目的に、平成25年(2013年)12月に制定された。
出典:内閣府
- コンパクト・プラス・ネットワーク
人口減少や高齢化が進む地方都市において、住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービス施設を中心部や公共交通沿線に集約(コンパクト)し、それらを地域公共交通ネットワークで結ぶ(プラス)することで、効率的で暮らしやすいまちを目指す考え方のこと。
出典:国土交通省

さ行

- 災害拠点病院(サイガイキョテンビョウイン)
地震・風水害等の大規模災害時に、都道府県知事が指定する、重症傷病者の受け入れや災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を行う中心的な医療機関のこと。災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能と被災地からの重症傷病者の受入れ機能、市域を超えた広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能などを有する。
出典:厚生労働省
- 災害時協力員制度(サイガイジキョウリョクインセイド)
専門知識や技能を持つ人材(地域の防災リーダー等)や NPO・ボランティア団体を事前に登録し、大規模災害発生時に自治体や地域と連携して災害復旧や被災者支援を行うための仕組みのこと。
出典:内閣府
- 災害多言語支援センター(サイガイタゲンゴシエンセンター)
大規模災害発生時に、外国人被災者への多言語(やさしい日本語含む)で情報提供や相談を行う機関のこと。主な業務は、避難情報の多言語翻訳、通訳ボランティアの派遣、外国人の被災状況把握である。
出典:総務省

- 災害廃棄物(サイガイハイキブツ)
地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などがれきや木くず、ガラス、陶磁器、プラスチック、金属、アスベスト、可燃ごみ、コンクリートなどをいう。
出典：環境省(災害廃棄物対策指針等)
- 災害マネジメント総括支援員(GADM)(サイガイマネジメントソウカツシエンイン(ギヤドム))
大規模災害時に被災自治体の要請を受け、総務省に登録された名簿から派遣される、災害対応の知見を持つ管理職相当の職員のこと。被災地で災害対策本部の運営や応急対策の指揮・調整を行い、自治体の枠を超えて組織的に対応する「総括支援チーム」の中核を担う。
出典：総務省
- サプライチェーン
製造した製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながりのこと。
出典：一般ビジネス用語
- 事業継続計画(ジギョウケイゾクケイカク)
業務継続計画(BCP)を参照。
出典：つくば市
- 情報通信技術(ICT)(ジョウホウツウシンギジュツ(アイシーティ))
コンピュータなどの情報処理技術(IT)と、インターネットや電話などの通信技術を統合した技術の総称のこと。デジタル化された情報の収集・加工・伝達を円滑にし、人と人、モノとモノをネットワークでつなぐ仕組み全体を指す。
出典：一般用語
- 新物資システム(B-PLo)(シンブツリユウシステム(ビー-プロ))
能登半島地震などの教訓を踏まえ、内閣府が令和7年(2025 年)4月に運用を開始した、災害時の被災地への物資支援(プッシュ型支援など)を迅速化するITシステムのこと。従来のシステムを改良し、視認性や操作性を向上させ、専門知識がなくても国・自治体・事業者が円滑に物資供給・配送・管理を行える仕組み。
出典：内閣府
- 水防法(スイボウホウ)
洪水、雨水出水(内水)、津波、高潮による水災を警戒・防御し、被害を軽減して公共の安全を保持するための法律のこと。自治体や水防団による土のう積みなどの「水防活動」やハザードマップ(浸水想定区域)の指定、要配慮者施設等の避難計画作成などを義務付けている。
出典：水防法

- 脆弱性(ゼイジャクセイ)
大規模自然災害等が発生した場合に、最悪の事態となり得る現状の問題点や課題のこと。
出典:国土交通省
- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)(ゼンコクシュンジケイハウシステム(ジェイ-アラート))
弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムのこと。
出典:消防庁
- ソーシャルディスタンス
感染症拡大防止対策として、「対人距離の確保」を呼びかける言葉のこと。
出典:厚生労働省・一般用語

た行

- 大規模盛土造成地(ダイキボモリドゾウセイチ)
宅地を造成する際に、谷や沢、傾斜地を大規模に盛土して造成した、地震時に「活動崩落」のリスクの高い土地のこと。主に国土交通省のマップや自治体のハザードマップで位置が公表されている。
出典:国土交通省
- 地区防災計画(チクボウサイケイカク)
市町村内の特定の地区(町内会、自治会単位など)の住民や事業者が主体となり、災害時の「共助(助け合い)」を円滑にするために策定する、自発的な防災行動計画のこと。東日本大震災の教訓から 2013 年の災害対策基本法改正で創設され、地域ごとの特性に合わせた具体的な避難ルールや安否確認体制を定めるボトムアップ型の計画である。
出典:内閣府
- 地籍調査(チセキチョウサ)
国土調査のうちの一つで、土地一筆ごとの所有者、地番、地目、境界を確認するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)を作成し、土地を明確化するための調査のこと。
出典:国土交通省
- チェーンメール
情報の出所がわからない、転送を繰り返していく途中で情報の内容が改変されることがある等が原因で、間違った情報・不確実な情報を拡散してしまうことになる迷惑メールのこと。
出典:総務省

- 長寿命化工事(チョウジュミョウカコウジ)
「長寿命化」という考え方を取り入れ、効率的なメンテナンスサイクルの構築や、予防保全型の改修・改築の実施により、施設機能を維持しながら、従来以上に長期的に施設を使用することで、ライフサイクルコストの縮減や、財政負担の軽減及び平準化を図る工事のこと。
出典:つくば市
- 筑波研究学園都市建設法に定められた区域(ツクバケンキュウガクエントシケンセツホウニサダメラレタクイキ)
筑波研究学園都市建設法は、1970 年(昭和 45 年)に制定された、茨城県つくば市に「研究学園都市」を計画・建設するための根拠法のこと、本法律で定められた区域は以下のとおり。
上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稻荷前、高野台、牧園、池の台、松の里、西の沢、若葉
出典:国土交通省、つくば市
- つくば市地域防災計画(ツクバシチイキボウサイケイカク)
災害対策基本法(昭和 36 年(1961 年)法律第 223 号)第 42 条及びつくば市防災会議条例第 2 条の規定に基づき作成する計画のこと。災害に関して、地方公共団体、その他の公共的機関等がその有する機能を発揮して行う対策の基本を定めている。
出典:災害対策基本法第 42 条、つくば市防災会議条例第 2 条
- つくば市都市計画マスタープラン及びつくば市立地適正化計画(ツクバシチシケイカクマスタープランオヨビツクバシリッチテキセイカケイカク)
つくば市の特性を生かし、持続可能なまちづくりを進めるための都市空間の基本的な方針を定めた「都市計画マスタープラン」と、人口減少や超高齢社会を見据え、医療・福祉・商業等の都市機能や居住を誘導し、持続可能なコンパクトシティの形成を目指す「立地適正化計画」を一体的に策定した計画のこと。
出典:つくば市
- テレメータシステム
河川・ダム・道路などの遠隔地にある観測機器(雨量計、水位計等)のデータを無人で自動収集し、リアルタイムで監視局へ伝送するシステムのこと。主に洪水時の状況把握、災害対応の迅速化、および効率的な公物管理に役立てている。
出典:国土交通省

- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域(ドシャサイガイケイカイクイキ、ドシャサイガイトクベツケイカイクイキ)

土砂災害防止法に基づき、土石流、地すべり、がけ崩れの各事象に対し、県知事が指定する警戒区域(イエローゾーン)と特別警戒区域(レッドゾーン)のこと。特別警戒区域に指定された場合には、住宅の新築・改築では建築確認による安全の審査が必要となり、宅地分譲等の特定開発行為には県の許可が必要となる。

出典:土砂災害防止法

- 土砂災害防止法(ドシャサイガイボウシホウ)

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年(2000 年)法律第 57 号)」の略称。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとして平成 13 年(2001 年)4月1日に施行された法律のこと。

出典:土砂災害防止法

は行

- 破壊開始点(ハカイカイシテン)

断層面の中で最初に破壊が開始する位置。

出典:地震学用語

- ハザードマップ

洪水や土砂災害等の自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難地等が記載されている地図のこと。本市では、つくば市総合防災ガイド・マップを作成している。

出典:国土交通省、つくば市総合防災ガイド・マップ

- 避難確保計画(ヒナンカクホケイカク)

水害や土砂災害が発生するおそれがある場所における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な防災体制や避難誘導などに関する事項を定める計画のこと。水防法・土砂災害防止法の改正により、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成が義務となっている。

出典:国土交通省

- 避難行動要支援者(ヒナンコウドウヨウシエンシャ)

要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する方のこと。

出典:つくば市

- ブラックアウト

広域における大規模な範囲で停電が発生すること。

出典:資源エネルギー庁・一般用語

- 防災行政無線(ボウサイギョウセイムセン)

市町村が整備する防災関係機関への連絡や、住民へ防災情報を伝達する無線通信システムのこと。平時には一般行政事務にも使用されている。

出典:総務省

ま行

- マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時などに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

出典:つくば市

- モーメントマグニチュード

「震源における断層運動の大きさ」を反映した指標のこと。略称:Mw。

出典:気象庁・地震用語辞典

や行

- ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体能力、国籍などにかかわらず、多様な人々の要求を広く考慮し、誰もが安全、快適、安心に暮らせる環境や公共施設を計画・実行する考え方のこと。

出典:つくば市

- 要配慮者(ヨウハイリョシャ)

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時に特に配慮を要する人のこと。

出典:災害対策基本法

ら行

- ライフサイクルコスト

構造物などの計画・設計・施工から維持管理及び最終的な解体・廃棄までに必要な費用の総額のこと。

出典:国土交通省

- ライフライン

生活・生命を維持する市民生活の基盤となる水道・電気・ガス・通信・交通などの地域生活を支えるシステムの総称のこと。

出典:一般用語

- リスクコミュニケーション

関係者間で事前に想定されるリスクに関する正確な情報を共有し、対話を通じて、問題についての理解を深めること。

出典：消費者庁・一般用語

- 流域治水プロジェクト(リュウイキチスイプロジェクト)

国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたもの。全国の一級水系や二級水系において策定が進んでいる。

出典：国土交通省

- 流通備蓄(リュウツウビチク)

災害時に必要な物資を自治体が抱え込むのではなく、民間事業者と協定を締結し、流通段階にある商品を、災害時に優先的に供給してもらう仕組みのこと。

出典：国土交通省

- 老朽化対策(ロウキウカタイサク)

建設後 50 年以上経過し老朽化する道路、橋梁、河川、下水道などのインフラに対し、事故を防ぎ、持続可能な利用を確保するために、従来の「壊れてから直す」から「予防保全」へ転換し、計画的な点検・修繕・更新を行う取り組みのこと。

出典：国土交通省

B

- BCP(業務継続計画)

BCP: Business Continuity Plan。業務継続計画(BCP)を参照。

出典：つくば市

- B-PLo(新物資システム)

B-PLo: Busshi Procurement and Logistics support system(物資調達・ロジスティクス支援システム)。新物資システム(B-PLo)を参照。

出典：内閣府

D

- DV(ディーブイ)

ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)の略。配偶者、その他の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力行為のこと。

出典：一般用語

G

- GADM(災害マネジメント総括支援員)

GADM: General Adviser for Disaster Management。災害マネジメント総括支援員(GADM)を参照。

出典:総務省

I

- ICT(情報通信技術)

ICT:Information and Communication Technology。情報通信技術(ICT)」を参照。

出典:一般用語

P

- PDCA サイクル(ピーディーシーエーサイクル)

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の頭文字をとり、その4段階を繰り返し、事業活動における生産管理や品質管理などを継続的に改善する手法のこと。

出典:一般用語

S

- SNS(エスエヌエス)

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

出典:一般用語

T

- TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)

TEC-FORCE:Technical Emergency Control Force。緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を参照。

出典:国土交通省

つくば市国土強靱化地域計画

令和8年度(2026 年度)～令和 13 年度(2031 年度)

発 行／つくば市

発行年月／令和8年(2026年)9月

住 所／茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電 話／029-883-1111(代表)

編 集／市長公室 危機管理課